

、山存稿 社會評論

徳島縣	九三三	一三	一四
香川縣	一〇一四	一五	一五
愛媛縣	一一四三	一二	一二
高知縣	一二三一	二〇	二〇
福岡縣	二、三七四	一八	一七
大分縣	一、七八三	二二	二二
佐賀縣	一、四三六	二〇	二四
熊本縣	二、二三六	一九	二〇
宮崎縣	四八二	一〇	一一
鹿兒島縣	一、二八二	一二	一二
沖繩縣	四六六	一一	一一

五九〇

備考

別調とは私の調査に據て得たる數にして之を上に掲ぐる其筋の調査に比するときは其間多少の異同あるを免かれず而して若し此の數を以て正確なるものとせば又從て各府縣生徒人口の割合に變動を來さざるを得ざるべし然れども今や本書の發刊已に迫り更に其筋に打合せ兩調の相違を決定すべき時日無きを以て暫らく参照として別

調を此に附記す。

第二章 高等學校大學豫科に於て山口縣人との比較 他府縣人との比較

山口縣の
高等學校
教育

福岡新瀉
等山口以

次に高等學校大學豫科に於る生徒の數に於ては、各府縣の間に如何なる優劣があるか、高等學校は官立が五校、私立が一校である、官立五校の高等學校とは、東京に於る第一高等學校、仙臺に於る第二高等學校、京都に於る第三高等學校、金澤に於る第四高等學校、熊本に於る第五高等學校等即ち此等五校である、岡山に於る第六高等學校は未だ開始に至らぬのである、私立高等學校とは、即ち山口の高等學校である、此等六高等學校の生徒總數は二千九百二十九人である、之を道府縣の數、即ち四十七で割るときは、六十二人三分一厘と云ふ平均數を得るのである、そこで、此の平均大約六十二人と云ふ數に對して、山口縣人は高等學校に幾人居るかと云ふに、實に二百一人居るのである、即ち平均數より百三十九人多いのである、實に驚くべき數である、何れの府縣も山口縣には遠く及ばぬのである、他の府縣の中で、高等學校生徒を多く有つて居るのは、福岡と新瀉と熊本である、則ち福岡人は百六十三人高等

藩閩の將來

五九一

學校に居る新潟人と熊本とは各百三人居る、此等は頗る多いやうであるが、人口の割合にすると非常に寡いのである、山口縣の人口は九六一、〇六五人であるが、福岡縣の人口は一三五七七七人である、それ故に、人口の割合にすれば、福岡縣人は高等學校に二百八十四人居らなければならぬのである、然るに、僅に百六十三人居るのである、其れ故に、百二十一人山口縣よりは寡いのである、新潟縣は如何であるか、新潟縣の人口は一七三三、六二九人である、それ故に、山口縣の割合にすれば、高等學校に在學する新潟縣人の數は、三百六十三人餘でなければならぬ、然るに僅に百三人である、去れば、高等學校生徒の數に於ては、新潟縣は山口縣に二百六十人及ばぬのである、熊本縣は如何であるか、熊本縣の人口は一、二二二、〇六八人である、それ故に、山口縣の割合にすれば、高等學校に在學する熊本縣人の數は、二百三十五人餘でなければならぬ、然るに、僅に百三人である、去れば、山口縣に及ばぬことが百三十二人である、中で大に割合の宜いのは、獨り佐賀縣である、佐賀縣は人口が僅に五九九、六七九人であつて、高等學校在學者の數が百十九人である、去れば、人口の割合にすると、佐賀縣の高等學校在學者の數は頗る多いのである、去りながら、山口縣に較べては到底叶はぬのである、佐賀縣は、山口縣の割にすると、百二十五人餘の高等

學校生徒を有つて居らなければならぬのである、然るに、僅に百十九人である、それ故に、山口縣よりは六人寡い割である、去りながら、佐賀縣の如きは、山口縣にこそ及ばぬが、山口縣を除けば、高等學校生徒の非常に多い縣なのである、又各府縣の中には、實に憫むべき程高等學校生徒の寡ない處もある、京都府は、人口は山口縣と殆ど同一であるが、高等學校生徒の數は僅に六十九人である、大阪府は人口は一、五〇三、七七一一人であるが、高等學校生徒の數は僅に五十八人である、實に何と云ふ寡ない數であるか、神奈川縣は、人口は山口縣よりは少し寡ないが、高等學校生徒の寡ない事は實に非常である、僅に三十六人である、兵庫縣は、人口の多いことは各府縣の中で第三番である、殆んど山口の二倍もある、即ち一、六五二、三六六人である、然るに、高等學校生徒の數は僅に七十九人である、長崎縣は、人口は山口縣より十一萬人程寡ないが、高等學校生徒の數は、其割合よりも非常に寡いのである、僅に四十八人である、群馬縣、奈良縣、山梨縣、滋賀縣、岩手縣、青森縣、秋田縣、富山縣、鳥取縣、島根縣、和歌山縣、徳島縣、香川縣、宮崎縣、杯は人口も寡ないが、高等學校生徒の數も亦甚だ寡い、群馬縣は僅に二十六人である、奈良縣は僅に二十九人である、山梨縣は僅に三十人である、滋賀縣は僅に二十六人である、岩手縣は僅に二十九人である、青森縣は僅に二十

七人である、秋田縣も僅に二十七人である、富山縣は少し多いが、僅に四十九人である、鳥取縣は人口も一番寡いが、僅に二十二二人である、島根縣も漸く富山縣位である、僅か四十七人である、和歌山縣は、陸奥宗光氏杯の縣であるにも拘らず、僅に三十四人である、徳島縣は、蜂須賀侯爵の舊領地であつて、芳川顯正君杯のお國であるに拘らず、僅に二十四人である、香川縣も、徳島縣より少し多いばかりである、僅に三十八人である、宮崎縣は、人口も鳥取縣に次で寡ないが、高等學校生徒の數も、沖繩縣を除けば、各府縣の中で一番寡ないのである、即ち僅に二十人である、此等の諸府縣より少し割合の宜いのは、山形縣が人口八一〇三九人にして、八十人の高等學校生徒なるを、福井縣が人口六一二六二〇人にして、六十一人の高等學校生徒などである、去りながら、佐賀縣に較ぶれば、半數である、山口縣に較ぶれば、尙ほ寡ないのである、京都府は、山形縣や福井縣よりも餘程劣る、人口が九五七、二六〇人であつて、高等學校生徒は六十九人である、又人口が山口縣より多くあつて、高等學校生徒の非常に寡ない府縣は、大阪府の外にも數多あるのである、埼玉縣は人口が一、一五二、八二三人であるに拘らず、高等學校生徒の數は僅に三十三人である、千葉縣も、人口が一、二四五、八七四人であるに拘らず、高等學校の生徒は僅に五十四人である、茨城縣も、人

口が一、一一五、二六九人であるに拘らず、高等學校の生徒は僅に三十八人である、三重縣も、人口が九六七、四〇六人であるに拘らず、高等學校の生徒は僅に六十四人である、愛知縣の如きは、人口は各府縣中第四番である、即ち一、五九二、七三三人であつて、而も實に殷富極まる大縣であるに拘らず、高等學校の生徒は僅に五十三人である、靜岡縣も、人口が一、一七五、九八二人であるのみならず、殷富の點に於ては、山口縣には決して負ぬとは、其縣人の斷言する所であるに拘らず、高等學校生徒の數は僅に六十八人である、岐阜縣も、其人口は山口縣と殆んど同數であるが、高等學校生徒の數は、大約山口縣の三分の一に過ぎぬのである、即ち人口は九六〇、七一三人であつて、高等學校生徒の數は僅に五十五人である、長野縣も、人口は一、二三一、八五九人であるが、高等學校生徒の數は僅に七十二人に過ぎぬのである、福島縣も、人口は一、〇六一、〇一三であるに拘らず、高等學校生徒の數は僅に五十一人に過ぎぬのである、岡山縣も、人口が一、一〇八、三九三人であつて、而も、古來學事の殊に盛んなる地方だといつて、其縣人の誇つて居るに拘らず、高等學校生徒の數は僅に七十人である、廣島縣も、人口は一、四〇五、六七四人であつて、頗る大縣であるに拘らず、高等學校生徒の數は僅に五十九人である、愛媛縣も、人口は九七一、九五五人であるが、高等學校

宮崎縣	一	二	一	一	一六	一	二〇	一
鹿兒島縣	七	六	五	四	四二	一	六五	一
沖繩縣	四	一	一	一	五	一	二	一
計	八五八	五三〇	二五八	四四七	五九二	二四四	二九二九	六二、三一

第三章 教育の最高府たる大學に於て山口縣人と他府縣人との比較

次に、帝國大學に於る各府縣人の數は如何であるか、帝國大學々生々徒の數に於ても、山口縣は他府縣よりも非常に優等なる位置に居るのである。高等學校生徒の場合に於ると同様、東京府を例外として、而して、唯だ絶對的に在學者の數の上より云へば、第一番が福岡縣の百三十一人である、第二番が山口縣の百七十七人で、第三番が新潟縣の百四人である、第五番が愛知縣の八十四人である、第五番が石川縣の七十五人である、第六番が佐賀縣の七十四人である、第七番が熊本縣の七十三人である、第八番が北海道の七十二人である、第九番が鹿兒島縣の七十一人である、第十番が高知の七十人である、第十一番が静岡の六十九人である、第十二番が兵庫及び長野の

帝國大學に於る山口縣人の數に於る他府縣人の數

六十八人である、第十三番が山形の六十六人である、第十四番が京都府の六十一人である、第十五番が宮城の五十四人である、第十六番が長崎の五十三人である、第十七番が岡山及び愛媛の四十九人である、第十八番が三重の四十七人である、第十九番が福島縣の四十六人である、第二十番が福井の四十一人である、第二十一番が大阪、千葉、島根等の四十人である、第二十二番が茨城、栃木、大分等の三十九人である、第二十三番が岐阜及び埼玉の三十七人である、第二十四番が廣島の三十六人である、第二十五番が神奈川、富山、秋田、和歌山等の三十二人である、第二十六番が群馬の二十六人である、第二十七番が鳥取の二十五人である、第二十八番が滋賀の二十二二人である、第二十九番が山梨の二十人である、第三十番が岩手及び沖繩の十九人である、第三十一番が徳島の十八人である、第三十二番が奈良及び宮崎等の十七人である、第三十三番が香川の十六人である、第三十四番が青森の十三人である、今兩帝國大學に於ける各府縣人の絶對的の員數を標準とすれば、即ち、右の如くであるが、北海道、東京府、沖繩縣等は特別の事情がある地方であるによつて、此等を取除として、他の十四府縣に就て、其人口の割合にして見る時は、山口の百七十七人といふ大學々生々徒の數に對して、他の府縣は幾人であるべきか、又其過不足は如何であるかと云ふ

と、即ち左の如くである。

高知縣は七十四人でなければならぬ、然るに七十人であるから、山口縣の割合にすれば四人足らぬのである。

石川縣は九十一人でなければならぬ、然るに七十五人であるから、十六人足らぬのである。

鳥取縣は五十人でなければならぬ、然るに二十五人であるから、二十五人足らぬのである。

福岡縣は百六十五人でなければならぬ、然るに百三十一人であるから、三十四人足らぬのである。

山形縣は九十九人でなければならぬ、然るに六十六人であるから、三十三人足らぬのである。

福井縣は七十五人でなければならぬ、然るに四十一人であるから、三十四人足らぬのである。

愛知縣は百九十四人でなければならぬ、然るに八十四人であるから、百十人足らぬのである。

山梨縣は六十人でなければならぬ、然るに二十人であるから、四十人足らぬのである。

宮崎縣は五十五人でなければならぬ、然るに十七人であるから、三十八人足らぬのである。

長崎縣は百三十人でなければならぬ、然るに五十人であるから、八十八人足らぬのである。

宮城縣は百一人でなければならぬ、然るに五十四人であるから、四十七人足らぬのである。

島根縣は八十六人でなければならぬ、然るに四十人であるから、四十六人足らぬのである。

奈良縣は六十四人でなければならぬ、然るに十七人であるから、四十七人足らぬのである。

和歌山縣は八十人でなければならぬ、然るに三十二人であるから、四十八人足らぬのである。

京都府は百十七人でなければならぬ、然るに六十一人であるから、五十六人足

らぬのである。
大分縣は百人でなければならぬ、然るに三十九人であるから六十一人足らぬのである。
神奈川縣は百六人でなければならぬ、然るに三十二人であるから七十四人足らぬのである。
青森縣は七十三人でなければならぬ、然るに十三人であるから六十九人足らぬのである。
秋田縣は九十二人でなければならぬ、然るに三十二人であるから六十九人足らぬのである。
鹿兒島縣は百三十二人でなければならぬ、然るに七十一人であるから六十一人足らぬのである。
富山縣は九十二人でなければならぬ、然るに三十二人であるから六十九人足らぬのである。
滋賀縣は八十四人でなければならぬ、然るに二十二人であるから六十二人足らぬのである。

熊本縣は百三十七人でなければならぬ、然るに七十三人であるから六十四人足らぬのである。
群馬縣は九十八人でなければならぬ、然るに二十六人であるから七十二人足らぬのである。
徳島縣は八十二人でなければならぬ、然るに十八人であるから六十四人足らぬのである。
岩手縣は八十六人でなければならぬ、然るに十九人であるから六十七人足らぬのである。
香川縣は八十二人でなければならぬ、然るに十六人であるから六十六人足らぬのである。
愛媛縣は百十八人でなければならぬ、然るに四十九人であるから六十九人足らぬのである。
三重縣は百十八人でなければならぬ、然るに四十七人であるから七十一人足らぬのである。
静岡縣は百四十三人でなければならぬ、然るに六十九人であるから七十四人

足らぬのである。

栃木縣は九十七人でなければならぬ然るに三十九人であるから、五十八人足らぬのである。

福島縣は百二十九人でなければならぬ、然るに四十六人であるから、八十三人足らぬのである。

長野縣は百四十七人でなければならぬ、然るに六十八人であるから、七十九人足らぬのである。長野縣の六十八人と云ふ數は、東京帝國大學一覽の表に、六十七人とある故であるが、我輩が同一覽中の長野縣人の姓名に就て取調べたる所に據れば、七十五人と云ふ數を得るのである。之に京都大學の一人を加ふれば、即ち七十六人となる。左すれば、長野縣は七十一人の不足である。

岐阜縣は百十七人でなければならぬ、然るに三十七人であるから、八十八人足らぬのである。

茨城縣は百三十六人でなければならぬ、然るに三十九人であるから、九十七人足らぬのである。

岡山縣は百三十五人でなければならぬ、然るに四十九人であるから、八十六人

足らぬのである。

埼玉縣は百四十人でなければならぬ、然るに三十七人であるから、百三人足らぬのである。

大阪府は百八十三人でなければならぬ、然るに四十人であるから、百四十三人足らぬのである。

千葉縣は百五十二人でなければならぬ、然るに四十人であるから、百十二人足らぬのである。

新潟縣は二百十一人でなければならぬ、然るに百四人であるから、百〇七人足らぬのである。

廣島縣は百七十一人でなければならぬ、然るに三十六人であるから、百三十五人足らぬのである。

兵庫縣は二百一人でなければならぬ、然るに六十八人であるから、百三十三人足らぬのである。

去れば、人口の割合にすれば、高知縣が四人、丈ヶ山口縣に及ばぬことを始めとして、各府縣が皆山口縣には及ばぬのである。甚しきに至つては、兵庫縣の如く、實に百三

十三人も及ばぬ所がある、福岡縣杯は唯だ學生々徒の頭數より云へば、百三十一人であるから、山口縣より十四人多くつて、東京を除けば第一位に居るものであるが、人口の割合にすると、山口縣には三十四人及ばぬのである、又新潟縣の如きも、唯だ同縣人の頭數の上より云へば、百四人であるから、山口縣の次であつて、第三番に位する縣であるが、人口の割合にすると、百七人の不足があつて、山口縣には最も及ばぬ縣の一である、茲に實際の頭數に於ては、山口縣の百十七人に對して、僅かに七十四人を有するのであるから、七十三人丈け山口縣には及ばぬが、人口の割合にする、山口縣より一人丈け優つた縣が一ヶ所あるのである、其れは即ち佐賀縣である、實に名譽の事ではないか、佐賀縣は、中學生徒の數に於ても、千人に就て山口縣の一人九分に對して、二人と云ふ割合を以て居ると云ふことは、前に見た通りであつて、學事は非常に盛んな縣であるが、如何せん、人口の寡ない故に、絶對的の頭數に於ては、中學生徒の數も山口縣より四百二人寡ないが、大學の學生々徒の數も山口縣より四十三人寡ないのである、又高等學校の生徒の數に至つては、實に八十二人寡ないのみならず、人口の割合にしても、山口縣よりは六人割が悪いのである、去れば團體として山口縣人と佐賀縣人との競争になれば、佐賀縣人は、到底山口縣人には、今

佐賀縣の
大學生徒の
割合

日の所では及ばぬのである、又高等學校に於て、山口縣人の數が佐賀縣人の數より多いといふ事實は、大學に於ても、將來山口縣人の方が愈々優らむとするの前兆である。

小學教育
に於ける
優劣

中學教育
に於ける
優劣

高等學校
教育に於
ける優劣

大學教育
に於ける
優劣

茨城縣と
教育

大分縣及
奈良縣と
教育

山口縣の
教育事業
の得失

中には、義務教育に於て非常に高等なる位置を占めて居るが、中學教育になると劣等になり、高等學校及び大學の教育になると、愈々劣等に落ちる府縣がある、又中學の教育まで頗る優等であつて、高等學校及び大學の教育に至ることがツクリと落る府縣もある、例へば、茨城縣の如きは、義務教育に於ては、各府縣中第一番と云ふ高等の位置に居るのであるが、中學教育に至ると、千人に就て僅に〇九であつて、實に劣等極まるのである、高等學校及び大學の教育に至つては、更に劣等である、即ち、人口には山口より多くあるに拘はらず、高等學校の生徒は僅に三十七人ではないか、大學の學生々徒は僅に三十九人ではないか、又大分縣及び奈良縣等は、中學教育に於ては、山口縣よりも反つて優等の位置に居るが、高等學校及び大學の教育に至ると、非常に劣等な位置に落るのである、所で、山口縣の如きは如何であるかと云ふに、小學教育及び中學教育に於ても優等なる位置を占めて居る、山口縣より優つた縣が一二ないではないが、兎に角、山口縣も最優等者の中なのである、而して、高等學校及

び大學の教育に至ると、山口縣の如きは實に比較すべからざる最優等者となるのである。僅に佐賀縣が、人口の割合より云へば大學生徒の上に於て、山口縣より極僅か宜い位置に居ると云ふに過ぎぬのである。高等學校生徒の總數は二千九百二十九人である。之を道府縣の數四十七で割るときは六十二人三分一厘と云ふ平均數を得るのである。所で、平均以上に居る府縣は僅に十三であつて、其他の三十四道府縣は皆平均以下に居るのである。而して、山口縣の如きは、人口は各府縣中の中等であるに拘らず、平均よりは百三十九人多く、高等學校の生徒を有つて居るのである。實に驚くべき數である。又兩帝國大學學生々徒の總數は二千五百七十人であつて、平均數が五十四人六分八厘である。而して、平均以上に居る道府縣が僅に十七であつて、他の三十一府縣は何れも皆平均以下に居るのである。所で、山口縣の如きは、新潟縣よりも、福岡よりも、遙に人口が寡ないに拘らず、平均より多いことが六十二人である。實に何と云ふ盛んな事であるか、實に何んといふ盛んな教育熱であるか。

第四章 大學の學士と社會の位置

帝國大學に、多くの生徒を有すると云ふことは如何なることを意味するのである

大學々生
を多く有
するの結
果

敏腕外交
官

内務省と
學士

大藏省と
學士

司法省と
學士

農商務省
と學士

逓信省と
學士

文部省と
學士

辯論士と
學士

か、將來如何なる結果を來すのであるか、將來の日本帝國に於ては、官吏社會に於ると民間に於るとの論なく、高等なる位置責任ある位置に居るものは、必らず適當なる教育資格を有する者でなければならぬのである。今日でも、各省の高等官及び地方官の高等なるもの等政府の責任ある官吏には、學士若くは之と均しき教育資格のある者が多く採用せらるゝのである。今日若手の敏腕なる外交家は誰々であるか、加藤高明、栗野慎一郎、小村壽太郎、林董、林權助等の類ではないか、而して、彼等は大學の學士に非ざれば曾て海外に留學せしものである。内務省には、一木喜徳郎氏を始として、重要な位置を占めて居る法學士が頗る多いのである。大藏省は、田尻平山、目賀田、阪谷、駒井、早川等を始として、内外の學士連にあらざる者は實に寥々である。司法省に法學士の多いのは敢て喋々を要せぬのである。農商務省も、藤田次官、木内局長を始として重要な位置は大概學士が占めて居る。逓信省に於ても、次官は古市博士であつて、局長其他重要な位置には、久米、増田、石橋、大屋、淺野、野村、松永等の學士が揃つて居るのである。松本莊一郎氏の如きは、帝國大學の出身者ではないが、米國の高等なる工科大学の學士である。文部省の如きに至つては、次官は法學士であつて、兩局長及び勅任參與官は皆文學士である。其他書記官、參事官等も、大概皆學

士である、辯護士の如きも、其錚々たる者は、法科大學の出身者に非れば、司法省の舊法學校の出身者である、増島岡村、菊池鳩山、砂川高橋鈴木、朝倉等の諸氏は皆法科大學出身者である、其他は、岸本磯部、高木、栗塚等、司法省法學校の卒業者である、地方官に至つても、千頭、荒川、吉原、武田諸氏の如くに、學士にして縣知事に採用せらるる者が追々出來て、府縣の書記官、參事官等には、今日でも學士の數が非常に多いのである、市の助役、杯にも往々學士が加はつて居る、東京市の如き、大阪市の如き、京都市の如き、神戸市の如き、皆助役に學士が居る、實業界に於ては、數年前までは學士輩を輕蔑して採用せざる傾向があつたが、近年に至つては、學士其他教育資格あるものゝ價值も大に認めらるゝやうになつて來たのである、去れば、大阪其他の土地に於ける大工場、の重なる役員に學士の多いのは、勿論の事であるが、其れのみではなく、大銀行大會社にして、學士が數名居らざる所は殆んどない位であらう、日本銀行の如きは先頭迄は、川上、鶴原、植村等を始めとして、法學士の歷々が多數居つて、何れも重要な位置を占有して居つたのである、彼等が去つた今日でも、尙ほ數名の法學士が居るのである、正金銀行の如きは、三崎法學士が重要な位置を占めて居る、臺灣銀行の如きは、添田壽一氏を頭取に戴いて居る、大倉組には、門野工學士の如きが重

實業界と學士

新聞記者と教育

醫學校及病院と學士

要なる位置を占めて居る、其他枚舉に遑あらぬのである、而して、若し大學の學士でなければ、慶應義塾の出身者が跋扈して居るのである、其二三を舉げば、即ち中上川、莊田、近藤、加藤、阿部等の諸氏である、又大學の出身者にも、慶應義塾の出身者にもあらざるものゝ中では、高等商業學校の卒業生が追々好地位を占めて來るのである、新聞記者の如きも、多數は或は大學の出身者である、或は札幌農學校の出身者である、或は慶應義塾の出身者である、殊に多いのは、東京專門學校の卒業生である、又、全國に於る醫學校及病院等は、固より醫學士の占有する所である、去れば、何れの府縣でも、教育資格を有する者を多く作ることは、我邦に於る朝野の重要な位置を多く占有するに至るのである、夫れ故に、教育資格を有する者を多く作ることは、各府縣に取つて非常に大切な事である、殊に帝國大學の學士を作ることには、非常に大切である、此の如き教育資格を有することは、本人に取つて幸福であるのみならず、其の府縣の休戚にも大關係を有するのである、山口縣人が、高等學校にも帝國大學にも、非常に多いのは、固より異むに足らぬのである、帝國大學に於ける各府縣別人員の優劣及び山口と較べて、其過不足の如きは、即ち左表に掲ぐる如くである。

(第三表)

藩閥の將來

東京京都兩帝國大學學生徒道府縣別人員及山口縣に割合しての過不足表 (明治三十年十二月末) (内務省調査に據る)

道府縣	東京大學	京都大學	計	山口の割合	過不足	人口
北海道廳	七〇	二	七二	九二	不足 二〇	七五五、八三七
東京府	三三二	九	三四一	二三七	過 一〇四	一、九四八、五八一
京都府	五八	三	六一	一一七	不足 五六	九五七、二六〇
大阪府	三四	六	四〇	一八三	同	一、五〇三、七七一
神奈川縣	三〇	二	三二	一〇六	同	八七〇、二五六
兵庫縣	六四	四	六八	二〇一	同	一、六五二、三六六
長崎縣	五二	一	五三	一〇三	同	八四五、四四一
新潟縣	一〇〇	四	一〇四	二二一	同	一、七三三、六二九
埼玉縣	三七	一	三七	一四〇	同	一、一五二、八二三
群馬縣	二六	一	二六	九八	同	八〇六、二七七
千葉縣	三八	二	四〇	一五二	同	一、二四五、八七四

道府縣	東京大學	京都大學	計	山口の割合	過不足	人口
茨城縣	三五	四	三九	一三六	不足 九七	一、二一五、二六九
栃木縣	三六	三	三九	九七	同	七九八、九四六
奈良縣	一六	一	一七	六四	同	五二四、五六二
三重縣	四二	五	四七	一一八	同	九六七、四〇六
愛知縣	八〇	四	八四	一九四	同	一、五九二、七三三
静岡縣	六七	二	六九	一四三	同	一、一七五、九八二
山梨縣	一八	二	二〇	六〇	同	四九二、六八九
滋賀縣	二二	一	二三	八四	同	六八八、三四三
岐阜縣	三七	一	三七	一一七	同	六九〇、七一三
長野縣	六七	一	(六七) 六七	一四七	同	(七九) 一、二三一、八五九
宮城縣	五〇	四	五四	一〇一	同	八三三、一一三
福島縣	四五	一	四六	一二九	同	一、〇六一、〇一三
岩手縣	一九	一	一九	八六	同	七〇二、七五〇
青森縣	一三	一	一三	七三	同	六〇〇、二九四
山形縣	六三	三	六六	九九	同	三一三、〇三九
藩閥の將來						六一五

秋田縣	三一	一	三二	九二	足不	六〇	七五七、〇四一
福井縣	四〇	一	四一	七五	同	三四	六一二、六二〇
石川縣	七二	三	七五	九一	同	一六	七四九、七七五
富山縣	三一	一	三二	九二	同	六〇	七五四、七九九
鳥取縣	二三	二	二五	五〇	同	二五	四一二、九六五
島根縣	三六	四	四〇	八六	同	四六	七〇九、〇六五
岡山縣	四八	一	四九	一三五	同	八六	一一〇八、三九三
廣島縣	三四	二	三六	一七一	同	一三五	一、四〇五、六七四
山口縣	一一三	四	一二七	一一七	不足	一	九六一、〇六五
和歌山縣	三三	一	三二	八〇	不足	四八	六五六、〇二五
徳島縣	一八	一	一八	八二	同	六四	六七六、六九四
香川縣	一四	二	一六	八二	同	六六	六七六、六八一
愛媛縣	四七	二	四九	一一八	同	六九	九七一、九五五
高知縣	六八	二	七〇	七四	同	四	六〇九、〇〇五
福岡縣	一一八	三	一二一	一六五	同	三四	一、三五七、七七七

第五章 各種學校に於る山口縣人その他府縣人

大分縣	三九	一	三九	一〇〇	同	六一	八一九、九九六
佐賀縣	七二	二	七四	七三	過	一	五九九、六七九
熊本縣	七〇	三	七三	一三七	不足	六四	一一二、〇六八
宮崎縣	一七	一	一七	五五	同	三八	四五五、五三五
鹿兒島縣	六九	二	七一	一三二	同	六一	一〇八三、七四五
沖繩縣	一九	一	一九	五五	同	三六	四四九、一一二
合計	二、四七二	九八	二、五七〇	一、四一七			
平均	一	一	五、四六八	一			

小學、中學、高等學校、帝國大學等に於ける各府縣人の多少は前陳の如くであるが、其他の重要な學校に於ける各府縣人の數は如何であるか、近頃此等學校に依頼して蒐集したる材料に據れば、高等商業學校、陸軍士官學校、江田島海軍兵學校、戶山學校、砲工學校、陸軍中央幼年學校、東京陸軍地方幼年學校、仙臺陸軍地方幼年學校、名古屋陸軍地方幼年學校、大阪陸軍地方幼年學校、廣島陸軍地方幼年學校、熊本陸軍地方

幼年學校、慶應義塾早稻田東京專門學校等に在學する各府縣人の數は左表の如くである。

表中、高商は高等商業學校、士官は陸軍士官學校、海軍は江田島海軍兵學校、中幼は中央幼年學校、戸山は戸山學校、砲工は砲工學校、東幼は東京陸軍地方幼年學校、仙幼は仙臺陸軍地方幼年學校、名幼は名古屋陸軍地方幼年學校、大幼は大阪陸軍地方幼年學校、廣幼は廣島陸軍地方幼年學校、熊幼は熊本陸軍地方幼年學校、慶應は慶應義塾、専門は早稻田東京專門學校の略號である。

(第四表)

高等商業學校以下十四校生徒道府縣別人員表(前學年)

道府縣	高商	士官	海軍	戸山	砲工	中幼	東幼	仙幼	名幼	大幼	廣幼	熊幼	慶應	専門	計		
北海道廳	一六	八	八	二	—	三	—	—	—	—	—	—	—	—	四三	一四	九七
東京府	二〇一	六一	二〇一	九	二	三九	四五	七	七	五	七	四	二八五	一三六	一〇一八	—	—
京都府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

神奈川縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新潟縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
茨城縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栃木縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
奈良縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三重縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛知縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滋賀縣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

藩閥の將來

佐賀人
鹿兒島人

第四表に就て見るときは、種々の面白き事實を發見するのである。例へば、最も著しき事實は、佐賀縣及鹿兒島縣が非常に好き位置を占むることである。即ち、大學及び高等學校の生徒を除て、特に高等商業學校、陸軍士官學校、海軍兵學校、戸山學校、砲工學校、中央幼年學校、東京陸軍地方幼年學校、仙臺陸軍地方幼年學校、名古屋陸軍地方幼年學校、大阪陸軍地方幼年學校、廣島陸軍地方幼年學校、熊本陸軍地方幼年學校、慶應義塾、早稻田、東京專門學校等の生徒に就て見るときは、何時もながら東京が第一番であるが、是れは固より除外であるとするれば、第一番が佐賀である、第二番が鹿兒島である、山口の如きは第三位に下るのである。又一の著しき變動は、新潟縣の場合である。新潟縣は、高等學校生徒に於ては熊本と共に第六番である、大學々生々徒の場合にあつて、第四番であつて、即ち、高等學校生徒の數に於ては愛知、静岡、長野、廣島、兵庫等よりは遙に上位を占めて居り、大學の學生々徒の場合に於ては更に好位置を占めて居るのであるが、第四表に於ては、愛知、静岡、長野、廣島、兵庫、熊本等の諸縣には反つて及ばぬのである。之に反して、高等學校の場合杯に於て頗る劣等である所の愛知の如きが、反つて好位置を占むるのである。此等の變動は二重の原因に由るのである。一方に於て、山口、新潟等は、高等學校及大學に於て多數の生徒を有するに

山口人

引換へて、軍人養成の學校に於て其割合に多く生徒を有せざることである。他方に於て、佐賀、鹿兒島、愛知、静岡、長野、廣島等は、高等學校及大學の場合に於て學生々徒の寡ないことに引きかへて、軍人養成の學校に於て割合に多くの生徒を有し居ると云ふ事である。例へば、海軍兵學校に於る生徒の數に就て見るに、鹿兒島は百五十七人、佐賀は百五十三人である。然るに、山口は僅に八十一人である。而して、陸軍々人養成の學校に於る山口の優勢は、到底海軍兵學校に於る鹿兒島、佐賀の此の優勢には及ばぬのである。

第四表に於ける諸學校の中、地方幼年學校は中學程度のものであるが故に、後に掲ぐる第五表の如く地方幼年學校を除て、其代りに高等學校と大學とを加へて、大學以下東京專門學校迄に於る各府縣人の數に就て見るときは、矢張東京の次には山口が第一位に居るのである。鹿兒島、佐賀等が、武學生の數に於て如何に優等であるも、高等學校及大學に於る山口人の優勢には到底及ぶことは出来ぬのである。新潟の如きも、高等學校及大學を除くときは、静岡、熊本、愛知、高知、長野、廣島、石川、兵庫等に及ばぬのであるが、高等學校及大學を加へて計算するときには、此等の諸縣より優等の位置に居るのである。帝國大學以下專門學校迄十種學校に於る學生々徒、道府縣

山口が第
一位
鹿兒島
佐賀

青森縣	二五	二七	七	八	三	一	二	一四	四	一七	九五
山形縣	六六	八〇	二二	一六	六	二	九	四〇	五	一〇	二四六
秋田縣	三三	二七	八	八	二	一	四	三	一三	一一	一〇九
福井縣	四一	六	二二	一〇	四	一	二	三五	七	七	一七九
石川縣	七五	五五	一一	二八	一〇	五	三	七〇	七	六	二八九
富山縣	三三	四九	六	八	二	一	一	五	四	八	一一七
鳥取縣	二五	三三	六	一六	四	二	二	一四	八	一〇	一〇二
島根縣	四〇	四七	五	七	三	一	一	三	四	三	一三六
岡山縣	四九	七〇	二五	三〇	六	三	一〇	二五	一三	二〇	二八一
廣島縣	三六	五九	二八	三二	五	七	二	三三	二二	一八	二三〇
山口縣	一七	二〇一	二二	二二	一	一〇	三	八一	八	一四	一五九
和歌山縣	三三	三三	一七	一一	四	二	二	一一	九	一〇	一四四
德島縣	一八	二四	一一	三	一	一	七	九	一	七	九一
香川縣	一六	三八	八	一一	四	一	三	五	八	八	一〇二
愛媛縣	四九	五九	一一	三三	五	五	一〇	三六	八	一三	二〇九

高知縣	七〇	七七	二二	一九	八	三	六	八	三	一六	二八八
福岡縣	一三一	一六三	四〇	三五	八	七	一〇	四〇	三三	三二	四八七
大分縣	三九	五四	一一	一一	五	三	一	二二	一〇	一七	一六四
佐賀縣	七四	一一九	一五	二二	九	六	二	一五	九	一五	四三七
熊本縣	七三	一〇三	二二	二四	八	七	二	三九	一五	二四	三二七
宮崎縣	一七	二〇	五	一	六	一	三	九	三	八	八四
鹿兒島縣	七一	六五	一九	二六	一六	四	七	一五七	九	一四	三八八
沖繩縣	一九	一一	七	四	一	一	一	一	六	二	五〇
計	二、五七〇	二、九二九	八九八	六九五	二二六	一四〇	二九九	一、四八二	九九二	八九〇	一、一、二二一
平均	五四六八	六三三三	一九二一	一四七九	四八一	三九八	六三六	三、五三三	二、二一一	一八、九四	二、三、六二二

(第六表)

第五表人員多寡の順序

人員

第一 東京府
 第二 山口縣

一、五九二
 五一九

藩閥の將來

六二七

第 三	福 岡 縣	四八七
第 四	佐 賀 縣	四三七
第 五	鹿 兒 島 縣	三八八
第 六	新 潟 縣	三四八
第 七	靜 岡 縣	三三三
第 八	熊 本 縣	三一七
第 九	愛 知 縣	三二四
第 十	長 野 縣	三〇七
第 十 一	石 川 縣	二八九
第 十 二	高 知 縣	二八八
第 十 三	兵 庫 縣	二八五
第 十 四	山 形 縣	二四六
第 十 五	岡 山 縣	二四一
第 十 六	廣 島 縣	二三〇
第 十 七	宮 城 縣	二二三

第 十 八	三 京 重 都 縣 府	三三三
第 十 九	愛 媛 縣	三三三
第 二 十	北 海 道 廳	二〇四
第 二 十 一	千 葉 縣	一九八
第 二 十 二	大 阪 府	一九四
第 二 十 三	長 崎 縣	一八九
第 二 十 四	福 島 縣	一八六
第 二 十 五	福 井 縣	一七九
第 二 十 六	神 奈 川 縣	一七三
第 二 十 七	茨 城 縣	一七〇
第 二 十 八	大 分 縣	一六四
第 二 十 九	埼 玉 縣	一六一
第 三 十	和 歌 山 縣	一四四
第 三 十 一	岐 阜 縣	一四〇
第 三 十 二	枳 木 縣	一三七

第三十三	島根縣	六三〇
第三十四	群馬縣	一一六
第三十五	富山縣	一一七
第三十六	岩手縣	一一二
第三十七	秋田縣	一〇九
第三十八	鳥取縣	一〇七
第三十九	山梨縣	一〇五
第四十	香川縣	一〇二
第四十一	青森縣	九五
第四十二	德島縣	九一
第四十三	宮崎縣	八四
第四十四	奈良縣	七三
第四十五	沖繩縣	五〇
計		一一、一三二

第六章 文學生武學生として山口縣人

他府縣人

文學生
鹿兒島
佐賀
熊本
非其數
多に

石川の武學生

福岡の武學生は買りに少なり

熊本
京都府
武學生

更に一步を進めて、文學生と武學生とを全く別にして見るときは、如何なる結果を得るのであらうか、即ち下に掲ぐる所の第七表及第六表に示せる如き結果を得るのである、第七表の武學生の部に就て見るに、第一番は固より東京であるが、其生徒數は割合に寡いのである、それに反して、鹿兒島及佐賀の武學生の數と云ふものは實に非常なものであつて、即ち山口をも大に凌駕するのである、山口は僅に五十六人であるに、鹿兒島は二百十人を以て第二番である、佐賀は二百四人を以て第三番である、山口は漸く第四番の位置を占めて居るのである、而して、第三番たる佐賀の人數と、第四番たる山口の人數との差等は實に著しきものである、其差等よりすれば、第四番山口の人數と、第五番石川の人數との差等の方が遙に寡いのである、石川も武學生の數は割合に多いのである、將に山口を凌駕せむとするの勢あるものである、高知もなか／＼宜い位置を占めて居る、福岡が甚だ悪い、福岡にして僅に高知の次と云ふは實に何たる事であるか、軍事には非常に不熱心であるといはなければならぬ、熊本もお國柄にしては非常に寡いと云はなければならぬ、又武學生の著しく寡いのは格別に寡いのは、京都府と大阪府とであるが、是れは固より驚くに

東京府
福岡

山口

新潟

佐賀
鹿兒島

石川

山口と福
岡との優
劣

足らぬ事である。各府縣人の武學教育に關する著しき事項は此の如きものである。次に第七表に於ける文學生の部に就て見るときは如何なる事實を發見するか、第一、東京が格外に多い、然れども是れは特別の事情ある例外の場合である、次に福岡が非常に多い、三百八十七人で、即ち平均より大約二百一十一人多いのである、第三番は山口である、三百六十三人である、即ち平均より百八十七人多いのである、第四番は新潟である、新潟もなかく多い、三百七人である、即ち平均より百三十一人多いのである、之に反して、佐賀、鹿兒島、石川等の如きは武學生の場合に於て既に非常に優等な位置を占めて居る縣であるが、文學生の場合に至ると、ずつと劣等の位置に下るので、殊に鹿兒島の如きは人口も百萬からある大縣であつて、而も藩閥の錚々たる地方であるに拘らず、僅に百七十八人である、即ち平均より二人多い丈けである、石川の如きは武學生に於て第五番であるが、文學生に於ては第二十一番に下つて、平均より二十二人寡ないのである、山口の如きは文學生の數に於て第三番の位置を占め、武學生の場合に於て第四番の位置に居るのである、而して、山口が文學生の場合に於て福岡に三百八十七人と云ふ數を以て第二番を占められ、已れば三百六十三人といふ數を以て第三番を占めて居るのは、山口に取つて實に非常に名譽

佐賀の名

な事である、即ち、他各府縣人の大に注意すべき所である、何んとなれば、人口の割合にすれば、福岡は山口には百二十三人程及ばぬのである、新潟の如きも、三百七人を以て山口の次に第四番を占めて居るが、人口の割合にすれば、三百四十八人、山口には及ばぬのである、去れば、文學生の數に於て山口が他府縣に超越することは實に非常である、獨り佐賀が人口の割合にすれば、二百二十七人で宜き所を、二百三十二人も有つて居る、是れのみが一の美事である、其他の各府縣に至つては、生徒實際の數に於ても、人口の割合にしても、孰れも山口には非常に劣つて居るのである、文學生及武學生、道府縣別人員及其多寡の順序は、左の第七表及第八表に示す如くである。

(第七表)

帝國大學以下五校文學生及士官學校以下五校
武學生道府縣別人員表

北海道	帝國大學以下五校文學生					士官學校以下五校武學生					
	大學	高等	高商	慶應	專門	計	士官	中幼	戶山	砲工	海軍
七二	三八	一六	四三	一四	一八三	八	三	二	十	八	三

藩閥の將來

東京府	三四一	三〇八	二〇一	二八五	一三六	一二七	六一	三九	九	二〇一	三三
京都府	六一	六九	一三	一八	一八	一七九	七	六	一	一七	三三
大阪府	四〇	五八	二〇	三四	一四	一六六	七	二	五	一三	二八
神奈川縣	三三	三六	一三	四五	一五	一四一	五	四	二	二一	三三
兵庫縣	六八	七六	三四	三一	二六	二三五	〇	八	四	六	五〇
長崎縣	五三	四八	二〇	二六	二二	一四九	二	一	五	二二	四〇
新潟縣	一〇九	一〇三	二六	三三	五二	三〇七	一四	五	四	一三	四一
埼玉縣	三七	三三	一五	三〇	二七	一四二	二	六	四	二	一九
群馬縣	二六	二六	一五	一八	一四	九九	五	二	二	一	二四
千葉縣	四〇	四四	三二	三三	二六	一六四	五	三	二	一	三三
茨城縣	三九	三七	一六	二二	一九	一三四	八	二	七	二	一七
栃木縣	三九	二九	一三	一九	一八	一三八	七	一	三	一	一八
奈良縣	一七	二九	三	三	七	五九	四	一	三	二	四
三重縣	四七	六四	二一	一八	二二	一七一	一	五	五	四	一六
愛知縣	八四	五三	二五	三三	二七	三三	二五	一三	九	六	三九

静岡縣	六九	六八	三〇	三一	三五	三三	二二	三	三	六九	九〇
山梨縣	二〇	三〇	六	一六	一二	八四	九	二	一	八	二〇
滋賀縣	三三	二六	一五	一三	一六	九三	六	四	三	一	三三
岐阜縣	三七	五五	九	一一	六	一一八	七	二	二	四	三三
長野縣	六八	七二	一九	三三	三八	三九	三	八	六	三〇	七八
宮城縣	五四	八三	八	一〇	一四	一六八	一八	一〇	八	三	五五
福島縣	四六	五一	一二	一六	一五	一四〇	一三	四	八	一	四六
岩手縣	一九	二九	二四	五	九	七六	一	三	二	二〇	三六
青森縣	二二	二七	七	四	一七	六八	八	二	三	一	二七
山形縣	六六	八〇	二二	五	二〇	一七三	一六	九	六	二	七三
秋田縣	三三	二七	八	一三	二二	九三	八	四	二	一	一七
福井縣	四一	六一	一二	七	七	二二八	一〇	二	四	一	五二
石川縣	七五	五五	一一	七	六	一五四	二八	三	一〇	五	三五
富山縣	三三	四九	六	四	八	九九	八	一	二	二	一八
鳥取縣	二五	三二	六	八	一〇	七一	一六	二	四	一	三六

鹿兒島縣	七二	六五	一九	九	一四	一七八	二六	七	一六	四	一五七	二一〇
宮崎縣	一七	二〇	五	三	八	五三	一三	三	六	一	九	三一
熊本縣	七三	一〇三	一五	一五	二四	三三八	二四	二	八	七	三九	八九
佐賀縣	七四	二九	一五	九	一五	三三三	三三	三	九	六	一五三	二〇四
大分縣	三九	五四	二二	一〇	一七	一三三	一一	一	五	三	一一	三三
福岡縣	一三一	一六三	四〇	二二	三二	三八七	三五	一〇	八	七	四〇	一〇〇
高知縣	七〇	七七	二二	三	一六	一八七	一九	三	八	三	六八	一〇一
愛媛縣	四九	五九	一一	八	一三	一四〇	三三	一〇	五	五	二六	六九
香川縣	一六	三八	八	八	八	七八	一一	三	四	一	五	二四
徳島縣	一八	二四	一一	一	七	六一	二二	七	一	一	九	三〇
和歌山縣	三三	三四	一七	九	一〇	一〇三	一一	一四	四	二	一一	二二
山口縣	二七	二〇一	二二	八	一四	三六三	四二	一三	二	一〇	八一	一五六
廣島縣	三六	五九	一八	一三	一八	一四三	三一	二二	五	七	三三	八七
岡山縣	四九	七〇	二五	一三	二〇	一七七	二〇	一〇	六	三	二五	六四
島根縣	四〇	四七	五	四	二二	一〇八	七	一	三	四	三	一八

沖繩縣	一九	二	七	六	二	四五	四	一	一	一	一	五
合計	一	一	一	一	一	八二七九	一	一	一	一	一	二八四三
平均	一	一	一	一	一	一七六一四	一	一	一	一	一	六〇四六

(第八表)

文學生及武學生道府縣別人員多寡の順序

第一	東京府	一、二七一	東京府	三、三一
第二	福岡縣	三、八七	鹿兒島縣	二、一〇
第三	山口縣	三、六三	佐賀縣	二、〇四
第四	新潟縣	三、〇七	山口縣	一、五六
第五	兵庫縣	一、一七	石川縣	一、三五
第六	静岡縣	二、三三	高知縣	一、〇一
第七	佐賀縣	二、三三	福岡縣	一、〇〇
第八	長野縣	二、二九	愛知縣	九二

藩閥の將來

六三七

第九	熊本縣	二二八
第十	愛知縣	二二二
第十一	高知縣	一八七
第十二	北海道廳	一八三
第十三	京都府	一七九
第十四	鹿兒島縣	一七六
第十五	岡山縣	一七七
第十六	山形縣	一七三
第十七	三重縣	一七一
第十八	宮城縣	一六八
第十九	大阪府	一六六
第二十	千葉縣	一六四
第二十一	石川縣	一五四
第二十二	長崎縣	一四九
第二十三	廣島縣	一四三

靜岡縣	九〇
熊本縣	八九
廣島縣	八七
長野縣	七八
山形縣	七三
愛媛縣	六九
岡山縣	六四
宮城縣	五五
福井縣	五一
兵庫縣	五〇
福島縣	四六
和歌山縣	四二
三重縣	四四
新潟縣	四一
長崎縣	四〇
茨城縣	三三
岩手縣	三三
鳥取縣	三三

第二十四	埼玉縣	一四二
第二十五	神奈川縣	一四一
第二十六	愛媛縣	一四〇
第二十七	茨城縣	一三四
第二十八	大分縣	一三二
第二十九	福井縣	一三八
第三十	岐阜縣	一一八
第三十一	島根縣	一〇八
第三十二	和歌山縣	一〇二
第三十三	群馬縣	九九九
第三十四	滋賀縣	九九二
第三十五	山梨縣	八四
第三十六	香川縣	七八
第三十七	岩手縣	七六
第三十八	鳥取縣	七一

千葉縣	三四
京都府	三三
神奈川縣	三三
大分縣	三三
滋賀縣	三一
宮崎縣	三〇
德島縣	二八
大阪府	二七
青森縣	二四
群馬縣	二二
香川縣	二二
岐阜縣	二一
北海道廳	二〇
山梨縣	一九
埼玉縣	一八
富山縣	一七
島根縣	一六
秋田縣	一四
奈良縣	一四

第三十九	青森縣	六八	沖繩縣	五
第四十	德島縣	六一		計
第四十一	奈良縣	五九	平均	六〇・四六
第四十二	宮崎縣	五三		
第四十三	沖繩縣	五		
計		八、二七九		
平均		一七六・四		

第二表より第八表迄を對照して見るときは、各府縣人の間に於る教育上の大勢が一目瞭然となるのである、又種々の斷定を下すことも出来るのである、第一、武學生の數に於て大約六十人と云ふ平均數の上に居るのは、東京、鹿兒島、佐賀、山口、石川、高知、福岡、愛知、静岡、熊本、廣島、長野、山形、愛媛、岡山等の十五縣である、其他の三十二道府縣は平均以下に居るのである、而して、平均以上に居つて上位を占めて居る諸縣の生徒數と、平均以下に居つて下位を占めて居る道府縣の生徒數とは、非常な差等があるのである、即ち、多きは鹿兒島の二百十人、佐賀の二百四人、杯いふ驚くべきものがある、寡きに至つても、山梨の二十人、埼玉、栃木の十九人、富山、島根の十八人、秋田の

各府縣に於る教育上の大勢を武學生

驚くべき多量の生徒數

驚くべき少量の生徒數文學

山口の名譽

維新前大藩の地方

十七人、奈良の十四人、杯いふ實に驚くに堪へたるものがある、第二、文學學生の數に於て大約百七十六人と云ふ平均數の上に在るのは、東京、福岡、山口、新潟、兵庫、静岡、佐賀、熊本、愛知、長野、高知、北海道、京都、宮城、鹿兒島等の十五道府縣である、其他の三十二府縣は、孰れも皆平均以下に居るのである、而して、平均以上に居るものには福岡の三百八十七人、山口の三百六十三人、杯いふ多數もあるが、平均以下に居る者には宮崎の五十三人、奈良の五十九人を始めとして、其生徒の數が平均數の半分にも足らぬ縣も少からぬのである、第三、各種の教育に於て、孰れも格外に多くの生徒を有して居るのは、獨り山口縣のみである、其他は鹿兒島、佐賀、石川等の如く、武學教育で優等であれば文學教育に於て劣等になり、新潟及兵庫の如く、文學教育に於て多數の生徒を有すれば、武學教育に於て非常に劣等に下るのである、第四、文學教育と武學教育とを平均したる所で、人口の割合にして優等の位置を占有して居る縣は、維新前に於て大藩の在つた地方にして、而も、維新後に於て教育に熱心なる有志家の多き地方である、文武教育の殊に盛んなる縣は、先輩元老の鞏固なる團體の存在する地方である、即ち、人口の割合にして教育事業の頗る盛んなるは、山口、福岡、佐賀、鹿兒島、高知、石川の六縣である、彼等は孰れも維新前に於ては大藩の在つた地方であつて、

有志家元
老の遺力

維新後に於ては後進子弟の教育に熱心なる有志者の多い地方である、而して、山口の如く最も教育の盛なる縣は、即ち、教育に最も熱心なる多數の元老先輩の鞏固なる團體の存在する地方である。

第七章 學資金及育英法の著明なる者

教育資金
教育獎勵

高知縣
海南學校
振武會
土佐同志會

後進者の教育に熱心なる先輩の多く存在する地方に於ては學校も多く設立せらるゝのである、又教育獎勵の目的を以て會を設けたり、教育資金を募つたりして人才を養成する杯のことが盛んに行はるゝのである、各府縣に於る教育事業の盛否は決して偶然の結果ではない、其盛否は有志家に於て、先輩者に於て意志的故意的の盡力が有るか無きかに由つて決せられるのである、例へば高知縣の如きは往時大藩所在地であつたのみならず、教育熱心の先輩に富める地方であるに因て、夙に海南學校等を設けて多年の間盛んに軍人養成を努めたのである、其れのみならず、海陸軍人を仕立てる爲に軍人の職金にて成れる振武會なるものがある、本部は東京に在つて、郷里より軍人志望にして將來望みある子弟を集め來り、其資を補助し、軍人監督の下に於て、東京に於て修學せしむる仕組である、又外に土佐同志會なるも

石川縣

高等學校

寄附金

育英會
久徵館
費

軍人養成
費

貸費生
十三名

福岡縣
修誠館

のがある、大學々生杯を補助するの目的であるが基金として十萬圓までを募集する見込である、と云ふ、石川縣には舊藩主及有志者が設立したる一種の私立高等學校があつて、大に子弟を養成したのであるが、明治十九年に、高等學校の官制が公布せらるゝに方つて、舊藩主よりは、五六萬圓と凡そ九萬圓の價格ある地所を義捐し、有志者よりは七八萬圓を寄附したのである、即ち、石川縣が明治二十年以來、高等中學校を有して大に人才を養成する方便を得たる所以である、又二十年以前より育英會なるものを組織して貸費の制を設けられたのである、數年前までは久徵館杯いふ寄宿舎の設備もあつたのである、貸費には通常貸費特別貸費等のものがある、其資金が數萬圓あつて、其利子數千圓を以て文學生を補助するのである、此の外に、武學生の爲には軍人養成費と云ふものがある、六萬圓を募集する計畫で、既に三萬圓程は集つたと云ふ、而して、育英會第十八回年報を見るに、三十年十月より三十二年九月に至る年度中に於る貸費生の總員數は實に七十三名である、石川縣に文武の學生の多きは固より異むに足らぬのである、福岡縣に於ては、彼の有名なる修誠館は舊藩主長浦公の企圖に係る所であつて、基金四萬五千圓の利子、三千百五十圓と生徒の授業料若干圓とを合せて經費に充る計畫にて、明治十八年に創立せら

も増加して居ると云ふ、又地方幼年學校の設立があつたに由つて、干城學校は廢されたれども、陸軍志願者の養成費は以前と異なることがない云ふ、又佐賀縣下の各藩藩に於ても、夫れん、教育資金が集められて、學生を養成するの組織が多くあることならむと云ふ、舊唐津藩の如きは即ち其一であると云ふ、佐賀縣に於る學生の養成の方便は實に非常なものである、佐賀縣の人口と其文武學生の割合が、山口のよりも却て上位に居ると云ふが如きは畢竟右等の如き盛んなる獎勵法若くは補助法のある爲である、故意的意志的の企圖は實に大切である、鹿兒島には古くより造士館と云ふ教育の大機關が在つたが、十餘年前に四五十萬の資金を以て之を高等中學校の組織に改めたのである、然るに數年前に高等學校を廢して資金の全部を擧げて貸費生及留學生の資金に充るが宜いと云ふ説が、或る有力者の中に起て反對者があつたが、竟に其説が勝利を得て、折角設立したる高等學校も終に廢止となるに至つたのであるが、又昨今にては、高等學校の必要を感じて來たに由つて、同縣の有志者は頻に其再興を圖つて居るのである、斯る莫大の資金を有して、或は高等學校を興し、或は學資を補助するのであるに因つて、學生の多いことは固よりの事である、武學生の場合に於て、鹿兒島が第一等の位置を占め居ると云ふのは決し

鹿兒島造士館

山口縣の教育事業の防長教育會の資金六十五萬圓

武學獎勵會の資金八萬圓

山口高等學校

て偶然の事ではない、去れば、高知でも、石川でも、佐賀でも、福岡でも、鹿兒島でも、教育の盛なる縣に於ては必ず有志者の非常なる盡力があるのであるが、子弟の教育に關する計畫の最も秩序あるもの、最も偉大なるもの、實行せられて居るのは何時もながら山口縣である、山口縣の教育資金の額の如きは實に非常なるものである、防長教育會の資金が六十五萬圓あつて、其れで一方に於ては高等學校の經費を支辨し、他方に於ては大學の學生其他にして品行方正學力優等なるに拘らず、貧困にして學資に窮する者に學資を補助することを爲して居るのである、又海陸軍人養成の爲には、別に武學獎勵會と云ふものが在つて、其資金が八萬圓あるといふ、特に軍人養成の爲めのみに入萬圓の資金と云ふのは實に盛大の事ではないか、又長野、新潟、静岡、愛知、高知、香川等の諸縣に於ては、明治三十二年に至つて始めて高等學校の必要を感じて、互に競争杯をして、何萬圓寄附するから我が縣に高等學校を設立して呉れろと言つて、當局者に對して頻りに運動三昧を爲して居るが、山口縣の如きは決して此の如く迂遠なものではない、實に卓見極まるものである、既に十餘年前に、何とも言はずに一手で高等學校を設立して仕舞つたのである、實に何たる英斷であるか、斯る文武教育の大資金もあり、又十餘年前よりして高等學校も特有

山口縣の
先輩元老

篠崎知事
と新潟縣

して居るが故に、山口縣には武學生も文學生も兩者共に格外に多いのである。而して、獨り山口縣のみ斯く莫大の教育資金があり、斯く特有の高等學校があるといふのは伊藤侯爵、山縣侯爵、井上伯以下の先輩元老が、能く同心協力して後進者の教育の爲に非常に熱心に盡力せらるゝのに外ならぬのである。山口縣と較ぶれば新潟縣は何んたる相違であるか、卓見なる親切なる篠崎知事が、十年前前に五十萬圓の資金を募つて、高等學校を新潟縣に興さうといふ計畫をせられた所が、一向に賛成者もなかつたが爲に、終に斯る有益なる計畫も實行を見るに至らなかつたのである。山口縣で行はれた事が、新潟縣で行はれなかつたのは如何なる故であるか、人口の寡ない故であるか、新潟縣の人口は山口縣の人口の殆んど倍であるか、貧縣の故であるか、人口に於てのみならず、富に於ても、面積に於ても、新潟縣は殆んど全國第一の大縣である、而して、下等人民には貧者も少なからぬであらうが、富者には大藩舊藩主の財産にも劣らぬ程の財産のものも多數あるのである。山口縣で難なく出來た高等學校設立の事が、新潟縣で出來なかつたのは人口や富の事情の故なのではないのである。社會の主動者たる有力卓見の先輩元老の鞏固なる團體が、山口に在つて新潟にはないといふ其の主動の全く同じからざるが故である。新潟縣は彼

山口縣の
元老先輩
の卓見

の如き大縣彼の如き富縣であるに拘らず、有力卓見の元老主動者の團體のない爲に、高等學校の一枚位も設立する事が出來なくつて、只管官設を仰で他縣と見苦しき競争三昧を仕て居る仕宜なのである。有力なる元老主動者の有無は、府縣の休戚に取つては非常な關係を有するのである。山口縣の如きは唯り莫大なる教育資金を有し、唯り高等學校を特有するのみではない、小學校と中學校との關係、中學校と高等學校との連絡の如きも極めて能く整つて居て、概して教育事業は頗る秩序的に成つて居るのである。

山口の元老輩が、早く十餘年前に於て莫大の教育資金を募つて、大英斷を以て高等學校を設立せられたるは實に卓見である。古今を問はず東西を論せず、優等なる教育資格を有する者でなければ、社會上流の地位に立つて立派なる生活を成すことは出來ぬのである。大に事を爲し能く己れの身を立てしめ、且つ社會に有益なる生活を營まむ事は、優等なる教育資格がなければ、到底出來ぬのである。固より天才は別である、然れども、天才と雖も、經驗と云ふ學校の下に於て久しく訓練を受くるにあらずんば、天才の効を十分顯はすことは出來ぬのである。優等教育資格を有することは、獨り箇人に取つて必要であるのみではない、優等教育資格の在る箇人を多

各府縣人
未だ眼力
醒めず

く有することは、社會隆盛の爲に亦甚だ必要である、其證明は既に前段で陳べたる如くである、而して今日の如き激しき競争の時代、今日の如く學術日新の時に際して、優等教育資格を有することは、僑人及社會の生存競争の爲には實に必要なる條件である、卓見なる山口の元老輩は、此の如き事情を能く了知して居らるゝに由つて、非常なる盡力と熱心とを以て、多年前に既に莫大なる教育資金を作られたのである、一手で高等學校を設立せられたのである、他の府縣に於て、漸く此頃に至つて少し眼が開いて高等學校の必要杯を認むるやうになつて來たのである、併しながら、まだ本當に眼が醒めぬのである、故に、山口の如くに斷然たる決心を爲して、自力を以て速に設立する如きことを爲さずして、互に寄附金の力で官立高等學校を釣出さむ杯として居る位のことである。

第八章 他府縣人も山口縣人に倣つて高等

學校を興すべし

高等學校
問題

高等學校問題に關しては、各府縣人共に確實なる觀念を得て大に決心せなければならぬのである、去りながら、高等學校問題に關しては、各府縣人も文部當局者も、未

高等學校
は全國に
幾校を要
するか

餘り生徒
の多き高
等學校は
生徒の爲
にならず

だ正確なる觀念を有つて居らぬのである、彼等は共に想像するのである、高等學校は、各府縣の間に幾箇所か適當なる場所を選んで、全國に數十校を設立すれば、其れで國家の需用に應ずる事が出來ると、彼等の想像するのである、例へば、九州には尙ほ一校も有れば宜い、四國には何處かに一校あれば宜い、東海道にも愛知か静岡の中に一校あれば宜い、東山北陸の方面に於ては、信越の間に一校あればよい、杯と、先づ斯ういふ位の觀念を、各府縣人も文部當局者も有つて居るやうである、實に迂遠極る考である、中學生徒の二千人以上もある府縣には、高等學校は必らずなければならぬ、而して、二千人以上を有する府縣は、數年を出でずして、數多あるであらう、中には三千人近くに達する地方もあるだらう、例へば、長野の如きは中學に關する目下の計畫を實行する曉に於ては、生徒の數は三千五百名以上に達するであらうと云ふ、新潟の如きも生徒の人員は、早晩三千五百人程にも達する見込だとは、其縣人の主張する所である、然るに、若し斯る多數の中學生徒を有する府縣數箇の間に、一の高等學校を設立することゝすれば、非常に多くの生徒を收容し得るやうなる廣大なる學校を設立せなければならぬのである、然れども、高等學校は、第一高等學校の如く、八九百名の生徒を有する如き盛大のものは、生徒の教育の爲に決して適し

たるものではない、高等學校生徒の年齢位の少年に取つては、學科の教授のみならず、尙ほ其外の教育といふものが最も必要である、此の位の年齢の時に於る教訓習慣等の善惡に因つて、將來如何なる人物になるかといふ事が専ら決せらるゝのである、人が生涯を過るやうな悪慣に染るも重に此頃である、此頃の教育は實に大切である、然るに、若し九百人千人といふ生徒の數になるときは、學校は如何にも盛大のやうであるが、感化とか訓練とか云ふ事は全く問題外となるのである、尙も秩序紀律等を維持しやうと思へば、佛蘭西流にやるより外にはないのである、即ち、兵營流に軍人流の取扱に取扱ふ外より途はないのである、其れをせぬ場合には、自治とか何とか唯だ人聞きの宜い名稱の下に全く放任主義に陥るのである、自治の名は何人も悦ぶものである、又自治の出来る者には固より自治が宜からう、然れども、多數生徒の上から云へば、弱年の時は周圍の悪き勢力の爲に誘惑せらるゝのが常である、故に父母及び教師の監督及び教化が實に大切である、人類は禽獸ではないのである、成人するまでは父母及び教師の教化を待つべきものである、明治の英雄豪傑の子に、往々言語同斷の品行の者を出せるは、如何なる原因に由るか、其親が國事に忙しき爲に、子の教育を放任したる結果に出る者が鮮からぬのである、家康公が

高等學校
に於る教
育の大切

高等學校
生徒の定
員は四五
百人を超
すべから
ず

自縣に高
等學校を
有する利

九州に於
る高等學

國事に最も忙しき際に於ても、能く子孫の教育に意を用ひられしが如きは、流石に家康公の家康公たる所である、高等學校に於ける生徒の定員はたかく、四五百人に限るべきである、夫より少なければ尙ほ宜いのである、普國中學校の生徒の數は大約二百八十七人である、佛國のは大約二百二十一人である、生徒の定員が少なければ或點までは經費も從て減少するのである、今の官立高等學校の經費の如き莫大の金額は決して要せぬのである、而して、各府縣人の利害便否の上より見るときは、他縣遠隔地方に在る高等學校と自縣と共通に利用するよりも、自縣に別に一校を占有する方が固より優れるのみである、他縣と高等學校を共通に利用するときには、旅行旅費等の不便があるのみではなく、時として高等學校所在地の風俗人情等が好まじからぬ場合もないではない、此等の事情の爲に自縣に高等學校が有ること無いとの違ひで、其縣人の高等學校數育を受くる者の數も大に異なるのである、又自縣に高等學校が設立せらるゝときは、全縣下の教育事業が大に振ふのである、それで我輩の考では、九州には、良しや鹿兒島の造士館が再興になるとするも、尙ほ其他にも一二の高等學校が是非必要であるが、第一には福岡に必要である、福岡は九州第一の大縣である、人口に於て第一である、殷富の度に於て第一である、生徒の

數に於て第一である、殊に中學生徒の數に於ては、東京を除けば各府縣中最大多數である、此縣に高等學校が要らぬとは何人がいふか、若し高等學校は高等學校志望者の多き地方の中心に設立すべしと云ふ主義を當局者に於て執ることであるならば、寄附金の有無には拘はらず、之を標準として高等學校を興すべきである、鹿兒島の造士館を官立として再興せしむるよりも、寧ろ福岡に設立すべきは論を俟たぬのである、又福岡人の側より云へば九州第一の大縣でありながら、高等學校の一位を縣費及び寄附金の方便に依つて設立することの出来ぬと云ふことは決してない筈である、是迄既に高等學校を設立しなかつたのが甚だ不見識である、人口の點に於ても、殷富の度に於ても、福岡は決して山口には譲らぬのである、又利害に於ても、條理に於ても、山口が既に高等學校を特有して居り、鹿兒島も亦早晚之を特有せむとするに在るのに、福岡に於て高等學校を設立せぬといふことは決して宥るせぬのである、去れば、良しや鹿兒島の造士館が再興になるも、福岡縣には是非高等學校を設立せなければならぬのであつて、大に福岡縣人の覺悟を要するのである。

既に九州には、熊本の外に鹿兒島にも福岡にも、高等學校が出来たとするも、尙ほ其

佐賀縣にも
高等學校を
興すべし

外にも確に一校を必要とする地方がある、其れは即ち佐賀縣である、佐賀縣の教育熱の盛なる事は既に前に陳べたる如くである、人口は寡ないが、各種生徒の數は非常に多い、鹿兒島の人口は百萬である、佐賀の人口は僅に五十九萬である、然れども中學生徒の數に至つては佐賀が鹿兒島よりは百五十四人多い、熊本の人口は殆んど佐賀縣の人口の倍である、然れども、高等學校生徒の數に於ては佐賀が熊本よりは十六人多い、帝國大學々生々徒の數に於ても佐賀の方が二人多い、武學生の數に於ては佐賀の方が熊本より實に百十五人多いのである、而して第六表に於て示してある如く、學生の數に於ては佐賀は各府縣中第四番の位置に居るのである、去れば、佐賀縣にも是非高等學校は設くべきである、今日は他縣に於ける高等學校に就て學ばねばならぬ困難の下に在るに拘らず、斯の如く多數の高等學校生徒及び大學々生を有して居るのである、若し此の上に、高等學校を自縣に有するに至らば更に多數の高等學生を有するに至るであらう、去れば、佐賀人の教育熱は甚だ盛んなるものであるが、更に一層奮發して高等學校を設立するに至つたならば、實に遺憾のない事であらう、此の如き理由を以て我輩は主張するのである、九州には良しや鹿兒島に高等學校を再興する事があるも、尙ほ其外に佐賀及び福岡にも高等學校

四國に於ける
高等學校

を設立するの必要がある云ふことを我輩は主張するのである。
四國は如何であるか、四國に一箇の高等學校を設立するとすれば、地勢の便否より云へば高知縣は適當なる縣ではないとせらるゝかも知れぬ、然れども、若し他縣に官立高等學校を設立する場合に於ては、高知には別に一校を設立するの必要があるのである、高知縣に高等學校を設立すべきことは、我輩は既に七八年前に主張した事である、高知縣の如きは頗る有爲活潑なる士人に富める地方であるが、若し此の有爲活潑なる士人に適當なる教育資格を授けて、夫れく適當の業務に従事せしむることを爲さぬときには、彼等の身上に取つて不幸であるのみならず、社會に取つては恐るべき無賴不平の徒を生ずるに至るのであつて、當に其縣に取つて不幸の事であるのみならず、亦日本帝國の爲にも甚だ憂ふべきことである、故に、斯る多數の活潑なる士人に富める地方には、是非とも高等學校を設立して十分發達の途を開くことが必要である、正々堂々、競争場裡に立つて競争の出來るやうに教育資格を授けるのが必要である、去りながら、若し當局者に於て高知に高等學校を官設するを適當と見認むる場合には、他の三縣の爲に目下の處にても、少なくとも尙一校は是非必要である。

愛知縣に
高等學校を
興すべし

東海道に於ては、愛知縣と靜岡とを通じて一箇の高等學校では決して濟ぬのである、彼等の如き大縣にあつては、各、速に高等學校を所有すべきである、愛知の人口は幾許であるか、鹿兒島より五十萬も多い、山口よりは尙ほ多い、六十萬も多い、實に大縣である、而して、富の度に於ては如何であるか、鹿兒島杯の到底及ぶ所ではあるまい、山口でも如何であるか、兎に角非常に般富の縣である、又其地勢の如きは海内無比である、築港が出來上り、鐵道が充分敷設せられたる曉に於ては、實に四通八達の便利ある地と成るのである、去れば今日の發達は實に驚くべきものである、然るに高等學校は山口縣には必要である、鹿兒島にも亦必要であるが、愛知には其必要は無いといふのであるか、我輩は斯る區別の在る理由を決して見ることが出來ぬのである、我輩の所見に據れば、若し鹿兒島に一箇の高等學校が必用であるとするれば、愛知には二校も必要なのである、固より愛知縣には高等學校を二校位設立する資力は充分有るのである、何を苦むで、一校も設立することをなさんでぐづぐづして居るのであるか、少しも譯が分らぬ、若し當局者に於て、鹿兒島に官設として高等學校を再興する必要があると見る位ならば、愛知縣に官設の高等學校を設立すべき理由は尙ほ多いのである、然れども、若し當局者が愛知縣に設立して呉れぬときに

は、愛知人は斷然縣費及び寄附金を以て設立せなければならぬ、而して、我輩は思ふのである、愛知縣に於ては山口の如くに寄附金を以て設立するか否らざれば、縣稅及寄附金を以てなりとも、速に高等學校を設立するのが至極適當である、我輩は思ふのである。

靜岡縣に
高等學校を
興すべし

靜岡縣にも高等學校は必要である、其理由は愛知縣に於る場合と同様である、靜岡縣の如きも、縣稅及び寄附金を以て之を設立するの資力があることは、殆んど愛知縣と同様である、靜岡縣の人口は愛知の如く多くはないが、鹿兒島よりも多い、山口よりは尙ほ多い、殷富の度に於ても、山口には決して負ぬとは、其縣人の斷然主張する所である、去れば、九州には熊本に高等學校があるに拘らず、鹿兒島にも尙ほ一校を設立するの必要があるとするならば、愛知縣に高等學校を設立するも、靜岡にも尙ほ一校を設立すべき理由は萬々あるのである、又愛知縣人靜岡縣人の利害の上より云へば、山口も高等學校を特有し、鹿兒島も亦之れを特有するのに、己等が高等學校を特有せざるといふのは實に不利益千萬の事である、又條理の上から言つても、彼等が特有して我等が特有せぬと云ふ筈は決してないのである、富の上から云へば、山口で出来る事ならば、此方でも出来ぬといふ事は決してないのである。

長野縣及
新潟縣と
高等學校

又東山北陸の方面に於ては、長野と新潟とが、一箇の官立高等學校の爲に、互に競争を爲して居るが、長野も新潟も非常な大縣である、新潟縣の人口及び殷富に關しては既に前陳せる如くであるが、長野縣の如きも、其人口は山口縣よりも多いが、鹿兒島縣よりは實に十五萬人も多いのである、而して、全國第一等の蠶業地方であつて、非常に富裕なる縣である、又新潟縣の如くに貧富の別の甚しきものがあるのではなくして、人民押なべて平均に裕かなのである、加之ならず、人民の従前の負擔は極めて輕いのである、去れば、人口の多きこと、殷富の度、學生の員數等より云へば、高等學校は新潟にも長野にも是非設立するの必要がある、殊に富の點からいへば、官立を仰がずして自から設立し得る丈の資力は、二縣共に固より有り餘るのである、又利害の上より云つても、條理の上より見ても、山口、鹿兒島等に於て高等學校を特有するのに、長野、新潟等に於て、各之を特有せぬといふ筈は決してないのである、資力の上より云へば、山口にて出来る事であつて、長野、新潟で出来ぬと云ふことは固よりない筈である。

廣島縣と
高等學校

其他廣島の如きも、岡山に官立學校を取られたる曉に於ては、空しく手を束ねて居るべき筈ではあるまい、廣島縣も非常な大縣である、人口は鹿兒島よりは三十萬人

高等學校は將來に於ては本に於ては既に設立すべきにあり

も多い、山口縣と較ぶれば尙ほ多い、又決して貧縣でもない、去れば、廣島縣の如きも前者數縣と同様に自から奮つて高等學校を設立すべきである。去れば、我輩の意見では、高等學校は數年の後には各府縣に一校位は必らず設立すべきものとするのであるが、目下の處に於ても九州に於ては鹿兒島に設立するも尙ほ其外に福岡、佐賀等にも設立するの必要がありとし、四國に於ては、土佐に一校、尙ほ其他の處に一校を設立する必要ありとし、山陽道に於ては、廣島縣にも設立するの必要ありとし、東海道に於ては、愛知縣及び靜岡縣に各一校を設立するの必要ありとし、東山、北陸の方面に於ては、長野、新潟に各一校を設立する必要ありとし、尙其外の府縣に於ても、人口多くして資力に富んで居つて、且つ中學生徒の多い地方に於ては、宜しく高等學校を興すべしとする意見であるが、又我輩の意見は、固より政府をして此等の他府縣に一々高等學校を設立せしめむとするのではない、此等の府縣は斷然自力を以て設立すべしとするのである、山口、鹿兒島等が、十餘年前に爲せし如くに自力を以て設立すべしとするのである、我輩の意見では、高等學校は將來各府縣に一校位づゝは設立すべしとするのであるが、政府をして斯く多くの高等學校を設立せしむることは到底出來ぬのである、又政府をして之を爲さしむ

政府が高等學校を設立するに於ては、例外的に之を補助すべきにあり

る必要もないのである、教育事業未發の時代に於ては大學教育と共に高等學校教育も、政府に於て世話をするの必要もあつたのであるが、今後は、高等學校の事業は成るべく各府縣各自の仕事と爲すべきである、高等學校の事業は各府縣人の利害に直接の關係を有するものである、又愛知と靜岡、長野と新潟との如く、各自力を以て高等學校を設立することの出來る縣であるのに、其一縣を選んで官立學校を興すときは、早晩他に於ては自力を以て興さざるを得ぬのである、同じく殷富なる二縣の一に對しては官立高等學校の恩恵を興へ、他をしては自力を以て之を興さしむると云ふが如きは實に不公平極まる處置である、去れば、文部省は將來に於ては、高等學校の事業を以て其本然の業務の一と認めずして、高等學校は各府縣に獎勵して自力を以て設立せしむる事を努むべきである、獎勵としては創立費の中幾分かを補助する杯の方法もあるであらう、而して、政府が自ら奮つて高等學校を設立するのは却つて例外の事とすべきである、然らば如何なる場合に於て、政府は高等學校を設立すべきか、青森、秋田等の如き邊陲未開の地方にして、他各般の事業と共に教育も未だ振はず、中學生徒の數も尙ほ寡なくして、一縣にて高等學校を所有せむ杯といふ事は思ひも寄らぬ如き地方の場合に於て、此等數縣共用の爲に、適當の

八年計畫

地を選びて官立の高等學校を興すが如きは眞に政府たるものゝ義務である、然るに今日の如く高等學校事業を以て政府本然の永久業務と心得て、資力に富み且つ高等學校の必要を十分認めて居る府縣に對して、政府が無定見に高等學校を設立するが如きは實に以ての外の事である、故に、所謂八年計畫中に於て若し數多高等學校官設の事が其一部分を成して居るならば、大に考慮を要すべき事である。

第九章 將來に於る文部省本然の業務

右の如く我輩の意見では、高等學校の事業は従前は文部省で世話をするの必要があつた、今後は府縣各自の事業と爲すべきである、而して他の官立學校の事業は大概従前の通り、今後も政府に於て世話をするのが必要であらうが、當局者の就中力を盡すべき事業は先づ三種である、大學の事業と、教員養成の事業と、義務教育改良の事業とである、我邦の教育事業として、政府で今後大に盡力すべき者は即ち此等三種の事業である、我輩は、高等學校は各府縣に一校位は興すべしとする意見であるが、大學も九州に一校、東北に一校位では決して十分とは思はぬのである、我帝國位の人口の國では是非とも尙ほ多數を要するのである、或は云ふ者もあるであら

文部省の
主として
力を盡す
べき事業

伊太利の
中學校及
大學校

奧地利、
匈牙利の
中學校及
大學校

獨逸の
中學校及
大學校

う、高等學校も大學も、それでは甚だ多すぎるであらうと云ふ者もあるであらう、併しながら、決して多過ぎる杯と云ふ事はないのである、歐米の例に據て見ても、大概解るである、伊太利の人口は千八百九十八年の計算に據れば三一、六六七、九四六人である、而して、中學校の數は千四十にして、歐洲の中學校は概して我が中學校の學科と高等學校の學科を含むものにて、年限も我が中學校よりは永いのである、内大學豫備科の性質のものが三百三十二校である、孰れも公立であるが、往々は政府の補助を受くるのである、大學は二十一校である、概して官立である、奧地利、匈牙利の人口は千八百九十年の統計に據れば、奧地利が二三、八九五、四一三人にして、匈牙利が一七、四六三、七九一人である、即ち合計四一、三五九、四〇四である、而して、中學は、レアルシューレンと、ギムナシヤとを合すれば、千八百九十六年には四百八十二校にして、或は國家の維持するものがある、或は縣の維持するものがある、或は郡區の維持するものがある、或は宗教團體の維持するものがある、大學は十一校である、孰れも官立である、獨逸帝國の人口は千八百九十五年に於ては五二、二七九、九〇一人であつた、而して、中學校は、レアルシューレン、ギムナシヤ、レアルギムナシヤ及び其他各種のものを合すれば七百六十五校である、此等の外に、最高級を缺ける種類の中

英國の
中學校及
大學校

學其他が尙ほ二百二十五校ある、孰れも公立である、大學は二十一校である、孰れも官立である、佛蘭西の人口は千八百九十六年には三八、五一七、九七五人であつた、而して、中學校は千八百九十七年に於ては官立が百十五校、公立が二百二十九校、都合三百四十四校であるが、尙ほ外に、女子中學校が六十五校ある、故に、中學校の全數は四百九校である、大學は文科理科より成立するものが、十四校、文科大學が一校、理科大學が一校、新敎神學科の大學が二校、法科大學が十三校、醫學科及製藥學科より成立する大學が七校であるが、孰れも官立である、英國の人口は千八百九十年に於ては三八、一〇四、九七五人であつた、而して、英國の中學教育は極めて不整頓であつて、其規模も獨佛、佛、佛等の中學の如くに一定し居るものではない、或は盛なるものもあれば、或は非常に小なるものもあるものである、其れ故に、此等を悉く合するときは男兒のみの爲めの學校が千九百五十八校、女兒のみの爲めの學校が三千七百七十三校、男女共育の學校が千七十八校であつて、都合六千二百九校と云ふ實に夥しい數であるが、其中にて、簡人私立の種類の學校には非常に小規模のものもあるのであるから、獨佛、佛、佛等の中學校と對照することの出来るものは、先づ五六百と見積つて宜からうと思ふのである、大學は「ユニヴェルシティー」と稱するものが八校、「コルレッジ」

合衆國の
中學校及
大學校

と稱するものが二十校であるが、其八「ユニヴェルシティー」を組織するところの要素たる「コルレッジ」が四十六校あるが故に、都合「コルレッジ」が六十四校あるのである、又殖民地等には、それ／＼其地方々に各種の教育機關が具はつて居るのである、北米合衆國の人口は、千八百九十年には六二、六二二、二五〇人であつたのである、而して、中學校は、公立のものが五千九百九校、私立のものが二千百校であるが、此等中學校は、獨佛等の中學校に比較すべきよりは、寧ろ我國の中學校即ち高等學校の部分を含まざる中學校に比すべきものが多いのである、大學は「ユニヴェルシティー」と稱するものと「コルレッジ」と稱するものとを合すると實に四百七十二校であるが、此等の中にて、眞に大學と稱することの出来る程盛大のものは十九校である、歐米諸國に於る中學校及び大學校の數は實に夥しいものではないか、之に對して、我邦に於ては中學校が僅に本校百六十七、分校二十九、合せて百九十六校に過ぎぬのである、高等學校が僅に六校である、尙數年間授業の出來ぬ岡山のまでを入れて漸く七校である、大學はまだ半出來ともいへぬ幼稚不完全のものを合せて僅に二校である、到底餘り多數の年月を經過せざる中に、中學校は今の倍數位には増加せなければならぬ、而して、高等學校の學科を今日の如く中學校の學科と引き放して置く事

とすれば、其機關たる高等學校は少なくとも各府縣に一校位迄には増加せなければならぬ、又大學も其割合に増設することを力めなければならぬのである。

第十章 結論(將來の藩閥及我が希望と勸告)

我輩は斷言するのである、各府縣に一校の高等學校は、決して過當ではないと云ふ事を我輩は斷言するのである、我輩は各府縣人に勸告するのである、成るべく速に高等學校を設立せられむことを勸告するのである、我輩は希望するのである、各府縣共に山口縣の如く、福岡縣の如く、將た佐賀縣の如く、教育に熱心ならむことを希望するのである、我輩は希望するのである、山口、鹿兒島、福岡、佐賀、石川、高知等に於いては如何に盛大なる奨學の方法があるかを其他の各府縣人が能く覺知せむことを希望するのである、我輩は希望するのである、防長教育會の教育基金は實に六十五六萬圓であると云ふことを、各府縣人が能く覺知せむことを我輩は希望するのである、我輩は希望するのである、山口には軍人養成の爲めのみの資金が八萬圓もあると云ふことを、各府縣人が覺知せむことを我輩は希望するのである、我輩は希望するのである、鹿兒島人は一たび廢したる高等學校の再興を熱心に計畫して居

我輩の斷言
我輩の勸告

我輩の希望

藩閥の將來

海陸軍部
内於る
藩閥の勢力

ると云ふことを各府縣人が能く覺知せむことを我輩は希望するのである、我輩は希望するのである、山口では十餘年前より高等學校を特有して盛んに學生を養成して居ると云ふことを、各府縣人が能く覺知せむことを我輩は希望するのである、我輩は希望するのである、山口、鹿兒島、福岡、佐賀、石川、高知等の諸縣が、或は莫大なる教育資金を以て、或は高等學校を特有して、熱心に學生を養成して居るに反して、多數他府縣の人民が、従前の如く教育に冷淡であつて、教育資金も有せず、高等學校を設立することを爲さざるときは、其結果は果して如何なるものであるか、其真相を能く各府縣人が認知せむことを我輩は切に希望するのである、藩閥は政黨者流の常に攻撃する所である、藩閥は藩閥以外の各府縣人の大概厭惡する所であらう、然れども、今日の如く山口、鹿兒島、福岡、佐賀、高知、其他一二の縣のみが、或は莫大の資金を以て、或は高等學校を特有して、多數の學生を養成して居るときは、藩閥若くは縣閥は到底永く之を打破する事は出来ぬのである、陸軍部内には山口、石川等の藩閥若くは縣閥が到底永く行はれざるを得ぬのである、海軍部内には、鹿兒島、佐賀、山口、石川、高知等の藩閥若くは縣閥が到底永く行はれざるを得ぬのである、又官吏社會及び民間に於ては、山口及び福岡の藩閥若くは縣閥が到底永く行はれざるを得

官吏社會及民間に於ける藩閥の勢力

藩閥の跋扈は免る能はず
山口人の跋扈

ぬのである。而して海軍部内に於ては鹿兒島と佐賀が拔群の優勢を持続するのであらうが、之に劣らぬ優勢を山口及び福岡は官吏社會及び民間に於て持續するのであらう。而して官吏社會及び民間に於てのみならず、陸軍部内に於ても亦非常なる優勢を占め、尙ほ海軍部内に於ても鹿兒島佐賀に次で永く優勢を占むべきは、獨り山口縣人である。鹿兒島の如きは山口と全く反對にて海軍に於ては最も優勢を永く占むることであらうが、官吏社會及び民間に於て大に勢力を失ふは必然の勢である。山口の勢力は益増大せむとするの傾向があるが、其れに反して、鹿兒島の勢力は海軍以外には次第に衰微に赴かむとするの傾向がある。鹿兒島人の如きは大力に戒心せなければならぬのである。然れども、鹿兒島の如きは海軍部内丈に於ては永く優勢を持続することを得るであらうが、多數の他府縣に至つては、海軍部内に於ては鹿兒島佐賀、山口等の爲めに壓倒せられ、陸軍部内に於ては山口、石川等の爲に壓倒せられ、官吏社會及び民間に於ては山口、福岡等の爲に壓倒せらるゝのであらう。到底今日の如く教育に不熱心で、教育資格を有するものと寡き間は、彼等府縣人の多數は社會上流の位置に立つ事は出来ぬのである。到底山口人、鹿兒島人、福岡人、佐賀人、石川人、高知人殊に山口人に上流の位置を多く占有せられて、跋扈せらる

生存競争と教育資格

藩閥を繼る罪人

ることを免れることは出来ぬのである。取除は別として他府縣人は概して下等隸從者の位置に立つことを免れぬのである。二流三流以下の位置に立つて、彼等に使用せらるゝものたることを免れぬのである。同じく日本人でありながら、一は上流の位置を占め、他は下流の位置に居らなければならぬのである。古今東西生存競争には教育資格が必用である。今後に於ては殊に必要である。此の事實を最も能く認知したるは即ち山口人である。他府縣人は山口縣人の爲す所に倣はなければならぬのである。到底競争場裏に於て山口人には叶はぬのである。到底山口人の下流の位置に立たなければならぬのである。各府縣人よ、藩閥を繼續せしむる罪人は何人であるか。教育に冷淡なる各府縣人である。長閥を繼續せしむるものは山口人ではない。藩閥を繼續せしむるものは鹿兒島人ではない。藩閥を憎むに拘らず、藩閥を罵るに拘らず、藩閥を破るべき適當の手段を取ることを怠る各府縣の人民である。山口縣人が十餘年以前より、一方に於ては七八十萬圓の資金を作り、他方に於ては高等學校を一手で設立して熱心に文武の學生を養成して居るのを目撃して居りながら、山口人が、何故に斯の如くに教育に熱心であるか。云ふことの理由も、覺らぬで、自縣少年の爲に教育資金を作らうでもなし、奮つて高等學校を建てやうでもな

しに、或は徒に奢侈に耽けつたり然らざれば、守錢奴的に、支那人のやうに、唯だ金ばかり貯め込んで居るやうな他府縣人こそ實に藩閩の維持者である、實に藩閩の保護者である、藩閩呼りをして鹿兒島や山口人を罵詈する徒は實に誤つて居るのである、莫大の資金を具へたり、或は高等學校を設立して、縣下子弟の教育を熱心に謀るのが藩閩維持の方法ならば、我輩は希望するのである、何れの府縣人も、山口縣人の如くに藩閩でも縣閩でも起して呉れよば宜い、切に希望するのである、我輩は斷言するのである、山口人の如き、鹿兒島人の如きは實に國家に忠義なる人民であると云ふことを我輩は斷言するのである。

今日各府縣人皆山口縣人の如き熱心を以て子弟の教育を圖るべき時であると云ふ事を我輩は信するのである、今日は各國の人民の間に非常に激烈なる競争の行はれる時である、吾等日本人の如きも、今日では共に其競争場裏に立つて競争せなければならぬのである、而して、我々の相手たる者は、必須の競争資格たる教育資格の優等なるものを具備して居るのである、蓋し歐米諸國が今日の隆盛を見るに至つたのは、太古より大に大學を興し、尋で中學及小學の教育迄を能く發達せしめて、今日の如き完全を來たしたのである、獨逸が如何に教

普魯斯の如きは、人口は千八百九十五年の調査に據れば三一、八五五、一三三人であるが、其中學は各種のものを合すれば五百七十五校である、其大學は十一校である、而して、中學生徒の数は十六萬五千六十人である、大學々生の数は一萬九千三百三十四人である、佛蘭西の人口及び中學及び大學の数は既に前に示した如くであるが、中學四百四校の生徒の数は、千八百九十七年に於ては九萬九千二百六十四人である、大學々生の数は、千八百九十八年には二萬三千八百八十二人であつた、英國に於る大小規模の男女中學の全數六千二百九十九校の生徒總數は、二十七萬六千五百四十四人である、又六十九、コルレツヂに於る大學々生の總數は二萬四千四百三十四人である、米國に於ては、千八百九十六年より乃至千八百九十七年の學年に於ては、中學生徒の数が四十萬九千三百二十三人であつて、大學生徒の数が七萬二千二百九十一人であつた、去りながら、米國の中學校が概して我邦の中學校程度の者であつて、亦其大學と稱する者の多數は我高等學校の程度に等しき者であるが故

佛國の學生徒の數
英國の學生徒の數
米國の學生徒の數

朝鮮の將來は何人か之を豫言する事を得るか、其他比律賓の如きも殆ど寐耳に水、忽に外國の領土と成つたのである、今日東洋諸國の其他に於ける弱國滅亡は實に印度滅亡以來の出來事である、而して、東洋諸國の中に於て少しも外國より侵害される事なくして、次第に隆盛の域に赴くものは獨り我日本帝國のみである、然れども、歐米の兵力は次第に我れに接近して來るのである、其の東洋に於ける軍艦の數は年一年に増加するのである、過去百年間に於て、如何に彼れ歐米諸國が膨脹したるか、如何に我が帝國が比較的縮小したかは、百年前の世界の地圖と、今日の世界の地圖とを對照するときには直に瞭然たるのである、然れども、我の恐るべきは獨り彼等の兵力のみではないのである、彼等の兵力よりも尙ほ畏るべきは彼等の工藝、彼等の商業である、若し我れの商工業にして、彼れの商工業に劣らざるものであらむには、大に互の裨益に爲ることであらうが、若し我れにして彼れに及ばざるときは、我國民の生血は次第に彼等の爲に絞り取らるゝのである、其結果は終に懼るべき事に陥るのである。

我輩の忠告

我輩は各府縣人に忠告するのである、學資金も有せず、高等學校も特有せざる各府縣人に忠告するものである、特り山口人、鹿兒島人、福岡人、佐賀人、高知人等をして我

は恐るべき力にあり兵

我輩の忠告 各府縣人に忠告

が社會に跋扈せしめて、藩閥若くは縣閥を永く將來に繼續せしむることを欲せざるに於ては、速に學資金を作らなければならぬ、高等學校を設置せなければならぬ、我輩は忠告するのである、我輩は各府縣人に忠告するのである、世界未だ其比を見ざる開闢以來皇統連綿たる我日本帝國、開闢以來未だ曾て外國の爲に侵害せられたることなき、我日本帝國、我々の祖先が比類なき忠勇を以て、克く保護し、克く發達せしめて、我々に傳へたる我日本帝國をして益々隆盛に至らしめて、其光榮を宇内に發輝せしむるは、我々今日以後の日本人の重任であると云ふ事を、之を能く認め、之を能く實行せなければならぬ、我輩は忠告するのである。

各府縣人に忠告

我輩は各府縣人に忠告するのである、彼等の祖先が其の地方の爲に與へたる名譽を、今日我等の代に至りて失つては決してならぬと云ふことを我輩は忠告するのである。

愛知縣人に忠告

我が輩は愛知縣人に忠告するのである、信長か秀吉が彼れ等に與へたる恩惠と名譽とを決して忘れてはならぬと云ふことを、我が輩は愛知縣人に忠告するのである。

靜岡縣人に忠告

我輩は靜岡縣人に忠告するのである、家康が彼等に與へたる恩惠と名譽とを決し

長野縣人
に我輩の
忠告

て忘れてはならぬと云ふことを我輩は忠告するのである。
我輩は長野縣人に忠告するのである、往昔に於ては眞田氏、近世に於ては象山が彼等に與へたる恩惠と名譽とを、決して忘れてはならぬと云ふことを我輩は忠告するのである。

新潟縣人
に我輩の
忠告

我輩は新潟縣人に忠告するのである、謙信が彼等に與へたる恩惠と名譽とを、決して忘れてはならぬと云ふことを我輩は忠告するのである。

文部當局
者に我輩
の忠告

我輩は文部當局者に忠告するのである、高等學校は各府縣をして自力を以て設立せしむるの主義を採つて、速に獎勵の手段を執られむことを我輩は忠告するのである。

文部當局
者に我輩
の忠告

我輩は文部當局者に忠告するのである、文部省は大學事業と、教員養成事業と、義務教育事業とに専ら力を用ひられむことを我輩は忠告するのである、今日は各種の教員の缺乏を告るのであるが、其缺乏の殊に甚きは外國語教員の缺乏である、外國語教員の今日の如く不完全なるは、大切なる中學教育の爲に非常なる阻碍である、外國語の爲には五年間最も多くの時間を費すのである、而して、殆んど徒勞に屬する仕事を爲して終るのである、外國語教員養成の爲には文部當局者は大に意を用

教育の缺
乏外國語教
育の不完
全

文部當局
者に我輩
の忠告

速に應急
採るべき
手段

ひて特別の手段を採るの必要があると云ふ事を我輩は忠告するのである、我輩は文部當局者に忠告するのである、第十三議會に於て、貴族院より大學及高等學校の増設に關する建議を爲したるのであるが、高等學校の増設に關しては、建議の趣旨を容るべからずと我輩は忠告するのである、而して、目下多數の高等學校入學志望者を收容すべき餘地なきの困難に對しては、速に應急の手段を施さねばならぬのである、有爲多望の少年をして、二年も三年も徒らに待たしむることは決して許すべからざることである、有爲多望の士をして、徒に素志を枉げしむるが如きも決して許すべからざるのである。

東京市に
は高等學
校を何校
要するか
中學生徒
八千八百
人を有す
る市

我輩は高等學校は將來各府縣に各一校位設立すべしと主張するのであるが、東京市の如きに至つては、目下に於ても是非三四校はなければならぬのである、大約八千八百人の中學生徒を有する如き市に在つては、僅に一校の高等學校では到底需要に應じ得べきでは無いのである、故に尙ほ三校や四校は是非とも必要である、是非とも設立せなければならぬのである、殊に第一高等學校の如きは既に廣大に過るのであると我輩は認むるのである、高等學校は新潟に必要なるよりも、東京に必要である、長野に必要なるよりも、東京に必要である、愛知に必要であるよりも、東

京に必要である、静岡に必要なるよりも東京に必要である、四國に必要なるよりも東京に必要である、鹿兒島に必要なるよりも東京に必要である、中學校の数が二十五校もあり、中學生徒の数が九千人もある府縣が東京府の外に何處にあるか、新潟は中學校が五校である、中學生徒の数が僅に千八百六十九人である、然るに、高等學校の設立を政府に迫つて居るのである、長野は中學校が分校と共に五校である、中學生徒の数が僅に千三百四十三人である、然るに、高等學校の設立を政府に要求して居るのである、愛知は中學校が僅に三校である、中學生徒の数は僅に千二百三十四人である、然るに、官立高等學校を愛知縣に設立すべしと云つて居る、静岡は中學校が四校である、中學生徒の数は僅に千三百人である、然るに、高等學校は政府之を静岡縣に設置すべしと云つて居る、香川は中學校が僅に二校である、中學生徒の数は僅に千十四人である、然るに、高等學校の設立を頻に希望して居る、東京府は中學校の数が二十五校である、中學生徒の数は八千七百七十四人である、之に對して、僅に一校の高等學校で果して足りるのであるか、此の多數の中學校に對しては、高等學校は少くとも四校や五校は是非共なければならぬのである、然るに、東京府に高等學校を増設する必要があると云ふことは、文部當局者も認めぬ、東京府民も云は

ぬ、實に何たる無計であるか、實に何たる冷淡であるか、中學生徒を僅に千八百三十八人有する所の山口縣の爲に、一つの高等學校を特有するの必要がある、中學生徒を僅に千二百八十二人有する所の鹿兒島の爲には、一旦廢したる造士館高等學校を又々官立のものとして再興せしむるの必要があると云ふ事を、文部當局者も認めて居ると云ふ、果して然らば、文部當局者は如何に鹿兒島人の爲に親切であつて、如何に東京府民の爲に不親切であるか、中學校の改良と高等學校の増設とは、東京府の爲には最も急務である、東京府民の直接の保護者たる東京府知事は、何んと思はるか、東京市民の直接の保護者たる東京市長は何んと思はるか、東京府及東京市の名譽職員等は果して何んと思つて居らるか、山口縣人の教育熱の如きは實に海内無比である、東京府民が教育に冷淡なることも亦海内無比である、徳川氏三百年間の覇權が、遂に山口人の掌中に歸したるが如きは、毫も異むに足らぬのである、而して、此の覇權が如何に久しく山口人の掌中に在るか、將來に於る山口人及各府縣人の覺悟如何に困るのである、高等學校問題杯に關しては、東京府民の如きは最も奮發するの必要があるのである、然るに、從來の經驗に依るに、一校と雖も東京府若くは東京市をして、高等學校を設立せしめむことは到底俄に望み得べきこ

大隈伯の希望に
早稲田に
高等學校を
起すべし
中等學校と
高等學校と
の連絡

とではないのである、故に、我輩の切に希望することがある、教育に最も熱心なる大隈伯が、早稲田中學校の上に三年の高等學校學科を設けられむことは我輩の切に希望する所である、中學校と高等學校との間に、恰も同校であるかの如き親密の連絡あらむことは最も好ましいことである、今日に於ては、稍々斯の如き關係の整つて居るのは、特り山口縣に於てのみである、今若し大隈伯が早稲田に高等學校を設けらるゝとすれば、早稲田中學の生徒は直に高等學校に進入し得べきが故に、全國未だ曾て見ざる所の教育上の便利を見るに至るのである、今の大政事家にして、教育問題杯を直に能く了解し得る者は、長州元老輩を除いては、大隈伯に限るのである、早稲田に高等學校を設立することに關しては、大隈伯の熟考を煩はさむことを偏に希望の至りに堪へぬのである。

資力缺乏
の辭柄

各府縣に學資金及高等學校が必要であること、及文部當局者が其本然の事業の爲に、殊に大學事業、教員養成事業、義務教育事業等の爲に、大に努むべき理由は前陳せる如くであるが、我輩は察するのである、各府縣人も中央政府も、將た大隈伯も、異口同音に資力の缺乏と云ふ辭柄を以て我輩の勸告を拒まれむとする者であらうと我輩は察するのである、然れども、我輩は決して斯の如き云ひ譯を正當の者と看做

臥薪嘗膽
は果して
如何

すことが出来ぬのである、何れの府縣と雖も、其府縣相應の教育基金の出来ぬと云ふ道理は決して無いのである、高等學校の如き、少しく奮發すれば府縣の大小に應じたる者を、一校位設立する事の出来ぬ府縣は決して多くはあるまいと思ふのである、若し只貯蓄一偏の主義、利殖一偏の民情の地方に在つては、何程金力に富むも、高等學校設立の爲めの資金杯は決してあるべき筈は無いのである、然れども、我輩は信するのである、遼東半島還附の當時に於て、各地方に於て盛に唱へられたる臥薪嘗膽の主義を少しく實行せむには、府縣に於ても、高等學校の一校位を設立する事は固より容易の業である、と云ふことを、我輩は信じて疑はぬのである、然れども、我輩には少しも聞えぬのである、曾て日本全國に響き渡りたる臥薪嘗膽の聲は、今日は寂として何れの地方にも聞えぬのである、臥薪嘗膽は、今日は既に不必要である、如き實に芽出度時代に成つたのであるか、然れども、宇内の形勢は果して如何であるか、極東の危機は果して如何であるか、遼東還附の當時に於て、臥薪嘗膽を口に唱ふる必要がありしならば、今日は大に之を實行するの必要がある時ではないか、臥薪嘗膽は、一時の大言壯語として唯々之を口に唱ふる而已にては、少しも其の効を奏せぬのである、永く之を實行するの必要があるのである、去れば、福岡、佐賀

高等學校
監獄費
國庫支辨

學校より
料理屋

愛知靜岡長野新潟等の諸縣は云ふに及ばず其他の府縣と雖も決心如何に由ては高等學校の費用位は何でもない事であるが更に理由がある各府縣が自力で以て高等學校を設立する事を拒む事の出來ぬ理由が更に解るのである數年來主張せられたる監獄費國庫支辨は早晚其實行を見るべき時期が到來したのである監獄費は平均一府縣大約拾貳萬圓餘である而して雜收入を二三萬圓と看做せば少くとも各府縣に九萬餘圓の餘裕が出來るのである若し各府縣にて監獄費國庫支辨の結果として得る所の金額の半分を高等學校の經費に使用することせば高等學校の維持も固より容易である而して愛知の如き大縣に至つては半分を使用するに及ばぬのである三分一も使用すれば十分足りるのである従前惡人扶持の爲に使用したる資金を國家有要の人物養成の爲に使用するが如きは實に死んだ金を活かして使ふと云ふものである監獄費國庫支辨の結果として各府縣が儲ける所の金は高等學校維持費杯に使用するのが最も適當である此の如き臨時の儲がなくとも少し本氣に成つて儉約をすれば無駄な飲食杯を節減すれば贅澤な衣類杯を少し止めれば高等學校の維持位には少しも困らぬのである何れの府縣に於ても學校より料理屋の方が非常に盛んである非常に繁昌する子弟の教育良民の養成

の方盛ん
なり

大隈伯と
高等學校

温室

の爲に必要な教育機關を興すべき資金はないと云つて居ながら料理屋へはづん／＼注ぎ込む絹の羽織も着て居る仙臺平の袴も穿て居る随分多量に酒も飲む往々妾も置いて居る其れでも其果して臥薪嘗膽であるか。

大隈伯の
教育に熱
心なるこ

先頃大隈伯に早稻田に高等學校を興すべきことを勸告したが伯も金の無いには困ると云はれた併しながら大隈伯が金が無いには困ると云はれた即ち其場所には東京隨一の温室が出來て來賓一同の眼を驚かして居るのである此の如き温室は政事的交際の爲には必要な機關かも知らぬが此の如き資力がある位ならば高等學校を興す事も出來やうと思ふのである高等學校と伯の温室とは孰れか最も國の爲に成るのであるかどちらが大隈伯其人の爲にも成るのであるか温室を眺めて眼を娛ませせるのは人に示して伯が誇るのは高々十年か十五年に過ぎぬのであらう然れども高等學校を興して早稻田中學校で養成した善良なる生徒を尙早稻田高等學校で教育して而して其善良なる卒業生を大學に送つて各種の學士を作る事をなしたならば其結果は決して十年若くは十五年間温室を眺めた結果と同一の事であるまいと思ふのである大隈伯が無比の卓見を以て多年の間各種の教育の爲に人才養成の爲に多額の資金を抛つて盡力せらるゝ事は我輩の常

に於る軍人教育事業の如くに之を盛大ならしむるの必要あることを知らなければならぬのである。諸公は自縣人の教育の爲には非常に熱心に努めらるゝのであるが、諸公は亦我帝國人民一般の教育の爲にも等しき親切を示されむことは我輩の切に希望に堪へぬのである。君の爲に國の爲に。

鹿兒島人
よ自縣人
の教育に
熱心に
なる勿れ

附 録

東京帝國大學一覽に掲ぐる學士卒業生及前學年 同學生生徒と各府縣人教育事業の盛衰

前學年に於て、帝國大學高等學校等に於る各府縣人の多寡は、本文に於て詳に示した如くであるが、我輩は、茲に又東京帝國大學一覽に掲げたる有ゆる、學士卒業生の道府縣別人員に關して調査を仕様と思ふのである。明治二十七年前に於る學士卒業生の道府縣別人員に關して調査を仕様と思ふのである。明治二十七年より三十二年迄最近六年間に於る道府縣別人員に關して調査を仕様と思ふのである。何と

なれば、二十七年は各地方高等學校の出身者が始めて帝國大學各分科大學を卒業したる年である。二十七年以前に於る道府縣學士卒業生の道府縣人口萬分の比例、二十七年以後に於る道府縣學士卒業生の道府縣人口萬分の比例、前學年に於る(東京帝國大學に於る)道府縣學生々徒の道府縣人口萬分の比例に關して調査を仕様と思ふのである。二十七年前に於る山口縣の學士卒業の萬分數を一とし、之に對して他道府縣の學士卒業生の萬分數を一とし、之に對して他道府縣の學士卒業生の萬分數を一とし、之に對して他道府縣の學士卒業生の萬分數より得たる比例、二十七年以後に於る山口縣の學士卒業生の萬分數を一とし、之に對して他道府縣の學士卒業生の萬分數より得たる比例、前學年に於る山口縣の學生々徒の萬分數を一として、之に對して他道府縣の學生々徒の萬分數より得たる比例に關して調査を仕様と思ふのである。

左に掲ぐる第九表は明治二十七年前に於る各大學及同等學校の卒業生道府縣別人員、及二十七年以後に於る各大學卒業生道府縣別人員を示せるものであるが、之に就て見るに種々著しき事實がある。(第一)二十七年前と二十七年以後とは年數に於て非常に相違があるに拘はらず、後者の卒業生が前者の卒業生より少いことは僅に二百五十人である。(第二)各大學合計の上より云へば、此の如く後者の卒業生は前者の卒業生より二百五十人少ないのであるが、其れにも拘はらず、法科、工科、文科

の如きは、後者の卒業生の数が前者の卒業生の数よりも却て多いのである、殊に著しく増加して居るのは文科である、其に反して、醫科及理科の如きは前者よりは後者が非常に減少したのである、即ち文科は三倍以上に増加して居る、醫科は三分の一以下に減少して居る、理科は半分迄は無いが、半分より三十一人多いのである、(第三)前者の平均数は四三三であるが、此平均数以上に居る府縣は十五であつて、其他の三十二道府縣は何れも皆其以下に居るのである、而して、其平均以上に居る府縣の中では、東京を除けば、山口の百二人が最多数である、(第四)後者の平均数は三七九八であるが、平均以上に居るのは二十道府縣であつて、其以下に居る府縣が二十七である、而して、平均以上に居る府縣の中では、東京を除けば、山口の九十五人が最多数である、其以下に居る縣には、青森の五人、秋田の七人、杯を始めとして、二十人にも足らざる場合が数多あるのである、(第五)前者と後者との合計即ち昨年迄に於る總ての學士卒業生に就て見るに、下に掲ぐる前學年東京帝國大學、大學院及各分科大學に於る學生々、徒道府縣別人員に關する表を見るに、(法科)大學に於る學生々、徒の数は實に八百四十九人であつて、二十七年以後の卒業生に比する時は、非常な増加である、醫科も四百十四人であるから、二十七年以後の卒業生の數、百五十六人に比

すれば、又非常な増加である、工科は三百六十八人であるから、二十七年後の卒業生の數たる四百五十五人よりも八十七人少ないのである、文科は二百八十二人であるから、二十七年以後の卒業生の數より十八人少ないのである、理科は百人であるから、二十七年以後の卒業生の數より三十四人少ないのである、去れば、醫科の増加の如きは中頃一旦減少したる者が漸く舊に復し掛つたのであるが、法科に於る増加の如きは實に非常な事である。

(第九表)

明治二十七年前及二十七年以後に於ける各科
大學及同學校卒業生道府縣別人員表

	二十七年前			二十七年以後		
	法科	醫科	文科	理科	農科	小計
北海道廳	三	四	六	三	一	二
東京府	一〇〇	九〇	七四	一八	四〇	三六
京都府	七	二七	一〇	一	三	六
大阪府	一四	八	一五	四	九	一
藩閥の將來						

山口縣	三	三	四	五	一三	一〇三	二六	七	三三	一七	九	四	九五	一九七	
和歌山縣	五	五	二	一	一	一九	九	二	八	三	三	一	二五	四四	
德島縣	二	五	三	一	一	一一	二	三	四	三	二	一	一四	二五	
香川縣	二	二	一	一	一	五	五	一	一	一	一	一	八	一三	
愛媛縣	七	二〇	二	三	五	四一	一六	三	一〇	七	二	五	四三	八四	
高知縣	三	四	五	二	八	三	六	一	五	二	七	四	三三	六七	
福岡縣	三	一〇	一〇	六	七	七	二四	一	三	一四	七	九	七八	一四九	
大分縣	七	三	三	一	四	一八	九	一	七	一	二	二	三二	三九	
佐賀縣	一七	一八	二	一	六	五八	一九	四	六	六	四	二	四一	九九	
熊本縣	二	一〇	一	一	七	四二	一七	一	九	七	六	三	四三	八五	
宮崎縣	五	一	一	一	二	八	六	二	一	二	一	一	三	二〇	
鹿兒島縣	一〇	二	三	二	三	五	二	一〇	一	三	三	五	五二	一〇六	
沖繩縣	一	一	一	一	一	二	七	二	四	三	一	一	一六	一八	
計	五八	四九〇	四三〇	九四	二〇六	二九七	二〇三五	五八七	一五六	四三五	三〇〇	一三四	一五三	一七八五	三三八二〇
平均	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(第十表)

東京帝國大學々生々徒府縣別人員表(前學年在學)

北海道廳	二四	一七	五	一二	三	五	四	七〇
東京府	三三	二〇五	四六	七四	二九	二二	二三	三三二
京都府	一三	一五	九	八	六	一	六	五八
大阪府	三	一一	七	七	三	二	一	三四
神奈川縣	三	一四	四	四	三	一	二	三〇
兵庫縣	一三	二〇	一五	七	三	二	四	六四
長崎縣	五	二四	七	七	七	一	二	五二
新潟縣	五	三八	二一	九	一七	五	五	一〇〇
埼玉縣	六	一四	九	二	二	一	三	三七
群馬縣	二	一四	二	五	三	一	一	二六
千葉縣	一	一四	八	四	四	三	四	三八
藩閩の將來								
大學院								
法科								
醫科								
工科								
文科								
理科								
農科								
計								

茨城縣	二	一三	四	三	六	一	七	三五
栃木縣	一	一三	九	五	四	一	三	三六
奈良縣	三	七	二	一	二	一	一	一六
三重縣	五	一一	二	三	〇	一	四	四二
愛知縣	五	二五	一五	一七	〇	四	一	八〇
靜岡縣	六	二五	七	九	四	四	二	六七
山梨縣	一	五	七	二	二	二	二	一八
滋賀縣	三	九	六	二	一	一	一	二二
岐阜縣	三	〇	一	三	五	一	四	三七
長野縣	八	二〇	三	七	九	二	八	六七
宮城縣	五	一一	八	二	六	四	四	五〇
福島縣	三	一一	二	四	二	二	八	四五
岩手縣	二	四	四	二	一	一	二	一九
青森縣	一	四	三	一	四	二	二	一三
山形縣	八	七	一〇	五	八	三	二	五三

秋田縣	一	一〇	一一	三	一	一	六	三一
福井縣	四	一五	九	二	一	一	四	四〇
石川縣	五	三四	五	七	四	一	五	七二
富山縣	二	一一	五	四	七	一	二	三一
鳥取縣	二	五	四	四	三	一	四	三三
島根縣	一	一五	五	七	一	一	二	三六
岡山縣	四	二二	四	六	一	一	二	四八
廣島縣	五	一一	四	二	一	一	三	三四
山口縣	九	二五	一八	二九	一五	六	一一	一一三
和歌山縣	七	一一	五	六	一	一	一	三二
德島縣	二	四	六	一	二	二	一	一八
香川縣	一	六	四	一	三	一	一	一四
愛媛縣	五	一三	〇	八	七	一	三	四七
高知縣	三	二二	六	六	七	四	〇	六八
福岡縣	一〇	四〇	二七	二五	一七	四	五	一二八

大分縣	三	一五	八	六	四	一	二	三九
佐賀縣	四	四〇	一〇	一〇	三	二	三	七二
熊本縣	三	三〇	一一	六	八	一	一一	七〇
宮崎縣	一	一〇	一	一	一	一	四	一七
鹿兒島縣	五	三八	三	一二	六	一	四	六九
沖繩縣	四	九	二	一	一	一	三	一九
合計	二三九	八四九	四一四	三六八	二八二	一〇〇	二一〇	二、四六二

左に掲ぐる第十一表、二十七年前の學士卒業生道府縣別人員の其の道府縣人口の萬分數及び山口の萬分數を一として得たる各道府縣人の比例、二十七年以後の學士卒業生道府縣別人員、其道府縣人口の萬分數及び山口の萬分數を一として得たる各道府縣の比例、前學年に於る東京帝國大學々々徒道府縣別人員の其道府縣人口の萬分數及び山口の萬分數を一として得たる道府縣の比例を示したる表である、此の表に就て見るときは(第一)二十七年以前の部に於ては東京を例外とすれば、石川の一、二、一四及び山口の一、〇六一が最多數である、而して他四十四道府縣の中に、山口の萬分數の半數以上に居るのは長崎、静岡、山形、福井、高知、佐賀等の六縣

であるが、其中にて山口に餘程近いのは静岡と佐賀のみであつて、山形、高知等は僅に山口の半數以上と云ふ名計りである、長崎と福井は少し宜いが、最も格別な事はない(第二)半數以下を有する三十六道府縣の中には、香川縣の如く特別の事情ある縣を例外とするも、埼玉、栃木、山梨、徳島等の如く、山口の五分の一にも足らぬ場合の數も少なからぬのである(第三)二十七年後の部に就て見るに、東京を除けば、矢張り石川と山口夫れに北海道が最優等であるが、北海道と東京とは同じく特別の事情ある場合である、去れば、石川と山口とに就て見るに、殊に石川の如きは前期の數と殆ど同數である、却て山口の如きは前期に於けるより少し割合が悪いのである、そこで、山口の半數以上に居る府縣は京都、山形、福井、高知、福岡、佐賀等の六縣である、而して前期の場合に於ける静岡、佐賀等の如くに、山口に近い縣は一も無いのである、殊に静岡の低落の如きは實に非常である、佐賀も前期よりは餘程低落したのである(第四)後期に於て山口の半數に足らざる人員の府縣は三十七であるが、其中には神奈川、千葉、茨城、栃木、岩手等の如く、山口の五分の一にも達せぬ場合もある、甚しきは青森の〇、〇八三、秋田の〇、〇九二、杯いふ如き劣等者もある(第五)前記の部と後期の部とを對照して見るに、後期に於て増加して居る道府縣と減少して居る府縣

とがある、前期よりは後期の方が増して居るのは、北海道、京都、埼玉、奈良、山梨、滋賀、長野、富山、鳥取、和歌山、徳島、香川、福岡、大分、熊本、宮崎、沖縄等である、其他の府縣は、東京、山口、石川等を始めとして、何れも皆後期の方が前期よりは減つて居るのである、其中で、東京、神奈川、愛知、佐賀等の減じ方は随分甚しいのであるが、殊に著しい減りかたは、前述せる如く、静岡の場合である、其れに反して、石川、山口等の減りかたは實に僅である。

(第十一表)

帝國大學一覽に掲ぐる二十七年前後の學士卒業生及前學年に於る學生生徒の道府縣人口萬分數及之に對し山口をひととして得たる道府縣の割合

道府縣	二十七年前		二十七年以後		前後合併		前學年在學者	
	萬分比	山口に對する割合	萬分比	山口に對する割合	萬分比	山口に對する割合	萬分比	山口に對する割合
北海道廳	〇、二三八	〇、二三四	〇、九一三	〇、九二四	一、一五一	〇、五六一	〇、九二六	〇、七八七
東京府	一、八三七	一、七三一	一、二八三	一、二九九	三、一三〇	一、五三二	一、七〇四	一、四四九

京都府	〇、四四九	〇、四三三	〇、五二二	〇、五二八	〇、九七二	〇、四七四	〇、六〇六	〇、五一五
大阪府	〇、三三九	〇、三三〇	〇、二五九	〇、二六二	〇、五九八	〇、二九二	〇、三二六	〇、一九二
神奈川縣	〇、二一八	〇、二〇五	〇、一二六	〇、一二八	〇、三四五	〇、一六八	〇、三四五	〇、二九三
兵庫縣	〇、三九三	〇、三七〇	〇、三六九	〇、三七三	〇、七六三	〇、三七二	〇、三八七	〇、三三九
長崎縣	〇、五六八	〇、五三三	〇、四〇二	〇、四〇七	〇、九七〇	〇、四七三	〇、六一五	〇、五二三
新潟縣	〇、三八六	〇、三六四	〇、三一一	〇、三一五	〇、六九八	〇、三四〇	〇、五七七	〇、四九一
埼玉縣	〇、一九一	〇、一八〇	〇、二八〇	〇、二二一	〇、三九九	〇、一九五	〇、三二一	〇、二七三
群馬縣	〇、三一〇	〇、二九二	〇、二八五	〇、二八八	〇、五九五	〇、二九〇	〇、三二二	〇、二七四
千葉縣	〇、三六一	〇、三四〇	〇、一八五	〇、一八七	〇、五四六	〇、二六六	〇、三〇五	〇、二五九
茨城縣	〇、二四二	〇、二二八	〇、一八八	〇、一九〇	〇、四三〇	〇、二一〇	〇、三二四	〇、二六七
栃木縣	〇、一六三	〇、一五四	〇、一三八	〇、一四〇	〇、三〇〇	〇、一四六	〇、四五一	〇、三八四
奈良縣	〇、〇五七	〇、〇五四	〇、三二四	〇、三二八	〇、三八一	〇、一八六	〇、三〇五	〇、二五九
三重縣	〇、四二四	〇、四〇〇	〇、四三四	〇、四三九	〇、八五八	〇、四一九	〇、四三四	〇、三六九
愛知縣	〇、四九〇	〇、四六二	〇、二九五	〇、二九九	〇、七八五	〇、三八三	〇、五〇二	〇、四二七
静岡縣	〇、九二七	〇、八七四	〇、三五七	〇、三六一	一、二八四	〇、六二六	〇、五七〇	〇、四八五

藩閥の將來

山梨縣	〇、一六二	〇、一五三	〇、一三三	〇、三二六	〇、三八六	〇、一八八	〇、三六五	〇、三二〇
滋賀縣	〇、二七六	〇、二六〇	〇、二九一	〇、二九五	〇、五六七	〇、二七七	〇、三三〇	〇、二七二
岐阜縣	〇、五〇〇	〇、四七一	〇、三六四	〇、三六八	〇、八六四	〇、四二一	〇、三八五	〇、三二七
長野縣	〇、三四九	〇、三二九	〇、三九八	〇、四〇三	〇、七四七	〇、三六四	〇、五四四	〇、四六三
宮城縣	〇、三六〇	〇、三三九	〇、三六〇	〇、三六四	〇、七二〇	〇、三五一	〇、六〇〇	〇、五一〇
福島縣	〇、二六四	〇、二四九	〇、二一七	〇、三二〇	〇、四八一	〇、二三五	〇、四二四	〇、三六一
岩手縣	〇、二五六	〇、二四一	〇、一八五	〇、一八七	〇、四四一	〇、二一五	〇、二七〇	〇、二三〇
青森縣	〇、三〇〇	〇、二八三	〇、〇八三	〇、〇八四	〇、三八三	〇、一八七	〇、二一七	〇、一八五
山形縣	〇、五六七	〇、五三四	〇、五四三	〇、五五〇	一、一一〇	〇、五四一	〇、六五三	〇、五五五
秋田縣	〇、二二五	〇、二二二	〇、〇九二	〇、〇九三	〇、三一七	〇、一五五	〇、四〇九	〇、三四八
福井縣	〇、六八六	〇、六四七	〇、六三七	〇、六四五	一、三二二	〇、六四五	〇、六五三	〇、五五五
石川縣	一、二一四	一、一四四	一、一八七	一、二〇一	二、四〇一	一、一七一	〇、九六〇	〇、八一六
富山縣	〇、〇五三	〇、〇五〇	〇、一九九	〇、二〇一	〇、三五二	〇、一二三	〇、四一一	〇、三四九
鳥取縣	〇、四一二	〇、三八八	〇、四八四	〇、四九〇	〇、八九六	〇、四三七	〇、五五七	〇、四七四
島根縣	〇、二六八	〇、二五三	〇、二四〇	〇、二四三	〇、五〇八	〇、二四八	〇、五〇八	〇、四三二

岡山縣	〇、四三三	〇、四〇八	〇、三七〇	〇、三七四	〇、八〇三	〇、三九二	〇、四三三	〇、三六八
廣島縣	〇、二九二	〇、二七五	〇、一九九	〇、二〇一	〇、四九一	〇、二四〇	〇、二四二	〇、二〇六
山口縣	一、〇六一	一、〇〇〇	〇、九八八	一、〇〇〇	二、〇五〇	一、〇〇〇	一、一七六	一、〇〇〇
和歌山縣	〇、二九〇	〇、二七三	〇、三八一	〇、三八六	〇、六七一	〇、三三七	〇、四八八	〇、四一五
徳島縣	〇、一六三	〇、一五四	〇、二〇七	〇、二一〇	〇、三六九	〇、一八〇	〇、二六六	〇、二二六
香川縣	〇、〇七四	〇、〇七〇	〇、一一八	〇、一一九	〇、一九二	〇、〇九四	〇、二〇七	〇、一七六
愛媛縣	〇、四二二	〇、三九八	〇、四四二	〇、四四七	〇、八六四	〇、四二一	〇、四八四	〇、四二二
高知縣	〇、五五八	〇、五二六	〇、五四二	〇、五四九	一、一〇〇	〇、五三七	一、一一七	〇、九五〇
福岡縣	〇、五二三	〇、四九三	〇、五七四	〇、五八一	一、〇九七	〇、五三五	〇、九四三	〇、八〇二
大分縣	〇、二二〇	〇、二〇七	〇、二五六	〇、二五九	〇、四七六	〇、二三二	〇、四七六	〇、四〇五
佐賀縣	〇、九六七	〇、九一一	〇、六八四	〇、六九二	一、六五一	〇、八〇五	一、二〇一	一、〇二一
熊本縣	〇、三七四	〇、三五二	〇、三八三	〇、三八八	〇、七五七	〇、三六九	〇、六二四	〇、五三一
宮崎縣	〇、一七六	〇、一六六	〇、二六三	〇、二六六	〇、四三九	〇、二一四	〇、三七三	〇、三一七
鹿児島縣	〇、四九八	〇、四六九	〇、四八〇	〇、四八六	〇、九七八	〇、四七七	〇、六三七	〇、五四二
沖繩縣	〇、〇四五	〇、〇四二	〇、三五六	〇、三六〇	〇、四〇一	〇、一九六	〇、四二三	〇、三六〇

次に前學年に於ける帝國大學在學者に就て見るに(第一)東京と北海道とを例外とすれば佐賀、山口、高知等が最多數である、其他四十二道府縣の中で、山口の半數以上に居る府縣は京都、長崎、宮城、山形、福井、石川、福岡、熊本、鹿兒島等九縣であるが、其中にて、山口、佐賀等に近きは石川と福岡とのみにて他は遠く及ばぬのである(第二)半數以下に居るものは廣島の〇・二四二、青森の〇・二一七、杯云ふ少數もある(第三)茲に最も大切なる事實は、前記に於ける道府縣卒業生萬分數と、後期に於ける道府縣卒業生萬分數と、前學年に於ける各府縣學生々徒の萬分數と、此の三者を對照して得たる結果である、此の三者に於ける各府縣人増減如何に關する結果である、或は北海道の如く前期に下數後期に中數、前學年に上數と次第に優勢に赴く地方がある、或は東京の如く前期に上數、後期に下數、前學年に中數と、前學年は後期より優勢なるも、前期に比すれば却つて優等であること云ふ如き變遷の場合もある、或は兵庫の如く第一中數、第二下數、第三上數と云ふ増減順序の場合もある、或は奈良の如くに下數、上數、上數若くは下數、中數及び中數の場合がある、或は石川縣の如くに上數、中數、下數と次第に低落する場合もある、今上中下の順序の異同に據つて道府縣を分類するときには左の如くである。

第一 下中上の場合は左の道府縣である。

北海道、京都、埼玉、山梨、滋賀、長野、富山、鳥取、和歌山、徳島、香川、愛媛、福岡、大分、熊本、宮崎、沖繩等十七道府縣である。

第二 上下中の順序の府縣は

東京、兵庫、千葉、静岡、岐阜、青森、福井、廣島等八府縣である。

第三 中下上の順序の縣は

神奈川、長崎、新潟、群馬、茨城、栃木、愛知、福島、岩手、山形、秋田、島根、山口、高知、佐賀、鹿兒島等十六縣である。

第四 下上上若くは下中中の縣は

三重一縣である。

第五 下下上若くは下下中の場合は

宮城一縣である。

第六 上中上若くは中下中の場合は

岡山の一縣である。

第七 下上中の場合は

藩閥の將來

奈良一縣である。

第八 上中下の順序の場合

大阪、石川の二府一縣である。

右等八種の順序の中にて、第一種下中上、第三種中下上、第四種下上上、第五種下下上、第六種上中上の五種は進歩を顯すものである、第二種上下中は、大に退歩して復た再び幾分か恢復しつつある有様を示すものである、第七種下上中は一旦大に進歩したるも再び退歩の位置に居るものであるに由つて、是亦大に奮發を要するものである、故に、此順序に屬する諸府縣の如きは、大に奮つて教育事業を擴張すべきものである、去りながら、最も忌むべき順序は上中下である、此順序に居るのは、特に石川縣である、石川縣の學事は近年に至る程、次第に不良に成るのである、他府縣と比較するときは、今日でも石川縣は最優等の中である、〇、九六〇と云ふ萬分數を有して居て、石川縣より良き位置に居るのは、東京を例外とすれば、佐賀、山口、高知の三縣のみであるから、固より教育の非常に盛んな地方であるには相違は無いが、三重縣自身の往時の有様に比すれば、慥に退歩の姿に居るのである、之を福岡の第一期より第二期が増し、第二期より第三期が非常に増せる進歩の有様に比すれば、實に天

石川縣人の考慮を要す

地の相違である、石川縣人の考慮を大に要する所である。

次に、山口の三期に於ける進化と比較して見るときは如何であるか、即ち、山口の人口萬分數を一として得たる各府縣の位置は如何であるかと云ふに、或は前に下中上の順序のものが、下上中の順序に成るのがあり、或は前に上下中のものが、上中下の順序に成るもあり、或は前に中下上のものが、中上下に成る等種々の變化がある。

第一 下中上の場合は左の諸縣である。

埼玉、山梨、長野、宮城、山形、富山、和歌山、徳島、香川、高知、福岡、大分、熊本、宮崎、鹿児島等の十五縣である。

第二 上下中の場合は

東京、長崎、千葉、愛知、静岡、岩手、青森、廣島等の一府七縣である。

第三 中下上の場合は

神奈川、新潟、茨城、栃木、秋田、島根、佐賀等八縣である。

第四 下上中は

北海道、京都、奈良、滋賀、鳥取、愛媛等の六道府縣である。

第五 上中下は

大阪、群馬、岐阜、福井、岡山等の一府四縣である。

第六 中上下は

兵庫、三重、石川等の三縣である。

第七 下中下は

沖繩の一縣である。

右等第一より第七迄の分類に就て見るに、前に下中上の順序であつた道府縣にして、此好順序を失つたものが數多ある、即ち、北海道、京都、三重、滋賀、鳥取、愛媛、沖繩等七道府縣である、中下上の順序を失つたるは兵庫、長崎、群馬、愛知、岩手、山形、岡山、高知、鹿兒島等である、下上上若くは下中中の順序を失つたのは奈良である、さて下中上の順序を失つたる道府縣の中で、北海道、京都、滋賀、鳥取、愛媛は下上中の順序に落ちたのである、沖繩は下中中に落ちたのである、又中下上の順序を失つたる縣の中では群馬は、上中下に落ちたのである、長崎、愛知、岩手は下下中に落ちたのである、而して山形、高知、鹿兒島等は下中上の順序に遷つたのであるから、別に劣等に成つたのではない、而して、山口と比較しては却つて進歩の傾向を有するのである、岐阜、福井等

は上下中の順序より、上中下に落ちたのである、又兵庫は中上下に落ちたのである、石川の如きは上中下より中上下に遷つたのであつて、決して頼母しい變化ではない、而して、兵庫、三重杯いふ同伴者も出来たのである、去れば、第一期第二期第三期の三期間に於ける山口の進歩と比較するときは、前に下位なる道府縣が上位に遷る場合は殆んどなくして、上位より下位に遷る場合が數多あるのである、以て知るべきである、山口が第二期より第三期に遷る際に於て増加する割合は、此等道府縣の増方の割合よりも優勢のものであることを我々は認知するのである。

去れば、山口の如きは第一期第二期に於ける學士卒業生等の實數に於ては、東京府以外の他府縣より非常に超越して居るのである、次に、人口萬分數に至つては、第一期に於ては山口の一〇六一に對して石川が一、二一四と云ふ數を以て山口に超越して居るのみで、他府縣は皆な山口には及ばぬのである、第二期に於ても、山口の〇、九八八に對して石川の一、二八七が特り超越して居るのみであつて、他府縣は皆な山口には及ばぬのである、第三期に於ては、山口の一、一七六に對して佐賀の一、二〇一が較、優勢であるのみにて、他の府縣は皆な劣勢である、而して、山口の萬分數をひとして得る數に關しても既に前述せる如き事情である、過去に於て、現在に於て、山

口縣の教育事業の盛んなることは實に非常である、他府縣人は、本氣に成つて互の優劣を認知して沈思熟慮、英斷決行をやらなければならぬのである。

議 會 演 說

貴族院に於ける發言目錄

○第一議會

○海關稅に關し政府に建議案(千府谷千城君發議)會議

○辯護士法案(政府議案一)

○度量衡法案(政府議案二)

○戶籍法議案(政府議案三)

○陸軍測量完成期限に關する建議案

貴族院に於ける發言目錄

議事錄 同

五七
五七
五七

一四五

一四〇

一四三

一四四

二二九
二一五

二七四

四〇七

四〇八
四〇九

○ 蜂須賀茂韶君の發議に係る緊急動議

一 四四六

○ 豫算案議定細則案

二 四八九〇

○ 貴族院規則修正案

二 五〇〇三

○ 由利公正君の發議に係る郡區市債農工業銀行法議案

一 五四六

○ 豫算案(衆議院送付)

二 五六六

○ 第二議會

○ 明治七年以後の戰役に死歿したる軍人軍屬の遺父母及び祖母扶助に關する法律案

二 七八

○ 秘密會議に關する件

二 九〇

○ 砂礦採取法案

二 一六八

○ 帝國議會開期に關する建議案

二 一八一

○ 第三議會

○ 討論終結の動議に關する件

三 一五九

○ 明治二十四年勅令第四十六號承諾を求むるの案再び委員の審査に付託する件

三 四五

○ 區裁判所檢事局檢事補設置に關する法律案

三 三四六

○ 第四議會

○ 討論終局の件

四 二一三

○ 延會の動議の件

四 二二〇

○ 田畑地價特別修正法律案

四 二二二

○ 小澤男爵免官に關する上奏案

四 二五二

○ 辯護士法案

四 三二二

○ 歳費納金に關する決議案

四 三四五

○ 豫算案審査報告期限を定むる件

四 四四六

○ 版權法案

四 四七一

○ 明治二十六年鐵道公債金特別會計豫算案

四 五五七

○ 第五議會

○ 狩獵法案

五 四七六

○府制法案

五五
九九八

○第六議會 發言なし

○第七議會 日清役當時の臨時議會にて發言なし

○第八議會 發言なし

○第九議會

○清國償金の一部を市町村立小學校の基本金に充つるの建議案

九九
五五一

○國費を以て小學校修身教科用圖書を編纂するの建議案

九九
一一五

○帝國圖書館を設立するの建議案

九九
一九〇

○出席議員定員數に満たざるを以て延會の件

九九
一七九

○市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法案

九九
三六七

○第十議會

○明治二十九年年度歳入歳出豫算追加案

十
三〇九

○公立圖書館費國庫補助法案

十
自八三
至八五

○古墳墓保護に關する建議案

十
九二
九三
九四
九五
四五七

○上奏案

十
一七四

○豫算案

十
二四五
二四六
二五七

○傳染病豫防法案

十
三四二

○第十一議會 發言なし

○第十二議會 (國務大臣として)

貴族院に於ける發言目錄

、山存稿 議會演說

○體育獎勵に關する建議案

○實業教育費國庫補助法中改正法律案

○第十三議會

○豫算案

○速記録訂正の件

○第十四議會

○高等學校及び大學増設に關する建議案

七二六

十二 一九

十二 一七二

十三 三三二

十三 三三二

十三 自三三二

十三 至三三六

十三 三三七

十三 三四〇

十三 三四二

十三 三四四

十三 三四四

十三 三四五

十三 三四七

〔十四一八一
十四一八二

戸籍法に對する演說

(明治二十四年一月三十一日)

本員が此演臺に登りましたして、戸籍法のことには就きまして、一言申しまする必要を感じましたのは、昨今の議場の景況を見ますると勅令熱が大分高まつて参りました。本員は此熱度の高まることは誠に喜びませぬ者でございます。夫故に本員が此演臺に登りました譯でございませぬ。本員はどうか致しまして、此戸籍法は法律で發布されんことを希望するものであります。此戸籍法を法律にするに及ばぬ勅令で宜しいと……何せ勅令で宜しいと申しますると云ふと、是は民法の附屬物である、民法があつて民法を行ふ手續のものであると、斯う云ふ御説で、是は勅令にするが宜いと云ふことを御主張になる御方も大分ある。然るに私の考へまするには、是はどうかあつても民法の附屬物として出してはいかぬものと思ひます。又縦令夫で宜いかも知れぬとした所が、鈞合上夫では不都合であると云ふことも私は認めて居ると云ふものは、若し此戸籍法を法律でなしに勅令でよいと申しまする譯ならば、なせ先日議じました所の度量衡と云ふものは法律でなければならぬか。度量衡

戸籍法に對する演說

七二七

のこと云ふものは是は農商務大臣の官制上主る所のものであらう。然らばなせ之を法律としなければならぬか。法律としないでも宜からうと私は思ふ。度量衡の事を既に法律とした以上は戸籍のことも法律で宜からうと私は思ふ。併し其釣合上から申しますと云ふと、戸籍法だけに止つて居りませぬ。まだもう一つ……私の考へでは之を勅令にするならば、まだ勅令として宜しいものがある。夫は彼の明治十九年八月法律第一號を以て出ました所の彼の登記法と云ふものは何んである。登記法は若し此戸籍のことたる民法の人事編の施行上の手續のものに過ぎぬと云ふならば、登記のことたる矢張り民法財産取得編の手續に過ぎぬものであると私は思ふ。なせ財産の方は登記法で以てやらなければならぬ法律で是はちやんと確然たるものにしなければならぬ。人間の方は……體の方は是は勅令で宜しい。法律など云ふ重いものにするに及ばぬと云ふは、どう云ふ理屈であるか。實に其輕重を轉倒するの甚しきものであると云はなければならぬ。登記法はどう云ふものでありますか。九尺二間の萱葺屋根の家でも或は棟割り長家でも……人が死んでも、立派な法律で以て之を押へて居ることである。又墓場でも……登記法で行く所の墓場でも、立派な法律で縛つてある。潤も立派な法律で……登記法で

縛つてある。悪水溜りも法律で立派に縛つてある。併し其墓場へ行く御主人様はどうであるか。是は法律で以てちやんと押へるに及ばぬ。何の爲に墓場が必要であるか。其人間があるからこそ墓場と云ふものが必要である。人間が土臺無い位ならば墓場も何にも入らない。人間を以て墓場にも劣つたものである。潤にも劣つたものである。水溜りにも劣つたものであると云ふ説は實に是は法律家の論では立派な論と聞えるかも知れぬが、我輩夫程法律を學ばない者から見ると轉倒極つたものと見える。實に輕重を轉倒する甚しき至りと謂はなくつてはならぬ。此戸籍法と云ふものは即ち此の財産……地面や何かの主、我が人間の臺帳を作るものである。我々が權利を持つて居ると云つても、肝腎の我々人間の籍が無ければ其權利も甚だ危いことである。固より登記法の如きは財産だけ載せるのではない。固より人に附いての……人の財産たることを示すのであるが、其立派な登記法を以て誰の財産彼の財産と云ふことがあつても、一體其人の成立が不確なもので、有り無しが分らぬ位のものであつては、實に是は不都合千萬なることである。何より一番重いこと云ふものは、我々が今日日本帝國に居れば日本帝國の臣民として我々が成立つて居る者であると云ふことが、何より一番肝腎なことである。其外はどうな

つても夫より大切なことはない。權利と云ふものは我々があつて而して後に始めて生ずるのである。我々の有り無しに關する第一の事は法律に及ばぬ、勅令で宜しい。併し其あとの色々の物品や何かのことは、是は法律で以てやらなければならぬと云ふことは私にはすこしも分らぬ。論者の中には随分西洋嫌ひな御方が餘程あります。西洋のことを引用するなご云ふことは随分是は好まじからぬことであるやうなことに平生は言はれる御方もある。然るに其都合あひに依つて此の法案に附いても大分西洋のことを御述べになつた御方もある。中には西洋では戸籍の如きことと云ふものは……戸籍と云ふものは西洋にありますまいが……是と同一の類のものが西洋では法律で無いが如くに言つて、此議場の信用を求めやうと云ふやうな事もあるやうに見える。併しごこの法律であるか、西洋と云つても色々な國があります。西洋と云つてフランスだけが西洋と云ふ譯ではあるまい。イギリスだけが西洋と云ふ譯でもあるまい。ドイツだけが西洋と云ふ譯でもあるまい。いに由つて、若し西洋のことを云ふのならば、何も一箇國の事を引いて、爰の國では斯うだと云ふので以て夫で止めて置くこと云ふ必要はあるまいかと思ふ。若し夫をやるのならば西洋でも之を法律として居る國があるかないかと云ふと、是と同一

なる所の人事登記の事を法律で出して居る國は西洋にもあると思はれる。ドイツの如き或はイギリスの如き、法律で此人事登記と云ふものをやつて居る國がある。然るに僅にフランス云々と言つて、フランスで以て天下一面を撫でまはさうとするが如くに、西洋と云へばフランスであつて外の國のあるのを知らぬと云ふやうな……さう云ふ貴族院では甚だ遺憾のことと思ふ。西洋といふならば西洋のごく……と廣くやらなければならぬ。然るに僅か西洋の一國だけを引いて其國では斯うであると云ふのを以て……其國だけを以て是で西洋であると云ふのは私には承服することは出来ぬ。夫で此登記の類のことと云ふものは……西洋諸國の例を既に先輩諸君が引合に御出しになりましたから私も申しますが……なかなか是は鄭重な事になつて居るものである。殊に此の節日本などでは、それ程其の風俗や法律の評判の善くない……なせ評判が善くないかと云ふと、其國の事と云ふものはあまり鄭重過ぎるから評判が宜くないのかも知れぬと云ふやうな國……それはどう云ふ國であるかと云へばイギリスと云ふ國であります。イギリスと云ふ國は古來此事を餘程鄭重にする國である。其イギリスに於ては人事登記の事と云ふものは財産登記同様に古來より鄭重にして居る國であるかのやう

に私には見える。是も矢張り西洋と云へば西洋の一部分の國であつて………決してフランスだけが西洋と云ふ譯ではないから………是も西洋であると思ふ。其のイギリスに於きましては昔は人事登記の事を僧侶に托して居つた。僧侶に任じて居つた。寺院に於て司つて居つたことである。然るに中世以來追々政府が其事を司らなければならぬと云ふやうなことになる。つて参りまして、政府の權が段々、盛になつて來て政府で以て之を………寺院で以て司つて居る間にも政府が干涉してやるやうになり、後に至り追々寺院の手を離さしめて、政府で以て専ら之に任ずるやうになつて來たやうに見える。殊に十九世紀の初め頃には、イギリスに於ては登記の事を追々鄭重にするやうにされまして、此人事登記の書類と云ふものは實に大切な書類になつて参りました。之を監督する役人なども矢張り餘程鄭重なる役人を置くやうになりました。此書類の紙などは或は革を以て製してある所の立派なる紙、或は紙でも餘程厚い紙などに書かせまして、夫を堅固なる所の鐵の箱の中に仕舞つて置かなければならぬと云ふやうな實に嚴重なることになつて居る次第である。何が故に斯く大切なることにするかと申しますと、此人事登記の如何に因つて權利の有無に關係を持つこととあります。之が間違へば百萬圓の財産も

讓受ることが出來ぬやうなことを、之が確かであれば百萬圓の財産も讓受ることが出來るが、間違へば乞食にもならなければならぬ。此登記の事と云ふものは財産の登記よりも却つて大切であるとも、決して之は輕々しいものではないのである。其れ故に只今申した外國の中でも………西洋の中でも或る國では………昔から物事を鄭重にする國では、此の人事登記と云ふものは殊の外鄭重にしてあります。昨日も正本、副本のことが一寸出ましたが、イギリスの如きは立派なる副本も備へまして、其副本はロンドンに備へて置くことと云ふやうなことであつて、實に廣大なる所の副本が出來て居ると云ふやうな譯であります。之れは實に何よりも大切な所の臺帳であるのである。決して之れを財産の登記の如く大切なるものではないといふやうな説は法律家でない者には一向譯が分らぬ。法律家の御考ではさう云ふ輕重があつても宜いか知れぬが私には其れが分らぬ。其れから細川潤次郎先生が色々なことを御述べになりました。矢張り之も西洋のことを御引きになりましたが、其西洋は何處であると云ふことは御述べになりませぬから分りませぬが、何しろ細川先生は何處かの西洋人の言つたことを御引きになつたのであらうが、私は淺學な者で細川君は和漢洋の學に御通じになつた所の大先生でありますか

ら誠に結構な御説でございませうが、私には少し其御説に分らぬ所があると云ふのは、西洋にはスタチスチック統計と云ふものがある。統計學者といふものがあつて、其れが色々なことを調べて綿密なることを調べると云ふことになつて居る。西洋では或る役人に聞いた所が何某の身分を盡く明瞭に示して呉れたと云ふやうなことがある。さう云ふことに往けば其れは結構であるが、併しさう云ふことは役人其物にはなくして人に在るのである。學者が好んで物好きでやるやうな、さう云ふ人を得なければ往けぬ、と斯う云ふやうな御話がありました。統計で以てさう云ふことが出来る。と云ふことは私には分らぬ。私は統計學者ではありませぬが、細川先生は統計學者であるからさう云ふことを御存じでありませうが、私はこれまでに統計學者も少しは知つて居る。又統計の書物も少しは讀んだこともあるが、統計は即ち統計なり一人一個のことに就いて調べるのではない。統計は即ち統計なり、統計で以て一人一人に其の履歴を精しく示すと云ふやうなことは、我輩此貴族院議員に相成つて初めて賜はつたる所の貴き學問である。で西洋の統計でさう云ふことがあるなれば、夫れは實に結構なることである。日本にもさう云ふ統計はどうか早く開けるやうにしたい。人事登記のことも入らなければ戸籍法も入らないで、

學者が……學問ある役人でも置いて其れがさう云ふことを……皆な人の履歴を調べて置いて呉れると云ふことが出来るならば、私は之は結構至極のことであつて大賛成であります。併し統計學者は據る所がなくてはならぬ。統計を拵へるには即ち戸籍法で調べて、臺帳の中の色々な細かいものを集めたものからして、統計學者が種々なる面白い事實をそこへ生み出すのであらうと私は思ふ。然れば、どうしても此戸籍法と云ふやうなものは入るのである。即ちイギリスに於ても、ドイツに於ても、又フランスに於ても、何か其原になるものがなければならぬのである。其れ故に財産登記と同様に人事登記と云ふものが西洋の私の知つて居る國にはあるのである。さう云ふことがなしに、是は統計學者が出て來たれば出来るだらうと言つて待つて居ることであらうか、どうであらうか。西洋では此事は近頃統計學上の事であるやうに細川先生は言はれたが、其れは只今申した通りイギリスの如きは統計學も何もない中から、人事登記と云ふものは寺でやつて居る。寺の坊さんが統計學者であつたか、さう云ふ譯ではありませぬ。其後政府で干渉して役人を選んで言付けてやつたが、其れが統計學者であるかと云ふにさうではない。只事實を誤らぬやうに綿密に載せるだけであるから、學問がなければ出來ぬと云ふ譯で

はない。學者を俟つて而して後に出来ること云ふのではない。其學者を俟たずして只事實を載せて置くやうなものがあつて、其れを原として統計學者や何かゞ色々の事を調べて來るのである。又西洋には此人口調と云ふことがある。人口調と云ふやうなもので事が足るやうに御考への御方があるかも知れぬ、或は此案に反對の御方の中には既にさう云ふことも幾分か御述べになつた御方もあるかのやうに思ひます。が、西洋の人口調と云ふものは實に餘程面白いものである。固より人口調と云ふものはどの位確かであるか不確であるかと云ふことを諸君に一寸御話申したらば随分面白いかも知れぬ。其人口調と云ふものは又其人事登記の外にあるものでありまして、之は幾年目に一遍と云ふやうにやつて居るものであります。アメリカの合衆國に於ては十年目毎にやる。是迄十年目十年目にやつて居る。例へば昨年やりました。其前には八十年、七十年、六十年、五十年にやると云ふやうな風にして、十年目毎に人口調と云ふことをするのである。其れ故に其人口調に最も面白いことがある。と云ふのは彼の十年目の人口調の中で以て、人口の増し方が平均幾らと云ふことが千八百年位からして分つて居る。大抵十年の間に増す所が平均若干と云ふことが分つて居る。然るに或年に於ては増し方が餘程少いことがある。例へ

ば千七百七十年の時の人口調と昨年即ち千八百九十年の時の調とは増し方と云ふものが餘程他の時とは違つて居る。大變に人口の増し方が少いことになつて居る。其れは何であるかと云ふと、全く此政治上の選舉權杯の上に詐偽をするために減らしたのであると云ふことが段々と分つて來た。それで實に此戶籍の事は重大なることであつて、人の權利の有無に關係することであるからして、人口調杯と云ふことで決して之は濟むものでない。さう云ふ事を當てにして選舉權のことや何かを定めやうとする。なか／＼大間違が出来ることがある。で總て人々の權利の上に就いては、全く此戶籍と云ふやうなもの、或は外國で行はるゝ所の人事登記と云ふやうなものが確然たることになつて居らなければ往かぬと云ふことであります。入費のことに於きましては、其れは政府委員に於て入費は其れ程要せぬと云ふ明言がありました。が、或は實際の所に於て入費を幾分か要することがあるかも知れぬと思ふ。併しながら入費は幾分か要しても此事の重大なることを……此事の大切なることを考へれば幾分かの入費が掛つても仕方がないと思ふ。我が日本人民が人民として在る……我々の此日本人たることを確に極めることは、即ち此の如き法に據らなければ極まらぬことであると思ふ。之が何よりも大切な

る臺帳を爲す所のものであると思ふ。私はどうか昨今の勅令熱に浮されぬやうにしたいと思はしむ。

貴族院規則修正案

(明治二十四年二月二十七日)

本員は大體論に於きましては一言も申しませぬ覺悟でありましたが、逐條論に至りましては本員の意見を述べやうと思つて居りました所が、只今全體論に於て此案を廢案するが宜いと云ふ御發議がありまして、其れに諸賢方續々御賛成に相成りまする所を見ますると云ふと、遂には逐條に至りませぬで大體論に於て廢棄にならむかと云ふ恐れあるが如くに見えます。然るに其廢棄説の基きまする所と云ふものは、どう云ふ點にあるやと申しますると云ふと、即ち彼の第四條……第四條に於て大分御議論があるやうで、第四條と云ふものはどうか之を舊の成立假規則の如くにして置きたい、第四條が原案の通りになつては甚だ以て不都合であること云ふ所から、第四條の一箇條のために此全案を廢棄せむとする如き御考へも本員は考へます。木員の考へでも第四條を廢するか廢せぬと云ふことが最も大切なることであらうと思ふ。成程この本案中で最も大切なる所は此第四條であります。依つて本員は元來此の第四條の逐條に涉りましたときに意見を述べやうと

思つて居りましたけれども、已に此大體論に於て之を廢棄せられんとするに當つては、どうも本員は躊躇して居る譯には參らぬことになりました。其れ故に第四條に附きまして本員の考へを述べまして、私は此案に賛成をせんと思ひます。本員の考へでは、只今廢棄説を主張されました所の清岡君の御説の如きは、如何にも合點のいかない御論旨と思ふ。清岡君の御説に依りますると云ふと、本員に於て若し有爵有位の者を無爵無位の者と混同して秩序に戻らぬものならば、何故に皇族だけを排除するかと云ふ御論である。若し有爵有位の者を無爵無位の者と混同するならば皇族もなせ混同せぬかと云ふ御論であつて實に分らぬことである。清岡君の御考へだと云ふと皇族を排除けにするかと云ふことはどこに其明文があるか、憲法にあるか、議院法にあるかと斯う云はれる。憲法にもさう云ふ排除けはありません。議院法にも成程さう云ふ排除けと云ふものはありますまい。併し此成立規則と云ふものは誰が拵へて宜いものかと云ふと、即ち此貴族院で拵へて宜い規則である。其貴族院で拵へる規則の中に皇族を排除けにして何か差支があるか、貴族院が自ら皇族を特別の待遇にして皇族を自ら尊重するので、決して憲法にも排除けはない、貴族院規則にも排除けはない、故に斯る排除けをするは不都合である、其れ故

に有爵有位の者を無爵無位の者と混同するが不都合である。云ふ論は、大體どう云ふ所から出るのか、本員には一向分らぬ。如何に有爵有位の御方が大切であつても、無爵無位の者と有爵有位の者とを混同するなら、皇族をも混同しろとは如何なる御考へであるか。本員は殆ど其御説が出たときに無用とも黙れとも言ひたかつた。併しながら本院には此の如き例は無い故に本員は差控へて居つた。憲法に皇族を特別に待遇をしろと云ふことはなし、議院法にも皇族を特別に待遇をしろと云ふことが無ければ、皇族を特別に待遇をして悪いと云ふことはどこにある。皇族は皇族なり、日本臣民到る處……何れの地に到つても、皇族は皇族として特別の待遇をしなければならぬと云ふのは、本員は日本の臣民としての必ず心得であると思つて居る。皇族を尊重するのに憲法に據らなければならぬ、議院法に據らなければならぬなど云ふ事は、實に日本臣民たるべき者の愧づべきことであらうと思ふ。清岡君は吾輩より年輩の御方で十分に其御心得はあることであらうが、本員に於ては斯る御説は一向に分らぬ。皇族を排除けにして悪いと云ふことがどこにあるか。憲法にさう云ふことが書いてあるか。憲法を引合に出すならば憲法の此所にあると云ふことを御示しなさい。然らざれば我輩に於ては決してさう云ふこと

は一向に分らぬ。又本員の意見では其れのみならず華族を矢張り取除けにするが宜しからうと云ふ考へである。故に本員は此原案維持者たる三浦君には決して賛成をしない者である。渡邊元君にも賛成をしない者である。本員は本員一種特別の見解を持つて居る。本員の考へでは皇族のみならず華族も特別の待遇にするが宜い。華族も十分特別に待遇して尊重して宜しい直打のある者である。只今の或る論者は日本は日本の事情がある、日本は一種特別の國であると云ふ、即ち我輩も其所が賛成である。日本は日本一種の國柄である、日本の華族は一種特別の華族である、日本の華族は今日に於てはご迄も特別なる待遇にして宜しい者であると私は思ふ。今日華族を特別なる待遇にせぬで、一般人民と斯る席に於て混同して宜いと云ふのは實に急激も甚しい變遷を望まれる者である。私は思ふ。二十餘年以前の有様を御覽じろ。華族諸君は如何なる者でありますか。私は諸君の中で格別老年と云ふのでありますまい、又諸君の中で極く若年と云ふ者でもありますまいが、私の二十年前の經驗に據りますと云ふと、中々日本の華族と我輩如き者は斯る席に同席が出来る譯の者では無かつた。其華族方の中には道にて會へば則ち下駄を脱ぎ頭を地に附けて土下座をしなければならなかつた譯であつたのである。各、方

の中にもさう云ふ經驗のある御方が澤山居らつしやることであらうと思ふ。我輩はそう云ふ事は決して忘れぬ。我輩は此華族様の中には……此多くの議員の中には二十四年前までは道に土下座をしたこともあるし、主人として敬はなければならなかつた者があるであらうと思ふ。其れが明治維新の變遷に依つて遂に二十餘年間にがらりと變つて仕舞つたものである。併し其變りはあつても矢張り此懸隔は自から幾分か存せざるを得ぬことであると思ふ。殊に其頃よりして成人されて居た御方に於ては……今日斯る席に於て法律上同席が出来るからと言つても、決して其間に秩序を十分自由にして同じ権利を持つて居るから、一向區別なしに誰れの前に座つても宜し、誰れを一番の小口の所に据えても宜いと云ふ考への人ばかりかと云ふと、私は決してさうでないと思ふ。決して権利を以て行はんとし、ても其間に必ず情實と云ふものは免れぬものである。権利の作用には矢張り情實と云ふものが這入つて来る。此貴族院の規則の如きは則ち此議院に於て制定して宜しきものである。十分に其れ等の事情を斟酌して作るべきものである。決してどこにも権利一片を頼んで此成立規則を作ると云ふ明文はない。其れ故に華族だけは是れは十分特別の待遇をして宜しいと思ふ。特別の待遇をしても決して不都

合はない。清岡君は何と言はれても我輩は華族も共に皇族と同様に特別の待遇をして何たる差支も無いと思ふ。華族は即ち帝室の藩屏であります。それで其國の華族は其國の華族で以て其れだけの本分がある。其れだけの地位のあるものである。殊に日本の如きは只今申した通り二十年前の有様を見ますると云ふと、中々以て華族と云ふものは平民、町人、土百姓とは決して混同すべきものでなかつたのである。只法律上の權利に於て一様になつたからと言つて、其所の區別を全く取つて仕舞ふが宜しい、如何なる公侯の華族諸君でも平ら士、土百姓の後へ持つて行つて宜しいと云ふ事情には決してなつては居らぬ。決して權利上のことではない。情實はさう云ふものであるか。僅に二十餘年の中に斯る情實の變遷は決して出來て居らぬ。其れ故に往々此議員の中にも議席などのことはさうでも宜い……議席のことなどを兎やかう言ふには及ばぬと云ふ御説もあるが、果して左様であるか、決してさうでない。即ち今日も此議席のことに附いて矢張り幾分かむづかしい議論が出て、議席に係る簡條からして終に此案を皆廢棄せんと云ふ言が出る。故に議席のこと決して輕々に見るべからざるものであります。議席のことは決して輕々に見るべきものではありませぬ。過般或は學術の會におきまして民間の一學士を招

いたことがある、さうであります。然るに其學會に於て御招き申した御客様の席順のことより、招かれた民間の紳士學者が其席に御臨みなさることを御嫌ひになつたと云ふことを仄かに聞いて居る。其れは事實か事實でないかは知らぬが、兎も角もさう云ふことがあつたやうなと云ふことを聞いて居る。で決して此民間の紳士に於ても席順を輕々に見て居られぬと云ふことを我輩は信じて居る。故に貴族院に於ても席順のことは決して輕々に見做すべきことではないと思ふ。それで華族方は皇族に次いで取除けとして華族方の御席順に依つて御座りになるが最も適當であると思ひます。其以下の者即ち有位の官吏……官吏と其外の無位の議員即ち多額納稅者諸君の如き者は之を區別する理由は本員に於ては決して無いことと思ふ。是は決して區別するの必要はない。依つて華族だけを別にして勅選議員多額納稅者議員の如きは抽籤に由つて其席を定めるが宜しいと云ふのが私の説であります。私は此説を第四條の所に至つて提出しやうと思ひました所が、幸に賛成者を得まして已に其準備も整つて居ります。私の考へにはさうなるのが最も適當なことであらうと思ふです。成程今日あたり若し此第四條の可否に涉りますると云ふと、多額納稅者諸君の中には……いや此の原案は採用するには及

ばぬ、全く此席順の事は元の儘で宜しい……と云ふ御論が或は出るだらうと思ふが夫れは多額納税者の謙遜と云ふものである。多額納税者の御謙遜は最も感服すべきことである。併し其謙遜があるからと云ふて、其謙遜に附け込んで、夫れで矢張り素町人、土百姓は元の席に座つて居つて宜しいと斯う云ふべきであるか、我輩は決して多額納税者に斯かる謙遜があれば此方も斯る傲慢があつてはならぬ、此方は此方で矢張り謙遜の意味を斟酌して處置しなければならぬ、或は多額納税者の御都合上から言へば後ろの方に是れ迄の通り固まつて居らつしやるが宜しいかも知らぬ、其御都合を斟酌して我輩が採らねばならぬかと云ふに、其御都合を以て多額納税者が是迄の通り後ろの方に居らつしやること云ふことは出来ぬと本員は考へます。即ち其御都合は我輩の眼中にはない。多額納税者も又其謙遜として此方が夫れを認むべきことであるか、多額納税者に如何なる御論が出て如何なる御謙遜なる御方が多くあることも、私共平ら士の連中に於ては申すに及ばず華族方に於てもどうか我が輩の説を御賛成下さつて、勅選議員だけは多額納税者と共にどうか混せられんことを希望するのであります。成程華族方から云はれますと有爵のものばかりが高廻りをしてから、有位のものを排斥しては徳義上濟まぬと云

ふかも知れぬが、其御最負は實に有難い其御引立は實に有難いことでもあります。成程華族の御供には士族が多いだらう、併しながら斯る時の御最負はどうか其御最負下さらぬことを本員は希望する。矢張り突つ放つて多額納税者の中へ御混せ下さることを華族諸君に於て御賛成あらんことを希望する。夫れで華族を別にするのは只今申した通り充分理由があると我輩は確信致します。然るに此官吏の有位のもの、矢張り華族同様に取除けにすると云ふの理由は決してないことと思ふ。官吏であるからと云ふて我輩は位を持つて居るのである。如何なるものでも官吏になれば夫れは正七位とか正八位とかの位には随分容易になれる。又其官吏のみならず多額納税者の如き御方と雖も海防費でも御獻金になれば即ち其位を得られるのです。して見ると云ふと位に依つて區別を附けることは少しも意味のないことである。官吏になれば直ぐにちよつと位が附く。位が附いて官吏で威張つて居られるなれば又多額納税者も少し張込んで一萬圓でも獻金なされば即ち直ぐに正五位にも從五位にもなられる。じやに依つて官吏が位があるからと云ふて多額納税者と區別すると云ふことは決してないと思ふ。官吏が此位のあるのは即ち官吏たるが故に位がある。官吏であれば奏任以上になると猫も杓子も位が附くので

ある。其位云ふものは多額納税者も固より得られる丈の充分の資格を持つていらつじやるのである。夫れを得ないのは御自分方の悪いのである。夫れを得やうと思へば幾らでも得らるゝ丈の力を持つていらつじやる。我輩は決して區別を立てるに及ばぬと思ふ。夫れ故に華族又は取除けにして我が輩の如き平ら士や、素町人、士百姓と混せて仕舞つて宜しいと我輩は切望するのである。どうも此議員を見ましても兎角に矢張り官尊民卑と云ふものが行はれる。官尊民卑と云ふものは斯る席に於ては決して行はるべきことではないと思ふ。故に此國の體面上政體上皇族の如き華族の如きどうしても之は特別の待遇をすべきものであるから、之は特別の待遇をなすこととして、官尊民卑の上より出る所の區別は決して議院の中にはすべからざることと思ふ。官尊民卑と云ふ理由は、どう云ふ理由であるかと云ふことを聞きたいと云ふならば御聞かせ申しませう。此議場に於ては動もすれば本官が本官だと云ふて、多額納税者其外の議員を睥睨されんとする恐れがある。之は實に笑ふべきことではないかと思ふ。些細の事であるやうだが夫れは因襲の久しき官吏社會の癖になつて居るものとして、車を命するにも車夫を喚ぶにも忽ち官吏は官吏然たる所を現はす……此議場に於ては即ち官吏の官吏たる所を示し、

既に本官でなくつても兎角本官風を吹かしたいと云ふのが、之が所謂平ら士たちの間に行はるゝことである。此士族社會は士族で何處へ往つても威張り、何處へ往つても人の頭などをなぐらうとするのが士族の氣象である。けれども此士族をして議場に跋扈させる事は甚だいかぬことと思ふ。止むを得ざることであれば夫れは格別なことで、此議院は充分此の成立規則を制定するの権利を持つて居られるのである。如何なる規則を制定しても夫れは議院の自由である。其自由權を使用して皇族は何處迄も敬重するが宜しい。華族も清岡先生の如き御方は何處までも厚く鄭重にされんことを欲する。夫れで我輩の如き素町人、士百姓などは引つからげて鬨取りて座はつて、若し多額納税者の御隣りへ座はることも出来れば我輩は實に冥加な至りと思ふ。夫れのみならず我輩の説は、或人の言ふのに、御前の説は華族にも氣に入るかも知れぬ、又多額納税者にも氣に入るかも知れぬ、若し私の説が或人の云ふ如く華族の氣に入り多額納税者の氣にも入るなれば、實に私は此上もないことと本員は思ふ。夫れで私は満足する即ち逐條議になつてから此意見を提出する考へでござります。

田畑地價特別修正法律案

(明治二十六年一月十六日)

貴族院議員の中に若し地價修正に反對なる如くでもあり又賛成なる如くでもある如き者が誰かありますならば其一人は則ち本員であります。議場に豫め御願を致して置きますが本員の演説中に外山君は反對なのであるか賛成なのであるかなど言つて演説を妨害せられざる様に願ふ。論の結末まで行かなければ能く分らぬものであります。結末に行けば私のどう云ふ意見を持つて居るか云ふことが分るのでありますから結末に行くまで妨害を加へられないやうに願ひます。此地價修正の問題は實に重大なる問題と本員に於ては認めて居ります。不肖の身を以て此度此法案を審査するの委員となりましたのは本員に於て實に名譽と信する所であります。夫故に本員は及ばずながら此地價修正のことに附いて地方から陳情委員として出京になつて居らるゝ所の諸君並に衆議院の議員中などで地價修正に熱心なる御方があつて御尋ね下すつて親しく御意見を御述にならうと云ふなら二時間でも三時間でも御目に懸つて御意見を伺ひ又私も意見を述

べたことである。委員中に於ても二時間も三時間も衆議院議員陳情委員などに對して其可否を論じ合つたと云ふことは誰一人と云ふことに止まつて居ないことと本員は察します。本員の如きも斯く鄭重に考へて見たものであります。夫で本員が是まで斯の如く親しく接して地價修正のことに熱心なる人々に對して最も注意して承つた所のことと云ふものは則ち地方人民が果して疾苦に堪へぬものであるかどうであるか地價の偏重なるがために其地方の人民は疾苦に堪へざる有様であるかどうかと云ふことを能く御尋ねしたことであります。又偏重なる所の人民は舊幕時代の有様と如何であるか舊幕時代の有様より更に困難を極めて居らるかどうであるかと云ふことを能く御尋ねした積りであります。其答として得たる所は私の覺えて居る所に據ると云ふと疾苦と云ふものはない、偏重即ち疾苦なりと云ふ大藏大臣の定義の如き疾苦はそれはあるかも知れない。併し今日此凡俗社會で以て疾苦と認めて居るものを御尋ねした所が御答を下された御方も凡俗社會の疾苦と云ふものに附いての御答と見ゆる。私の是まで承つた所では凡俗社會で云ふ疾苦と云ふものはないので大藏大臣の言はれたやうな疾苦があるかと云ふと夫はある。夫が地價修正論の根據なのである。偏重偏輕と云ふことがなければ

地價修正の議論は起つて來ないのである。夫で私も諸君の言はれた所を信用する。成るほど疾苦と云ふことはないと思つて居る。是迄も思つて居たが、益々陳情委員諸君などの言はれた所を承つて其信用が固くなつたのである。其上に又私をして疾苦と云ふものはないものであると云ふことを更に確信せしめた所の一つの材料があります。夫はどう云ふ材料であるかと云ふと、大藏大臣から委員ごもに御回付になつた所の色々の表ごもがあります。其表ごもの中に各地方の純益に關する所の表がある。此純益に關する所の表はどう云ふ風にして編製になつたかと云ふと、斯くくで實地農業に經驗ある者、數年農業に従事して經驗のあるもの、言ふ所に據つて調製したものであると云ふことである。地方々々で實際農業に従事して……多年従事して居る者の言ふ所に據つて調製したものなら、確實な者と思つて居つても宜からうと思ふのであります。其表を一つ考へて見ると、私の所に陳情委員の御方が御出になつて……幕中度々御出でになつて、度々御目に懸つた。大晦日まで陳情委員が御出でになつて、私は其陳情委員と親しく御話をした。其大晦日まで御出で下さつた所の陳情委員の、其御一ト方の地方はどこであるかと云ふと伊豆であります。其伊豆の收穫及び純益並に公私の一切の入費を掲げてあ

る所の、其結果はどう云ふものであるかと云ふと、純益の上で考へて見ると云ふと、伊豆と云ふものは全國各府縣の中の第三番目に居る。第三番目に居つて八圓八九錢一厘と云ふ一段に附いての純益であります。全國平均の純益は如何であるかと云ふに三圓三十三錢である。平均の純益が三圓三十三錢である所に、八圓八十九錢一厘と云ふ純益は少いものであるかと云ふと、決して私は少いものとは思はない。又其次は三重縣であります。三重縣の諸君にも私は能く御目に懸つたことがある。三重の方は二部に分れて居るが、一部の方は平均額より稍々少い、二圓六十六錢になつて居る。是は餘程少いが今一部の方になると云ふと少い事が夫れ程多くない。餘程差が少くなつて居る。三圓三十三錢に對して三圓二十六錢二厘と云ふことになつて居る。夫からは陳情委員に御目に掛つたことではありませぬが、此地方も矢張り随分喧しい地方であつて、苦情のあると云ふ所と承つて居るのは彼の高知縣であります。高知縣の純益は幾らあるかと云ふと、是は純益の上に於て全國各府縣の中に三番目になつて居る。平均純益は唯今申した通り三圓三十三錢であるのに、土佐の平均純益と云ふものは八圓十一錢九厘と云ふものになつて居る。斯う云ふ様なことであります。最も苦しいと云ふことを唱へて居るやうな地方で

も此位の割合になつて居る。併し是が純益であるか、之を地價の高に割合した所のものはどうであるかと云ふことを考へて見なければならぬ。地價と夫を比例した所を考へて見ても、今の伊豆の如きは一割二分六厘になつて居る。平均は幾らであるかと云ふと六分八厘強と云ふことである。平均が六分八厘強と云ふに對して、一割二分六厘と云ふのは決して少いものでない。私は思ふ、夫で三重縣などに至ると云ふと餘程少くなつて居る。四分五厘強と云ひ、或は五分八厘と云ふことになつて居る。夫から高知縣になると云ふと、是は矢張り割合に於ても餘程好くなつて居る。何故と云ふのに一割以上になつて居ります。斯う云ふ純益である。斯う云ふ地價に對する所の割合のものであつて見ると云ふと、決して地價修正を唱へる所の地方と雖も、疾苦に堪へずと云ふ如きものでない。云ふことは私は疑ふべからざることと思ふのであります。疾苦に堪へることの出来ぬと云ふことでなければ、疾苦の上から考へて見ると、地價修正は最大急務とは認められぬものと私は思ふのである。其上に於てどうしても今日行ふべきものであるか、疾苦と云ふものゝ上から考へて、他の如何なる急務を措いて地價修正はしなければならぬものであるかと云ふと、本員は決してさうは思はない。唯疾苦の上から考へれば、まだ外に最も急

務なるものが澤山あると思ふ。夫は彼の國防軍備の如き、又治水の如き、孰も是は國家の最大急務と認めて宜からうと思ふのである。と云ふのは疾苦の上から言ふも堪らへて堪らへられぬのではない。唯人民の中に甲の者が乙の者よりは澤山利益を占めて居る、乙の者が丙の者よりは損をして居るとか云ふ様なものである。國家全體の上に於て損が行つて居ると云ふことではない。唯公平に行つて居ないと云ふことであります。然るに國防の如き、又治水の如きに至ると云ふと、全國の安全に關することである。全國の損得に關係することである。國防を怠つて置けばどう云ふことがあるかと云ふと、即ち全國を危くすると云ふことになるのである。全國が危くなつた日には、中で以て互に多いの少いのと云ふて争をして居ることは出来ぬことである。又治水の如きになると最も必要なることであります。年々歳々洪水が出て土地を流し、作物を流す。是は國家全體の上に莫大なる所の損を被るのである。決して彼に多くなり此に少くあると云ふ様なことではないのであります。之を怠つても地價修正をやらなければならぬかと云ふと、本員はさうは思はぬのである。と云ふのは唯今申した通り、民の疾苦と云ふものが實際あるのではない。と云ふ所の論據からしてさうなつて來るのであります。併し絶對的に此の地價修正と云

ふものを十年も二十年も延ばせよ云ふ様な考へは本員にはない。本員は理屈は理屈、又情實は情實と見なければならぬと思ふ者であります。成程疾苦と云ふものはない。併し疾苦はないが苦情と云ふものは澤山ある。是は決して掩ふべからざることである。苦情が中々多い。其苦情は何のために起るか云ふと、不公平と云ふこと、不公平と云ふことである。同じ人民でありながら、國家のために盡す所の負擔に於て厚薄がある。輕重がある。此の不公平と云ふことが中々小さな所の事情ではないのである。何の時でも困難の問題の起るの云ふものは、或は實際の堪へて行けるか堪へて行けぬかと云ふことでなくつて、正しいとか正しくないとか、不公平だとか云ふ様なことからして中々喧しいことになるのは、是は古今東西の歴史に於て明らかなることである。現に近き例を擧げて言へば憲法政治になつたのは何であるか、議院を開設になつたのは何であるかと云ふことを考へて見れば、矢張り色色な情實で以て實際堪へられぬと云ふ様なことぢやない。實際堪へられぬと云ふ様な事情ではないけれども、段々段々と憲法政治の必要なることになつて來たのである。議會開設が必要だと云ふやうになつて來たのである。之を開設しなければ、民が塗炭に苦しむとか、之を設けなければ細民が難儀するとか云ふ様なことで起

つたのではなからうと私は思ふ。又殊に選舉人にでもならうと云ふ者が、實際の選舉權でも持つて居やうと云ふ者が、夫が憲法政治の必要なることを感じ、議會の開設を主張して起つて來たかと思ふ。或はさうではないか知れぬと私は思ふのである。さう云ふのは本人が自ら困難をする所からして起つた所の結果とは私は思はれぬ。夫で地價修正の如きは、或は大地主が何とも言はぬ。小地主も何とも言はぬ。是は一種の者が騒ぎ立てるものである。一種の者が騒ぎ立て、百姓や何かを無理往生に説付けるものであるからと云ふやうな説を立てる者もある。併し議會の如きも矢張り一種の人間が段々段々と騒立つたもので、斯う云ふ風に憲法政治になつて來たと云ふ様な事情が幾分かありはせぬかと私は思ふ。夫で其方の事情から考へると云ふと、或は地價修正の如きも、決して之を無闇に強ひて之を爲てはならぬと云ふ様な性質のものでは決してない。私は思ふ。殊に本員をして地價修正と云ふものは、或は早晩是は行はなければならぬものではないかと思はせる所の一つの事情があります。夫れは外ではありませぬ。地價修正に最も反對する者は、さう云ふ地方の者であるかと云ふと、地價修正に最も反對する人と云ふのは、即ち此の地價の偏輕なる所の人々であるのである。多數は概して言へば其中に取除けもあり

ませう併し概して言へば地價偏輕なる所の人達である。地價が良しや偏重でなくとも地價が偏輕でなくして偏重なる所にあるにしても其地方は純益の殊の外多い地方である。地價に對する所の純益の割合の多い地方の人達である。さう云ふ事情がある。固より本員が其人達が決して私の考を以て地價修正に反對することは言はぬ。併し不幸にして事實は事實である。人の認めざるを得ざる所の事實が茲にある。譬へば地價修正に最も反對なる人は何處の人であるかと云ふと或は宮城縣の人である。或は山口縣の人である。さう云ふ偏輕なる地方の人達が最も熱心に地價修正に反對せらるゝ所である。夫は固より見る所があつてするのであるから。夫は仕方がないことである。併し其事實は不幸な事實である。云ふのである。情實の誠に困る情實である。云ふことなのである。若し偏重なる所の人達が多く地價修正に不同意を唱へて地價修正を唱へる者は思慮ないものである。之を無闇に唱へるのは却つて國の經濟上に於て不利なることである。國防のために不利なることである。云ふ様なことを以て説かれたらば有識の諸君が偏重なる所の地方を代表して其地方人民に説かれたならば是は又情實も大に異なることであらうと思はれます。併しさう云ふ様な事情にはなつて居らぬのであります。反對する者は多く

は此の偏輕なる所の地方の者が反對すると云ふ誠に困る事情がある。夫で衆議院でも此地價修正に是迄最も反對せられたのは矢張りさう云ふ幸福なる地方。即ち山口縣などの人が多くはないかと私は思ふ。夫は我輩の考は間違つて居るかも知れぬが併し貴族院に於て地價修正に反對されて最も長い演説をされたのは誰であるかと云ふと即ち山口縣の人である。さう云ふ事實がまア此所にある。夫で彼の島尾將軍の如きは即ち斯の如き人である。夫で如何なる名説法でも如何なる長説法でも山口縣人にして此説法を説いて聞かして夫で行く屈服させることが出来る問題であるかと云ふと是は實に困難なる問題であつて。さうも感情的の問題であつて其演説の長さだの演説の價值に依つて此議場を制すると云ふことも又民間のわい／＼連を制することは出来まいと私は思ふ。是が實に困難なる事情である。夫で又我輩をして此問題に附けて最も心を苦しめたる所の事實があります。夫は何であるかと云ふと其事と云ふものは先刻御話申した所の各地方の實業家の多年經驗に依つて調製したと云ふ此純益の多さを示してある。此表にある事實であります。さう云ふ事實であるかと云ふと山口縣と云ふものは是迄最も地價の上

る。之を認めなければならぬ。然るに此政府提出の修正案は……夫から豫算の上
に於て如何なる財源があるかと云ふと、彼の三税源である三税源と云ふものを政
府が此修正を施すべきためになければならぬとせらるゝ所の是は税源である。然
るに此三税源と地價修正との關係を考へて見なければならぬ。政府は絶對的には
此地價修正と云ふものを行ふことは出来ぬと斯う云はれる。夫で政府は三税源と
云ふものが是と聯帶して居る様に出された。併し此三税源と云ふものを以て直に
此の地價修正と聯帶して居るものである。之がなければ出来ぬものであると思へ
ば、夫は大間違ひであると私は思ふ。何せと云ふのに政府の原案に於ては政府の豫
算案通に往けば二百八十萬圓と云ふ不足が立つ。其二百八十萬圓を得るには此の
三税源がなければならぬと斯う云ふことです。如何に幾ら此處に金があり餘る程
あつても、地價修正と云ふものは金輪際經つても酒の税、煙草の税などがなければ、
出来ぬと云ふことでは決してない。政府は未だそんなことを一つも言つては居な
い。是は委員會に於ても大藏大臣に質問をしたが財源がなければ出来ぬ。夫は當り
前だ。財源がなければ出来ぬ。あつたらば遣る。併し衆議院に於て三税源を否決した
からと云つて、夫で財源がなくなつたと云ふことは、さうは云へない。後とに未だ殘

つて居るから夫を議してから後で……大藏大臣は詰り財源がなければと云ふ
たが、今税源がないから出来ぬとは一言も云ふて居らぬ。今日でも未ださうは云は
れぬ。今日未だ私は聞かぬ。財源がないから是は出来ぬと云ふ様なことは云はれぬ。
夫で又大藏大臣は決して今日に於て未だ財源が出来ぬとは言はれぬであらうと
私は思ふ。私はさう思ふ。夫故に大藏大臣が未だ言はれぬだらうと思ふ。何せと云ふ
に愈々財源があるかないかと云ふことは豫算を此兩院に於て議了して仕舞つた
上でなければ分らぬ。豫算の上に於てどの位の金が出来るか出来ぬかと云ふこと
は分らぬ。固より政府の要求された所と云ふものは、さうしても二百八十萬圓と云
ふものゝ不足が立つ様なことになつて居る。夫で其不足を補ふには三税源がなけ
ればならぬと云ふことであるが、政府の豫算案通に議會に於て之を承諾すると云
ふことは十が八九迄、十が十までなささうなことを私は思ふ……夫で政府に於
ては他に見込が出来ぬと云ふことである。夫は出来ぬ。今日に於ては未だ何も其
確なる返答は出来ぬと云ふことなのである。で此の豫算を兩院に於て議決して、其
豫算の上に於て果して財源を得る見込があるかないかと云ふことが極るのであ
る。夫れ故に今日に於ては未だ出来ぬことゝ私は思ふ。夫から此の案を撤回をせぬ

か、既に政府で以て聯帶して出された税源と云ふものを否決されてあるから、此案を早く撤回せぬかと政府を責められんとする御方がある。夫れは私は分らぬと思ふ。未だ撤回すべき時が來ぬ。今政府に之を撤回せよと云ふのは實に分らぬ。財源を得られるか、得られぬか、夫れは豫算が議了をなさぬ内に財源を得るか得られぬかは分らぬ。其前に撤回を望んでどうするのである。撤回を望む人も分らなければ、若し之を撤回したならば其人は此法案と云ふものを實に弄ぶものと云はなければならぬ。どうしても豫算の方から先きに極まつて來なければ財源があるか、ないかと云ふことは分らぬと云ふのは、私はちやんと信じて居ります。極是迄の大蔵大臣の返答と云ふものは言抜けの様に聞えるか知らぬが一々尤も千萬のものご私は思つて居る。夫れ故に本員は委員會に於ても延期説を唱へたものである。此の問題と云ふものは決して早く議し終るべきものでない。延さなければならぬと夫れを主張した。併しながら賛成者が、此の政府案に賛成する諸君が聴かぬで早くやつてしまつた。夫れは自滅するものである。自滅するものであると幾度言つても分らぬ。自ら招く自滅、人から招いた自滅と云ふことはないが、自ら此の案を殺すやうなことに賛成者がしたのである。私は委員會に於て忠告した。忠告をしたけれども夫れ

を採用されぬで、遂に此の委員會で以つて忽に可否を決してしまつた。財源がない中に幾ら名案でも之に賛成することは出來ぬ。今日に於て是を議決すれば我輩は反對すると言つたけれども、中々分らぬで無暗にどしどしやつてしまつた。今日もどしどしやつて片附ければ、即ち勝てば宜いが、若し之が負け即ち自滅なんで、夫れは本員は何處までも是は延ばすが宜い。豫算の成行を見て或は兩院交渉會があれば、兩院交渉會を濟ましてすつかり遣つた後で、是を議するが宜いと云ふやうな考へであるので、併し今日は夫れもモウ遅いでありませう。夫れで昨日大蔵大臣の言はれたことを諸君は御記憶して居らるゝでありませう。何と大蔵大臣が言はれたかと云ふと、大蔵大臣は屢には否決したことを今日之を是とすることはどう云ふことであるかと云ふことを問はれた時分に斯う云ふことを言はれた。今や憲法は發布せられ議會は召集せられ其協賛を求めらるゝに當つて如何なる名論卓説、如何なる最巧至便の方法があつても、一度此の如く發言した以上は決して之を動かさぬ。此の如き頑冥不靈の政治家があつたならば、是は憲法を蔑視するものである。議會の協賛權を無視するものである。故に此度地價修正法案を提出したのは政治家の本分として名譽とする所であると大蔵大臣は言はれて居る。然らば名論卓説

を十分に聞かれて、以て此の上で大藏大臣が財源を見出さるゝかも知れぬ。若し國防軍備其の外の必要なる事業を起さずして出来るやうな豫算の成行に若しなることになつて、其の他に財源を見出されたならば、大藏大臣は良しや三税源は否決になつても、此の地價修正は行ふが善しとせらるゝ人であるかも知れぬと私は思ふ。私は十分に希望を懐き居るのである。夫れ故我輩は議し終らぬことを主張したが、今日になつては如何ともすべきやうがないことであらうと思ふ。今日の有様で之を決すれば財源のない故を以て、本員は已むを得ず之に反對するもので否決する。併し若し之を議決する前に財源を見出したと云ふことを大藏大臣が出て御述になれば、本員はぐるりと變つて之を賛成して御覽に入れる。

公立圖書館費國庫補助法案

(明治三十年二月二十六日)

昨年本員から帝國圖書館設置に關する建議案を政府へ提出しました。幸に其議を容れられました。今年はその豫算も出來ましたと云ふやうなことであります。而して斯の如く速に採用になつたと云ふのは固より此の輿論を政府で容れられたと云ふことでもありません。又一方に於ては文部省に於ても此の帝國圖書館の必要なることは豫て認められて居ると云ふことであつたらうと思はれる。それ故に斯く速に此議を採用せられたことであらうと思ひます。而して今年又此の公立圖書館費國庫補助法案と云ふのを提出致しました。どうか是が諸君の御賛成を得且つ兩院を首尾能く通過して法律となつて行はれることになりたいと云ふことを願ふのであります。之を建議と致しませぬで法案として出しましたのは、政府に於ても今迄それ程まだ考へて居られぬことであらうかと思ひます。それ故に或は建議で出しましては随分又採用までには時の長く掛ることであらうかと懸念致しました。然るに斯の如き法案が立ちまして地方に圖書館の起ることの必要と云ふも

のは、本員などの考では實に是は急務であらうと思ひます。斯の如き法案を以て之を奨励することは一日も早くなしたいと斯う思ひます。それ故に段々と賛成を願ひました所が七十名程も議員が賛成をして下さるやうなことであります。どうか此の法案の首尾能く通過するやうにしたいと希望致します。それに就きまして此の理由書にも述べてあります通り、此の圖書館と云ふものは教育の機關と致しましては學校と共に必要なものでありまして、學校があれば圖書館の方は後と回しになつても宜しいと云ふやうな性質のものでございませぬ。それで圖書館と云ふものは或は個人をして自由に教育を受けしむるには最も必要な機關であると思はれます。學校で或程度まで教育を受けましても、又其上に教育を受けんとするには圖書館にでも就いて教育を受けなければならぬことである。又學校に就て教育を受けることの出来ない者も、圖書館に就て教育を受けると云ふことになりません。其外又特別の研究でもしたいと云ふ者のためには圖書館が固より必要である。又何か此實業のことでも軍事のことでも其外種々のことに就きまして今日世界に於ける所の其事に關する事情はどう云ふものであると云ふやうなことを調べるにも、矢張り圖書館に於てそれに必要な所の材料が備へてあると云ふ

ことでなければ到底出来ぬのであります。それで是等のことは今更喋々するの必要はございませぬからして、もう其理由と云ふものは何人も認むる所の理由でありますから述べませぬが、唯圖書館の事業と云ふものは今日我邦の段々と諸般の事に於て進歩して來る際に於きまして、最も後れて居る所の事業であらうかと思はれます。此の理由を聊か述べますことと致し、且つ此の外國ではどの位圖書館と云ふものが盛んになつて居るか、どの位圖書館の事に身を入れて居るか、どの位金を費して居るかと云ふことを少し諸君の御耳に入れやうかと思ひます。それで圖書館の中で以て此の法案に關係します所のものは、即ち其外國で見ますと云ふと此の自由圖書館などと云ふやうな性質のものであります。公立圖書館と云ふものは、自由圖書館と云ふやうな性質のものであります。それで其の帝國圖書館と云ふやうな國家に大機關として設ると云ふやうな性質の圖書館ではございませぬ。で國家の中の種々の部分にそれ／＼其の事情地方の情況に依つて設立になつて來る所のものであります。此の種類の圖書館の必要を段々と各國に於きましては認めたるやうになつたのであります。數十年から此の如き圖書館の必要を認めます。千八百五十年の頃からして此の如き圖書館がなければならぬと云ふことで、外

國では法律などを段々拵へて参ります。其法律と云ふものはどう云ふ性質のものであるかと云ふと、地方で以て其地方の經濟で租税を以て圖書館を地方々に起すと云ふ事を許す法律である。其許可的の法律を起すと云ふと、さうすることそれに依つて税を課して圖書館を立てると云ふ事になるのであります。其法律が出来ました時よりして西洋諸國に於ては此種類の圖書館の出来たことが實に非常な數であります。其數を申しますると例へば此の英國の中でイングランドと申す部分には倫敦市を除いて二百八十八箇所此の種類の圖書館があります。それから又其のウエルズ及びアイル、ワフ、マンと云ふ部分には八十六箇の法律圖書館があります。スコットランドには二十二箇の法律圖書館があります。アイルランドには十三箇の法律圖書館がある。倫敦には一つの市であつて之に四十一箇の法律圖書館がある。それから亞米利加合衆國に於きましても自由圖書館即ち別に其閱覽權と云ふものを得るために金を拂はなければならぬやうなことなしに唯、其の圖書を見せる自由圖書館の種類が實に著しいことである。そこで一洲で以て三四十を有するものは少なからぬのである。中には一の洲で以て數百の此の如き圖書館を持つて居るものもある。それから佛蘭西の如きも此の種類の圖書館を起すことが實に盛んな

ことでありまして、千八百九十三年には巴里市だけで六十六箇も此の種類の圖書館があつたのである。此の如く盛んなことで外國では段々と此の教育の方便が起つて来る。然るに我國に於きましては軍費であるとか其外商業上のことであるとか或は築港であるとか云ふやうなことには段々と非常な進歩を爲して来る。殊に戦勝の結果として非常に諸般のことが發達して来る際に於て、獨り圖書館のことは依然として、或る地方の如きは實に此の事に於ては暗黒世界の有様である。それからしまして、此圖書館のことに就きましては或は他の諸般のことが斯く進歩するに引換へて、維新後に於て却つて其退歩をしたと云つて宜い位であらうと思はる。それは維新前に於きまして各藩のありました時分には、其藩々に公立の學校と云ふやうなものがあつて、其學校に附屬して居る所の公立の圖書館と云ふやうなものもあつたのが多くでありまして、其當時の智識に適當なる所の研究を爲すと云ふやうな途は當時に於ては自から其備はつて居つたやうなことである。然るに維新後に於て此の廢藩置縣と云ふやうなことになりましてからは、其地方々々の公立の學校が昔し風の公立の學校と云ふものがなくなつたに伴つて、此の公立の圖書館と云ふものもなくなつて仕舞つたのである。それで今日では高等學校で

もある所は其學校に就て居る所の圖書館の誠に微々たるものはありまするが、其外の場所に於てはもう圖書館のことゝ云ふものは丸で眞暗と云つて宜いやうなところであるのである。昔しあつた其諸侯の書物もどちらへか仕舞つてあるやうなことが随分多いであらうと思はる。それ故に其の斯の如き法律を設けて圖書館を起すことの必要は實に迫つて居ることゝ思はれます。それで地方で此の市町村が其地方税を以て圖書館と云ふやうなものを設立する所の權利と云ふものは既に持つて居るのである。持つて居るにも拘らず今日迄斯の如き必要なる教育機關を設立すること絶えてないと云ふのは何に依るかと云ふと、金錢上の利害の直接に分らぬことは國家に取つて必要でないことかと云ふと決してさうではないのである。金錢と云ふものも出来るのも此の金錢上の利益の分らぬやうな教育から起つて來るのである。商業上の繁昌も戦争の勝利も悪疫の豫防も教育と云ふ直接に金錢上の利益の分らぬやうな此の方便を以てするにあらずんば出来ぬことであるのであります。それ故に此の如き必要なる教育機關を起すには今日の所に於て先づ國家で以て奨勵法を設くるやうなことを爲し、而して是が數年の後地方で以て其奨勵を要せずして、追々之を設立するやうになつたならば、其ときに此奨勵法

と云ふものは改めても宜からうかと思ふです。それで或は外國ではどう云ふことになつて居るか、外國では斯う云ふ圖書館と云ふものは私立で以て置くものが随分ありはせんか、國費でやると云ふことは餘りないではないか、と云ふやうな疑もあるかと思ふのです。それ故に其の事に關して少し調べた所を御話を致します。此の亞米利加などが最も宜い例であります。亞米利加の合衆國に於きましては教育などのことに附いて富貴なる人が其寄附金などをするやうなことが非常に多いのである。それ故に亞米利加に於て圖書館であるとか、學校であるとか云ふやうなものが、富貴なる人の寄附金に依つて自然に起る所のものは實に多いことでありますが、其の亞米利加に於きましては公費を以て立てゝある所の圖書館と云ふものは實に多いのである。例へばマッサチウセツと云ふ州に於きまして自由圖書館と云ふものが二百十二あります。二百十二の内、百七十九と云ふものは即ち租税を以て立てゝある圖書館である。ニウハンブシャーと云ふ所には四十二自由圖書館と云ふものがあります。其内の三十四と云ふものは租税を以て立てゝあるのである。イリノイスと云ふ所には四十二あります。其内の三十五と云ふものは租税を以て立てゝあるものであります。ミシガンと云ふ州には三十八自由

圖書館があります。其内の二十六と云ふものは租税を以て立てゝあるのである。ロドアイランドと云ふ所には二十六自由圖書館があります。其内の十三と云ふものは租税を以て立てゝあるのである。紐育には二十四自由圖書館があります。其内の十一と云ふものは公費を以て立てたものである。インデアナと云ふ所には二十三自由圖書館があつて、其内の十三と云ふものは公費を以て立てたるものである。カリホルニアは二十一自由圖書館があつて、其内十八と云ふ者は租税を以て立てたものである。オハイオには二十一自由圖書館があつて、其内十一は公費を以て立てたものである。ウエルモンドには十五自由圖書館があつて、ウエルモンドの如きは一番公費を以て立てたのは少いのである。少ないのではあるが全くないと云ふ譯ではない。それからメインと云ふ所には十四あつて、其内の八つが租税を以て立てたのである。ウイスコンシンには九つあつて、九つとも公費を以て立てたものである。カンサスには九つあつて、其内の七箇が租税を以て立てゝあると云ふやうなことである。それかしまして又其金の高がどの位州々に依つて此の種類の圖書館を立てるために費す經費と云ふものはどの位であるかと云ふと、是も随分其驚くべき分量であるので、例へばカリホルニアには一萬二千圓以上の圖書

館が三箇ある。而して其一番經費の多いものはどの位掛るかと云ふと八萬圓の經費である。それからしてイリノキスには五千圓以上のものが九つあります。其内一番經費の多いのが二十五萬圓であると云ふやうなことで、實に多いことであります。それ等の統計をまだ段々と陳べればありますけれども先づ此位にして止めて置くことに致しませうと思ひます。それで此の法案に就きましては、私は文部大臣の配下に居るものでありますに依つて、議會に於きまして此の如き案を出すにも固より獨立の考で出しますけれども、矢張り當局大臣などの意見と餘り違ふやうなことがあつても却つて面白からぬ結果があるから、鄭重に爲し成るべく事の成就するやうにと思ひます。に依つて、豫め當局大臣の御耳にも之を容れて置いた譯である。それで何か不都合なことがあるならば伺ひたいと云ふことを申しました所が、別にどうも不都合と云ふやうなことがあるべき譯でない、さう云ふことが出来れば固より結構であると云ふことの御答がありました。是は實に私は喜に堪えぬことである。それで私一人が内證で文部大臣に聴いて來たと云ふことでなく、其時には矢張り確かなる此の貴族院議員の一人が其處に矢張り居た譯でありますからして、私の中すことは決して嘘ではないのであります。それから

しまして此の法案に就きましては、或は經費はどうか、何もかもさう國庫からとて金を出すことが出来るかと、斯う云ふやうな随分質問疑ひもあるであらうと思ひます。併し私は決して此の如き獎勵法を以て何もかもの中に入れることは承諾せぬのである。決して是は何もかもと云ふやうな性質のものでない。殆ど如何なることを措いても、斯の如き獎勵法は設けなければならぬと思ひます。又國家の經費の權衡上から言ひましても、軍費はどの位費すか、其他の事業にはどの位費すかと云ふことを考へて見て、此の僅かなる十萬圓とか云ふやうな金を以て大切なる教育の機關を獎勵する途であるに依つて決して是は多額なる事とは言へぬ。それからして十萬圓と云ふ呼聲に恐れて十萬圓は多いではないかと云ふ考へを爲す人があるかも知れぬ。併し是に就ても大に辯解しなければならぬと云ふのは、元と十萬圓と云ふのは府縣に皆な補助金を仰ぐやうな圖書館があつて、それでそれぞれ一縣も残らず補助をすると云ふやうなことであれば十萬圓と云ふものが要りまするけれども、まだ全國斯う云ふ種類の圖書館がないのでありますから、是れは興るに應じて獎勵して往かう、興させるために獎勵して往かうと云ふことでありまするに依つて、先づ最初には千圓要りますか、二千圓要りますか、三千圓要りますか、僅なことで済むのである。それ故に此の如き法案をむやみに出されては、どうも困ると云ふやうなことがなからうかと思はれる。それからしまして又政府は此軍備のみならず教育にも重きを置かれる所の政府でありまするに依つて、斯の如き法案は喜んで歓迎せられることであらうと思ふ。それからしまして又行政整理など云ふことにも着手をしてありまするに依つて、其行政整理の結果として二千圓、三千圓の儉約が出来ぬことはあるまいと思ひまするに依つて、財政上の不都合と云ふことも或はなからうと思ふ。又法律案で此の何圓と云ふやうなことを規定するのは不都合である。と云ふやうな意見も或はあるかも知れませぬ。それは或は便利上から往つては不都合と云ふこともあるかも知れませぬ。けれども既に此の如き法案が出て居るのである。現に彼の實業教育國庫補助法と云ふやうなものに於ても此の法案と同じやうに十萬圓と云ふことが規定してあるのであります。それでまだ私の方では幾らでも陳べますれば陳べたいやうに思ひまするけれども、却つてもう諸君に於ては既に御賛成下だすつたことでありまするに依つて、諸君に對して喋々する必要はないことであるから、是で陳べませぬが、どうも此の法案を委員を設けて鄭重に審査することも或は直に二讀會に移るとも何れにとも御決

し下だすつて、さうしてごうか通過しまして衆議院に回つて法律案となつて効を奏することを希望致します。

古墳墓保護に關する建議案

(明治三十年三月一日)

右貴族院規則第六十四條に依り提出候也

明治三十年二月二十三日

發議者

外山正一

贊成者

子爵 伏原宣足

外三十九名

貴族院議長公爵近衛篤磨殿

古墳墓保護に關する建議

凡そ忠臣元勳及び其の他國家に功勞ある者は其の生前に於て厚く之を待遇すべきは勿論其の死後に於ても亦厚く之を葬り且つ永く其徳を彰表するの道を盡すべきなり即ち祠堂を造つて其の靈を祭り碑碣を建て、其の徳を稱揚する

古墳墓保護に關する建議案

所以にして其の墳墓の如きは神聖犯すべからず歴然として之を千歳の後に存せしむべきなり然れども物換り星移り忠臣元勳等の墳墓も或は壞爛し或は堙滅に歸するの恐れなしとせず輓近維新の忠臣元勳の爲に葬儀を厚くし千歳不滅の墳墓を造るが如きは克く其の道を盡すものと謂ふべきなり蓋し忠臣元勳等の墳墓に保護を加へ之を永遠に保存するは後人殊に國家の責任にして其の何れの時代に屬するものたるを問はず苟も之を放任して荒廢に委せしめ遂に人をして其所在をだに知る能はざるに至らしむるが如きは一大缺典なりと謂はざるを得ず而して此の如き事業は固より之を一人若くは有志者輩の手に委すべきものに非ず政府は宜しく適當なる方法を設け其の新古を論せず忠臣元勳等の墳墓にして苟も荒廢堙滅の恐れあるものを保護し以て國家の應に盡すべき責任を完くせられんことを希望す仍て茲に之を建議す。

古墳墓保護に關する演說

(明治三十年三月一日)

極簡單に此の建議案提出の理由を述べます。先づ始に一言申して置きます事がございます。それは此の法案の首めに於きまして「忠臣元勳及び其他國家に功勞ある者は」と認めてあります。此の國家に功勞ある者はと云ふのはどう云ふ者を重に指したのであるかと申します。學者又は美術家等の如きものであります。其外にも種々の道に於て功勞ある者も少なからぬこととございませうけれども、先づ斯の如き者を其中に含んで居ります譯であります。それ故に或は此の如き漠然たる文字では足らぬと云ふやうな恐れもあるかと思ひます。若し諸君の御賛成を得ることが出來て諸君に於ても御異議がなければ、此所に或は其他國家に功勞ある學者美術家等はと云ふやうに改めては如何であるかと思ひます。扱本員が此の如き案を提出致しますると云ふことになりましたのは、本員が昨年の夏七月の半より八月の半まで大和地方、それから河内、攝津、和泉、山城の地方を巡廻致しました。それで其地方地方に於ける所の御陵を巡拜致しました。其數は百四

十箇所程に涉りますのであります。其途に於きまして數名の有名なる墳墓にも參詣を致しましたことであります。が、其中に於きまして如何にも遺憾に思はれ、如何にも哀むべき有様と思はるゝやうな墳墓があります。然して其何人の墳墓であるかと云ふことを考へますと云ふと、實に國家に取りまして非常に功勞のあつた人でありまして、今日我國家が斯の如き盛大に立至つたのも斯の如き人の忠勤に依る次第であると思はるゝ様な人の墳墓が實に淺ましき有様になつて居ります。其一つを申しますれば河内國の古市郡と云ふ所に通法寺と云ふ寺があります。其所に源義家の墓があります。此の如き人の墓にして今の有様を見ますと實にまるで荒廢の有様であります。石の垣が出来て居りますが、其垣と云ふものも餘程崩れて居り、石塔はごにか行つて居るやうな有様であります。斯の如き歴史上に於て實に大切な人であり、國家のために非常に功のある人であり、且つ將來の人に斯の如き英雄忠臣と云ふものは手本になるやうなものでもあります。に依つて、どうか斯う云ふ人の墳墓と云ふものは相應なる所の保存と云ふものを加へて、煙滅に歸せぬやうにしたいと云ふ觀念を起しました。それから是は忠君などの側から措きましての一例でありますが、又學者などの墓であります。最も哀

むべきものが此の東京府下の極近傍に在りますのであります。それは木下順庵と云ふ人の墓であります。大森の停車場からして池上の方に參ります。池上の直き下の所……本門寺の下の所に明保野と云ふ温泉がございます。其中に今日あるので、其有様はどうか云ふものであるかと申しますと、此の木下順庵と云ふ人の墓が其所に一本あり、其直ぐ脇に三本墓がある。其三本の墓を斯う束ねまして、一本おいて其後ろに一本おいて三本束ね土中に半ば埋めてあつて、其上に漸く幅二尺高さ三尺位の覆を拵へて其中に埋めてある。それがごににあるかと云ふと直ぐ臺所と云ふ所の……小さな臺所の様なものがあつて、其所に一間も隔つて居らぬ所に在るのである。私が參つて見ました時には、手桶が其所の直ぐ脇によつかけて、天秤棒がよつかけてあるやうな始末である。尋ねて見ますと云ふと、元は此の邊は墓場であつたので、然るに此の數年前に今のやうなことにされて仕舞つたのである。一私人の私有のものになりましたものでありますから、さう云ふことになつたので、別に致し方はない。併し此の如き先生の墓が今日の如き有様になつて居ると云ふのは、實に痛ましいことであらうと思ふ。殊に我國は祖先崇拜を爲す所の國であります。祖先崇拜と云ふことを最も重じて居る國でありながら、此の大家輩の

墓を此の如き有様で置く云ふのは實に歎はしいことと思ひます。それ故に如何なる方法が適當であるかと云ふことは未だ攻究は致して居りませぬ。又斯の如きことを企てる日には餘程數も多くなつて迎も保護しきことは出来まいと云ふやうな懸念もあります。其邊も私はさう悉く調べたと云ふ譯でもありませんが、併し此の如き場合から考へますると云ふと随分何か方法を設けて保護の道が付いたら宜からうと思ひまするのであります。それから致して或は陵でさへも、と云ふやうなことを随分人が言はぬことではないかと思ひます。之れに付きましては本員も明治二十四年の頃からして聊か考があります。さうして昨年陵を巡拜致したと云ふのも大に其の邊を思慮致しましたことでもあります。或は本議會に於て陵に關しても建議でも致さなければならぬと思ひました。然るに陵のことに就きましては世間にも種々な議論もございまして、諸陵頭も出來、折々地方に出張も致されることでもあります。就きましては其事に關して建議などを爲す必要もなからうと思ひます。それ故に其事は致しませぬが、此の元勳並に其他功勞のあつた學者などで我國の代表者とも言ふべき人、此の如き人の墳墓を歴然として存して置くこと云ふことは吾々後人の義務でもあらうし、又教育上などに於きまして實に大切なこ

とであらうと思ひます。それ／＼の地方にありまする斯の如き名士忠臣元勳等の墓などに學生生徒などを連れて參つて參詣を致させましたならば、随分効のあるであらうと思ひます。教場に於て何先生何將軍の話を致しまして其の墳墓が若し近傍であるならば遠足にでも參つて參詣をすることは實に利益のあることであらうと思ひます。且つ斯の如き人の中には大に又今日の人の戒と爲ることもあらうと思ひます。それは實に非常なる大家の墓であつて其墓の質素なることと云ふのは誠にどうも感服の至りであります。大塚の彼の陵の裏にありまする所の儒者の墓場に在る室鳩巢先生の墓などは實に簡單極まるものであります。此の墓と又彼の池上にありまする所の木下先生の墓などを見ますと矢張り極簡單なるものであります。此の如き大家の墓と今日或は青山の墓地或は谷中の墓地などにありまする所の今丁、人の墓とを比べて見ましたらば、感ずる所少なからぬ事であらうと思ふ。昔時の人は實にあつて云ふ豪傑であつても此の如き粗末な墓今日の人は實にそれと較べると實に非常な盛大立派なる所の墓を持つて居る。然して其異同のあるべき理由が果してあるかないかと云ふやうなことを考へましたならば大に裨益のあることであらうと考へる。それ故に或は此の如き建議案を出すことの

必要があるかと思ひます。併し又諸君の中には大に御考の異つて居らつしやる御方もあらうと思ひます。私は決して私の信じ込んだ所が間違のない正確なことだと無闇に思ふて仕舞ふ譯ではありません。それ故に若し其考へが間違つて居ると云ふ御考への御方がありますならば十分に伺ひたいと考へます。

豫算案

(明治三十二年二月十三日)

文部省の此豫算に付きましては當局者に質問せなければならぬことがあります。それに付きましては質問の理由を少し長く述べなければなりません。どうか其理由を十分に御述べさせ下さることを希望致します。此の文部省の豫算の中で以て削減せられた部分があります。其削減せられた部分に付いて復活と云ふ事をしたいと希望の者が此の議員中にも大分あります。私の如きも矢張り其一人であるのである。然るに此の所に一つ奇々怪々なることが此の復活問題に付いてあるのであります。其奇々怪々云ふことはどう云ふことであるかと云ひます。當局者の態度が甚だ曖昧模稜である云ふことなのである。當局者が復活を希望するのであるか、復活を希望せぬのであるか、其邊が我輩には頗る了解が出来ぬのである。我輩は確に聞いたことがある。それは當局大臣が衆議院の豫算會議のときに頗る熱心に文部省の案に付いて辯論せられたと云ふ事である。それは我輩が確に聞いて居るのである。然るに豫算が本會議へ上げつたときに

文部省の豫算に莫大なる……絶對的に云へば決して莫大なる金額ではない、僅に二十八萬圓位の金額であるから決して莫大なる金額ではないが、教育事業費に費す所の僅少なる金額に比すると實に莫大なる金額である。此の金額を本會議に於て傍若無人に削減せられたのである。其時に當局大臣が議場に現はれて如何なる熱心を以て辯護せられたか、我輩はそれは知らぬのである。唯我輩が知つて居ると云ふものは當局大臣が次官に命じて反對の意見を述べると云ふことで、次官が議場に於て反對をしたと云ふことである。而かも當局大臣は如何なる有力の大臣であるかと云ふことは諸君も我輩も知つて居るのである。當局大臣曾て衆議院に於て海軍擴張案を主張せられたときに如何なる大演説をされたかと云ふことは諸君も我輩も共に知つて居るのである。諸君此の大臣を我々は文部大臣として今日戴いて居るのである。此の大臣が文部にありながら若し此の大臣が海軍擴張に熱心なる如く文部の事業に熱心であるか、此の大臣が其ときの熱心を以て何故に議場に於て大演説をせられぬのであるか。國務大臣米來永切歴史上に傳はるものは我輩の考へでは樺山君の海軍擴張演説である。此の大演説の出来る人此の熱心なる樺山大臣であるのに、何故に文部に削減を加へられたときに非常なる大削減

を加へられたときに、衆議院の議場に於て曾て樺山大臣が現せる如き熱心を以て何故に文部の削減に反對をせられなかつたのであるか。我輩大に了解に苦しむのである。それは扱置いて本院へ此の豫算案が回つて來たときに、文部の當局者の或る者は此の削減に對して復活の運動をされたのである。我輩の方にも運動にやつて來られたのである。それは決して局長參事官の如き低い者で無い、大臣と局長との間に居らるゝ所の人が復活のために奔走されたのである。而して我輩の如き者にも復活を圖つて呉れろと議場に於て演説をして呉れろと云ふ御依頼があつたのである。文部當局者の局長以上の者が苟も斯る熱心を有つて居らるゝ所の復活であるならば大臣閣下に於ても熱心なる復活論者であるべきと我輩は思ふ。然るに此の豫算が本院の豫算委員會に上ばつたときに大臣閣下は果して如何なる演説を爲されたか、如何に此の復活を熱心に説かれたかと云ふことは、我輩速記録を幾ら繰つて見ても見出すことが出來ぬのである。唯、次官が曖昧なる所の復活演説をせられたのである。而して本院の豫算主査會に於ては、どう云ふことをしたのであるか、豫算主査會に於ては最も復活に便利なる方法を執られたことであると思ふのである。それは衆議院の豫算權と云ふものを十分重せられて、それ故に衆議院

で廢したる者を全然復活する事は穩當であるまいと云ふ考を以て、文部の定額の中他の部分を削減して而して衆議院で削減せられた所の大切なる者を復活を圖ると云ふ事をせられたのである。夫は何であるかと云へば國語調査の費用と高等師範學校改築費である。是が最も大切な者と認められて夫を復活をせしむる爲に地方視學費と云ふ者を削減を加へられたのである。此案と云ふ者は我輩の如きは頗る穩當なる者であると思ふ。我輩も此修正説には賛成の様と思つて居た者である。夫で政府委員が之に對しての答辯と云ふ者は我輩をして實に了解に苦しましむる所のである。斯の如き修正を以て行けば或は協議會に於て成立つであらうと云ふ親切なる希望を以て主査會の諸君が案出された所に對して政府委員はとう云ふ答辯をせられたかと思ふと、到底此修正の成立たぬ様な答辯をせられたのである。なせならば一方に於ては國語調査の如きは實に必要であるといふ乍ら、又師範學校の改築の如きは必要であるといふしながら他方に於ては地方視學の如きも亦必要である。是も是非成立たなければならぬと云ふ如き兩立せざる所の相容れざる所の答辯を主張されて居る。然らば文部當局者と云ふ者は果して國語調査の復活を願はれるのであるか、師範學校の改築を願はれるのであるか、普通

教育の擴張を願はれるのであるか、願はれぬのであるか、一向分らぬのである。それで文部當局者の如き位置を取られると云ふと、詰り文部省の豫算の中で削減になつたものを全額を總てを復活するにあらずんば、文部當局者は賛成する事が出来ぬと云ふ。斯う云ふ意味であらうと我輩は思ふ。衆議院の豫算決議權を重する以上は貴族院に於ても幾分か譲るのが必要であらうと思ふ。それ故に若し我より譲つてさうして彼の院に於ても我修正に賛成をして貰ひたいと云ふことであれば即ち主査會の爲した如き修正案と云ふものは穩當のものであらうと思ふのである。それを穩當であると思ふのは此の地方視學と云ふ如き事業に付いては政府委員は頗りに此の必要を説かれることである。又政府委員のみならず豫算委員中にも頗る熱心に此の必要を述べられた者があるのがある。然れども此の事に關しては船越君其外の方が言はれる通り、制度が悪い、方法が悪いに依つて之を削減しろと云ふのである。渡邊洪基君も言はれた如く到底適當なる人を得ることはむづかしくはないか。我輩の見る所も同じく此の豫算に出て居る如き師範學校長、中學校長の上に立つ如き地方視學官四十幾名と云ふものがどうして得られるか。文部大臣は果して其人があると云ふことを御確めになつたのであるか。文部次官はそう云

ふ人がある云ふことを御調べになつたのであるか。貴族院の豫算委員會に於て此の費目を削減することに反對せられたる諸君はさう云ふ人を幾らでも得らるゝと云ふことを御確めになつたのであるか。我輩は此の如き視學官を四十人からして探さうと云ふことは中々容易ならぬことではないかと思ふ。今日中學校長には如何なる者があるか。師範學校長には如何なる者があるかと云ふことを能く考へて見たならば、中々此の視學官四十幾名と云ふ者を得ることは容易なことではないのである。矢張り教育にも經驗のある教育家でも選ばなければならぬのである。それ故に往々は中學校長師範學校長杯からして此の人を探して來なければならぬのである。然れどもさうすれば學校の方が不完全になると云ふことは免れぬのである。到底今は人が足らぬのである。それ故に此の事業の如きは我輩が文部に居るときに概算の中には這入つて居つたけれども、概算と云ふものは随分せつば詰つて愈々確定豫算を作つて、大藏省とも交渉が濟み、内閣でも之を許すと云ふことになるとは、概算と云ふものは随分取捨せなければならぬやうなものが這入つて居るのである。其概算の中には此の地方視學の如きも入れてあつたのである。然れども緩急を計り大いに文部の豫算を削減せなければならぬと云ふ場合

になれば、此事業の如きと云ふものは或は今少し待つことが出來ぬのでもないかと思はれるのである。それは何せかと云ふと今申す人を得るのが困難である。中々是だけの人を得るのは容易でない。云ふ點から、我輩の如きは今年位は之を待つても宜いと認めるのである。然れども當局者は必ず十分なる人を既に御鑑定が濟んで居つてそれだけの覺悟があつて、此の案と云ふものを御主張になつたことであらうと我輩は思ふのである。それで文部の削減せられたるものゝ中で最も必要なるものであらう。復活せなければならぬと本員杯の思ふのは、第一には彼の國語調査の事項である。其費用と云ふものも實に僅かなものである。一萬圓幾らと云ふものである。國語の調査と云ふものは今日まで業に已に怠つてあつたと言つて宜しいものであらうと思ふ。今日の如く我國語と云ふものが亂れて居つて統一を缺いて居ると云ふときは殆んどなからうと思ふ。而して諸君も御承知のことであらうが、我々が往々聞く所のことはさう云ふことであるか、我國語を非常に侮辱するやうなことを往々聞くのである。日本語と云ふものは不完全なるものである。到底高等なる學術を言ひ現すことは出來ぬものであると云ふやうなことを屢聞くのである。然れども其不完全と云ふのは何んに依つて起るか。言葉が足らぬと云ふ

ことであるか、其他文法上の些細なることか云ふやうなことであるか、決して其改良を加へることの出来ぬものではないのである。で、國語と云ふものを改良せなければ到底我國民をして鞏固なる國家的思想を持たせることも出来ぬのである。此の國語を完全にして我には十分我の意思を現はす如き國語がある。決して外國の言語に依らぬでも、我日本大和男子の思想は大和の言葉で以て現はすことが出来ると云ふやうな觀念を持たなければ、到底我國民が國家的觀念と云ふものを起すことはむづかしいのである。起つて居つても十分に起すと云ふことは決してむづかしい。何れの國でも外國の言語を尊び自國の言語を卑み自國の言語では學術上の書物は著すことは出来ぬ。杯と言つて居つて、それで鞏固なる國家的觀念を持つて居るものがあるかどうか、我輩は一國もないと思ふのである。若し自國の言語を卑むやうな思想を持つて居るならば、我言語のみならず遂に國體をも卑むやうになるのである。それ故に此の國語の研究と云ふものは少しも怠つて置くことの出来ぬものである。殊に教育に従事して居る者は國語の今日の有様のために如何にも教育上には妨害を加へて居る。如何にも我兒童が損をして居ると云ふことは日々感じて居る所なのである。それ故に國語の調査と云ふものは決して是は一

日も捨て置くことの出来ぬものである。然るに此大切な所の費目が廢されたのである。又是と同様に大切なものは高等師範學校の改築である。高等師範學校の改築と云ふものは、生徒を養成するのに實に今日の不都合と云ふことを除けなければならぬと云ふことが前に迫つて居るのである。今日では生徒の数が二百人か二百五十人より外には養成することは出来ぬのである。一つの高等師範學校を置いてそれを際限なく増張するが宜しいか、又全國に適當なる場所を選んで數多増設するが宜しいかと云ふことはそれは攻究問題であらうと思ふ。本員の如きは決して一の高等師範學校を無限に増張すると云ふことは得策とは思はないのである。然れども今日の高等師範學校で決して濟む譯のものではない。之を改良すると云ふことを必要とするのは、苟も高等師範學校へ參觀に行つて見れば必ず分ることであると思ふ。それで今日はどうしても此の増設と云ふことは………改良と云ふことは圖らなければならぬのである。而して又一年後れるのである。來年は之を増設することを必ずやると斯う當局者は言はれるかも知らぬが、來年はどう云ふことが教育上に行はなければならぬかと云ふと、大學の増設、高等中學の増設と云ふことも先日既に本院から建議になつた所である。それ等のことも來年に

於ては計畫せなければならぬのである。其上に又此の高等師範學校の増設のことも企てる。此の外にも數々に必要なことがあらうと思はれるのである。それ等を皆な來年に持つて行つてやらうと云ふことになる。到底それは行ふことが出來ぬのである。それ故に來年に至れば高等師範學校は出來るであらうが高等中學校の増設が出來ぬことになる。か大學の増設が出來ぬことになる。か云ふことになるのである。それ故に今年に於て此の高等師範學校の改築位と云ふものはどうしても之を仕遂げて置かなければならぬと云ふ必要があるのである。それ故に國語調査の如き又此の高等師範學校改築費の如きは今年はどうしても之を復活するの必要があると思はれるのである。それで此の文部の豫算の削減の事に付いては、其の事情を大略諸君並に當局大臣に御話申すことが必要であらうと思ひます。而して將來文部の豫算の編制に關しては聊か當局者に注意を加へやうと思ひます。思ふのである……注意しなければ質問の價値がない。それで抑此の度の豫算を見ると云ふと實に偏輕偏重なるものである。文部豫算と云ふものは……是は現今の樺山大臣の責任でない。然れども柏田次官の責任でない。云ふことは我輩は言はぬ。或は柏田次官の責任でないかも知れぬ。然れども兎に角文部本年の豫算

は實に偏輕偏重極るものであると云ふのはどう云ふものであるかと云ひます。と、先刻も御話した所の概算と云ふものがある。其概算の中で以て非常に削減を加へたものと、少しも削減を加へぬで出した所のものがある。或は概算よりも増加して出した所の概算がある。非常に大削減を加へられたのは或は東京帝國大學杯が其一つである。之に次いで、京都帝國大學杯が大削減を加へられて居る。先づ經常費に付いて言ひますと云ふと、帝國大學からして増加を最初申出したと云ふものは二十幾萬と云ふのである。而して之に對する文部當局者が更に豫算として提出されたる所に於ては僅に五萬圓程になつてしまつたのである。それからして臨時費に於ては五十幾萬圓であるものが、僅に二十萬圓程に削減せられたのである。京都大學の如きも二十四五萬圓の臨時費であつた。京都大學が臨時費二十四五萬圓を要するのは實に尤も千萬なのである。京都大學と云ふものは新設の者であるに依つて頗る臨時費を要するのである。然るに此の京都大學の増設に必要な所の金額に大削減を加へたのである。二十四五萬圓のものを十七萬圓程に削減してしまつた。而して概算に於て出た所の高と少しも變はらぬで出た所のものは茲にあるのである。それは何であるかと云ふと即ち高等師範學校の改築費であります。

高等師範學校の改築費のみが概算と同じ高で二十八萬と云ふもので以て、スポンと出て来たのである。外の所は東京帝國大學でも京都大學でも亂離骨散な目に遭つて出たと云ふのである。茲の所に今日高等師範學校の増設と云ふものが此の如く衆議院で虐待になると云ふ原因はありはせぬか、どうであるか、是我輩が當局者に質問しやうと云ふ一つである。どう云ふ譯でさう云ふことになつたものであるか、諸學校から云ひ出した豫算は必要……必要なるものを云ひ出したのである。然るに其豫算の中で以て非常なる削減を他の部分に於ては加へて置きながら、高等師範學校のみが概算と同じ高を以て出たと云ふのである。それに續いて非常な裕かなのは何であるかと云ふと即ち地方學事費である。此の二つと云ふものは非常な裕かなる文部の豫算であるのである。斯う云ふものが畢竟出て来たから教育者の中にも随分の豫算に對して不平と云ふものがあつたのである。殊に高等師範學校……高等師範學校の増設に反對ではないが不權衡に高等師範學校が恩惠を被つて居る、非常な多い、非常な高い地面を買ふと云ふやうな感情が教育社會にも起つたのである。それ等のことが、或は衆議院杯の耳に這入つたのではないか、それ等のことの爲に此の必要なる所の教育費と云ふものを恰も坊主が憎いたために袈

袈まで憎いと云ふやうなことを以て反對されるやうになつたのではないかと云ふことを當局大臣に質問せんとするが、是れ亦一つの質問である。それでそれはどう云ふ所で斯う云ふ豫算の組方になつたかと云ふのは、詰り文部大臣の側に居つて文部大臣の耳を蔽はれて居るものがあれば、其一人か二人の者のために文部大臣の耳を自由にされてそれに従つてしまつて如何なる必要なることでも、如何なる學校から出て居る所の要求でも、是は實に酷い削減を加へて議會へ提出すると云ふ弊なのではないか。是れ亦我輩が當局大臣へ質問せんとする一つの箇條である。若しそう云ふことであるならば、此次の豫算に於ては十分に注意せられて、此の如き失態のないやうにせなければならぬと云ふのが、我輩の注意を與へる所である。それで此文部省の豫算の重なる部分即ち高等師範學校の改築費と云ふものが削減を加へられたと云ふのは決して其こと自らを不必要とせられたのではないと云ふことは我輩は認めて居るので、若し今年此文部省の豫算に此費目が抜けて居つたら、先日本院から大學増設並に高等學校の増設に關する建議を出したときに、高等師範學校の増設の如き擴張の如きも此一箇條として出したものであらうと思ふのである。既に先日の豫算會議に於て、遂に本會に於て、是等の復活が否決さ